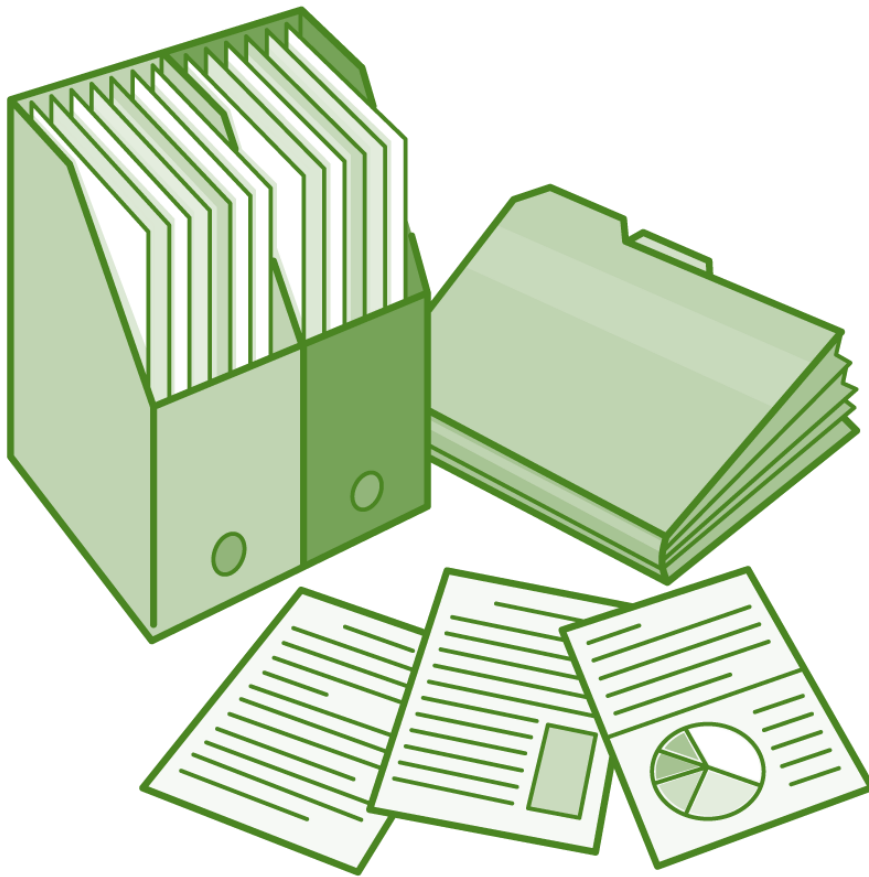


# 資料編





## 豊見城市防災会議条例

昭和52年3月31日条例第9号

改正

昭和52年12月16日条例第27号  
平成10年3月20日条例第4号  
平成12年3月31日条例第5号  
平成29年3月10日条例第8号  
平成30年3月2日条例第1号  
令和4年1月7日条例第1号  
令和5年3月8日条例第1号  
令和6年12月27日条例第30号  
令和8年3月26日条例第14号

## 豊見城市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、豊見城市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 豊見城市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 沖縄県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 豊見城市教育長
- (6) 豊見城市消防長及び豊見城市消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) その他特に必要と認め市長が任命する者

6 前項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までの委員は、それぞれ若干人とする。

7 委員が指名又は任命されたときの要件を欠くときは、委員を辞職したものとみなす。

8 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。



9 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門事項の調査のため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任される。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、総務防災課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(以下、省略)



## 市防災会議委員名簿

番号	区分		機関名	職名	連絡先
1		会 長	豊見城市	市長	850-0023
2	1号	委 員	沖縄気象台	地域防災推進課長	917-7922
3		委 員	那覇海上保安部	警備救難課長	951-0120
4	2号	委 員	沖縄県南部土木事務所	所長	866-1129
5		委 員	沖縄県南部保健所	所長	889-6351
6	3号	委 員	豊見城警察署	署長	850-0110
7	4号	副会長	豊見城市	副市長	850-0350
8		委 員	豊見城市	総務部長	850-0024
9		委 員	豊見城市	企画部長	850-0364
10		委 員	豊見城市	市民部長	850-0242
11		委 員	豊見城市	福祉健康部長	850-0141
12		委 員	豊見城市	こども未来部長	850-6775
13		委 員	豊見城市	都市計画部長	850-5332
14		委 員	豊見城市	経済建設部長	850-5306
15		委 員	豊見城市	上下水道部長	850-1516
16		委 員	豊見城市	会計管理者	850-0282
17		委 員	豊見城市議会	議会事務局長	850-0025
18		委 員	豊見城市教育委員会	教育部長	850-0961
19	5号	委 員	豊見城市教育委員会	教育長	850-3281
20	6号	委 員	豊見城市消防本部	消防長	850-3097
21		委 員	豊見城市消防団	団長	850-9108
22	7号	委 員	日本赤十字社沖縄県支部	事務局長	835-1177
23		委 員	沖縄電力株式会社那覇支店	支店長	0120-586-391
24		委 員	日本郵便株式会社豊見城郵便局	局長	0570-943-197
25	8号	委 員	豊見城市自主防災組織連絡協議会	会長	
26		委 員	陸上自衛隊第 51 普通科連隊	第 2 中隊長	857-1155
27		委 員	豊見城市赤十字奉仕団	委員長	
28		委 員	南部地区医師会	豊見城班長	998-8572
29		委 員	豊見城市女性会	会長	
30		委 員	社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会	会長	856-2782
31		委 員	豊見城市防災士の会	会長	
32	9号	委 員	株式会社FMとよみ	代表取締役	850-5517

※区分について

災害対策基本法に基づく豊見城市災害対策本部条例第3条第5項各号の委員区分

1号：指定地方行政機関 2号：沖縄県 3号：警察機関 4号：市職員 5号：教育長

6号：消防長・消防団長 7号：指定公共機関・指定地方公共機関 8号：有識者 9号：その他



## 豊見城市災害対策本部条例

昭和47年5月8日条例第17号

改正

平成10年3月20日条例第5号

平成29年3月10日条例第8号

豊見城市災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、豊見城市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

(以下、省略)



## 沖縄県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和63年6月7日条例第7号

改正

平成3年12月9日条例第9号

平成23年11月10日条例第2号

平成31年3月1日条例第1号

令和2年3月4日条例第3号

沖縄県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する条例

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により災害が生ずることをいう。
- (2) 住民 災害により被害を受けた当時、沖縄県市町村総合事務組合を組織する市町村の区域内に住所を有した者をいう。

## 第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 組合は、住民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者より生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - イ 配偶者
  - ロ 子
  - ハ 父母
  - ニ 孫
  - ホ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位



の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、組合長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受け取ることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったことその他の特別な事情があるため、市町村長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 組合長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 組合長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 組合は、住民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては、250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 組合は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでな



ければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以下である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主が負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合は除き年1.5パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条までの規定によるものとする。

#### 第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会の委員は、医師、弁護士その他組合長が必要と認める者のうちから、組合長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年6月1日から適用する。

(以下、省略)



## 豊見城市災害見舞金等支給要綱

令和 6 年 7 月 29 日 告示第 95 号

## 豊見城市災害見舞金等支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、災害により被害を受けた市民（以下「り災者」という。）に対して見舞いの意を表するとともに、その物的又は精神的被害を緩和するための一助として災害見舞金等を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は火災等により生ずる被害をいう。

(種類及び支給対象者)

第 3 条 災害見舞金等の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 災害見舞金 災害により負傷した者（1 月以上の治療期間を要するものに限る。以下同じ。）及び住家に被害を受けた者

(2) 死亡弔慰金 災害により死亡した者の遺族

(死亡弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 死亡弔慰金を支給する遺族の範囲は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 3 条第 2 項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、死亡弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、死亡弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対して行った支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(被害の認定基準)

第 5 条 被害の認定基準は、別表のとおりとする。

(災害見舞金等の額)

第 6 条 災害見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 人的被害 負傷した者 1 人につき 2 万円



(2) 住家の被害 1世帯（戸建て住宅にあっては1軒）につき次の表に定める額

被害の程度 世帯構成	全壊	半壊	床上浸水
1人世帯	30,000円	15,000円	10,000円
2人以上世帯	50,000円	25,000円	20,000円

2 死亡弔慰金の額は、死亡した者1人につき5万円とする。

(支給の手続)

第7条 災害見舞金等の支給を受けようとする者は、災害の発生した日から30日以内に災害見舞金等支給申請書（別記様式）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、当該期限を超えて提出することができる。

(支給の方法)

第8条 災害見舞金等は、直接死亡した者の遺族又は災者に支給するものとする。

(支給の制限)

第9条 沖縄県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和63年沖縄県市町村総合事務組合条例第7号）の規定により沖縄県市町村総合事務組合から災害弔慰金又は災害障害見舞金が支給されるとき、又は被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の規定により被災者生活再建支援金が支給されるときは、災害見舞金又は死亡弔慰金は支給しない。

2 災害による被害が災者の故意又は重大な過失によるときは、当該災者に係る災害見舞金等は支給しない。

(支給の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により災害見舞金等の支給を受けた者があるときは、その額の全部又は一部をその者に返還させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、災害見舞金等の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に市長の定めるところにより行われた災害見舞金等とその目的を同じくする給付金の支給については、この告示の相当規定に基づいてなされたものとみなす。



別表（第5条関係）

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
住家の被害	住家	現実に住居のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により、一時的に居住することができないものとする。

(以下、省略)



## 豊見城市罹災証明書等交付要綱

平成29年 5月17日 告示第57号

改正

平成30年 1月26日 告示第9号

令和5年 3月31日 告示第39号

## 豊見城市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定に基づき、市内で発生した災害による被害に関して、市長が罹災証明書及び被災証明書を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 住家 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に規定する家屋のうち、現に住居のために使用している建物をいう。
- (3) 非住家 住家以外の不動産（店舗、工場、倉庫等）をいう。
- (4) 動産 不動産以外の物をいう。
- (5) 罹災証明書 災害による主に住家の被害について、その事実を市が確認することができる場合に限り、現場確認、調査の実施等を行い、被害の程度を証明するものをいう。
- (6) 被災証明書 災害により住家（罹災証明書により証明するものを除く。）、非住家又は動産に被害が生じた場合に、その被害にあった事実を証明するものをいう。

(証明書の交付申請)

第3条 罹災証明書の交付を受けようとする者は罹災証明書交付申請書（様式第1号）に、被災証明書の交付を受けようとする者は被災証明書交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、次に掲げる書類のうち、添付することができないものがあると市長が認めたときは、省略することができる。

- (1) 被害状況が確認できる写真
- (2) 被害場所の位置図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 罹災証明書は、災害を受けた日から3月以内のものに限り交付するものとする。ただし、当該日から3月を超えるものであっても、提出書類により災害の事実を確認することができ、申請の内容が正当と認められる場合は、この限りでない。

(交付対象者)

第4条 各証明書の交付対象者は、次のとおりとする。

- (1) 災害により建物被害が発生した場合において、被害を受けた住家又は非住家の所有者又は占有者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(証明書の交付)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請があったときは、提出された書類を審査し、罹災証明書（様式第3号）又は被災証明書（様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により既に交付した罹災証明書、又は被災証明書と同一の証明内容につ



いて再交付の申請があったときは、第3条第1項各号に掲げる書類の添付及び申請内容の審査を省略して罹災証明書、又は被災証明書を再交付するものとする。

- 3 各証明書により証明する事項は、罹災又は被災したことを市に対して届け出たことに係る事項とし、人的被害の程度、被害額等については証明しない。

(再調査)

第6条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対し、再調査の申請をすることができる。

- 2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、建物被害認定再調査申請書(様式第4号)を提出して行うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、申請をした者の立会いのもとに再調査を実施する。

- 4 再調査により証した事項に変更が生じた場合は、当該変更に係る証明事項を修正し、又は再調査に基づいた証明書を交付する。

(手数料)

第7条 証明書の交付に係る手数料は、豊見城市手数料条例(平成12年豊見城村条例第3号)第6条の規定に基づき、免除するものとする。

(証明事項の取消し)

第8条 市長は、罹災証明書又は、被災証明書の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段によりこれらの証明書の交付を受けたと認められるときは、これらの証明書の交付によって証した事項を取消することができる。

- 2 前項の規定により証明事項を取消された者は、直ちに当該証明書を市長に返還しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

(以下、省略)



## 豊見城市自主防災組織補助金交付要綱

平成29年 3月31日告示第42号

改正

平成30年 5月23日告示第59号

令和 7年 5月27日告示第58号

## 豊見城市自主防災組織補助金交付要綱

豊見城市自主防災組織補助金交付要綱（平成24年豊見城市告示第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、自主防災組織の活動育成を図るため、資機材等の整備、防災訓練の実施及び防災士養成に要する費用について、予算の範囲内で豊見城市自主防災組織補助金を交付することに関し豊見城市補助金等の交付に関する規則（平成2年豊見城村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 自主防災組織 地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、住民が自主的に結成した自治会等を単位とする組織をいう。
- （2） 資機材等 災害発生時に自主防災組織が応急対策として使用する資機材で、別表に定めるものをいう。
- （3） 防災士養成 自主防災組織より推薦のある者が、特定非営利活動法人日本防災士機構による防災士認証を取得することをいう。
- （4） 豊見城市自主防災組織補助金 豊見城市自主防災組織資機材等購入事業補助金（以下「資機材等購入補助金」という。）、豊見城市自主防災組織防災訓練事業補助金（以下「防災訓練補助金」という。）及び豊見城市自主防災組織防災士養成事業補助金（以下「防災士養成補助金」という。）をいう。

（設立届出）

第3条 自主防災組織を設立した場合は、豊見城市自主防災組織設立届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1） 自主防災組織規約
- （2） 自主防災組織役員名簿
- （3） 自主防災組織防災計画書

（補助金の種類及び対象等）

第4条 資機材等購入補助金は、資機材等の購入に要する費用に対し、交付するものとする。ただし、自主防災組織が既に当該補助金の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた日の属する会計年度の翌年度以後10年間は、これを交付しない。

- 2 前項の資機材等購入補助金の交付を受けた場合は、同一会計年度内に防災訓練を行わなければならない。
- 3 防災訓練補助金は、市の指導を受けて行う防災訓練に要する費用に対し、1会計年度につき1度に限り、交付するものとする。
- 4 防災士養成補助金は、特定非営利活動法人日本防災士機構による防災士認証登録に必要な費用に対し、1会計年度につき各自主防災組織より原則2名までを対象に交付するものとする。

（補助金の額）

第5条 資機材等購入補助金は、上限を50万円とする。



- 2 防災訓練補助金は、上限を5万円とする。
- 3 防災士養成補助金は、補助対象経費総額の2分の1以内（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とし、上限を1名につき3万円とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、自主防災組織を設立した後、市長に対し、豊見城市自主防災組織資機材等購入事業補助金交付申請書（様式第2号）、豊見城市自主防災組織防災訓練事業補助金交付申請書（様式第3号）又は豊見城市自主防災組織防災士養成事業補助金交付申請書（様式第4号）により補助金交付の申請を行う。

- 2 同一会計年度内に資機材等購入補助金及び防災訓練補助金の両方の交付申請を行うことはできない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その内容を豊見城市自主防災組織補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定による決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに豊見城市自主防災組織補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1）資機材等購入事業実績書（様式第7号）、防災訓練事業実績書（様式第8号）又は防災士養成事業実績書（様式第9号）
- （2）事業の実績額が確認できる書類
- （3）事業の実施が確認できる写真（資機材等購入補助金及び防災訓練補助金の場合に限る。）
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告があったときは、これを審査し、事業が適正に実施されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知する。

（補助金の交付）

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、豊見城市自主防災組織補助金請求書（以下「請求書」という。）（様式第11号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（管理義務）

第13条 補助金の申請に基づき交付を受けた自主防災組織は、資機材等を常に良好な状態で使用できるよう保管責任者を定め、その管理に努めなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。



## 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

## 資機材等

ハンドマイク 発電機 投光器 チェーンソー エンジンカッター 懐中電灯 ヘルメット 携帯ラジオ メガホン 担架 誘導旗 消火器 一輪車 のこぎり バール ハンマー 腕章 折りたたみはしご コードリール テント ロープ 救急セット ビニールシート リヤカー 簡易トイレ 炊飯装置 その他市長が必要と認めた物
--

(以下、省略)



## 豊見城市自治会放送施設整備事業補助金交付要綱

平成25年1月22日告示第8号

改正

平成29年1月25日告示第9号

## 豊見城市自治会放送施設整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民への連絡体制の充実及び災害時等における緊急連絡の整備強化を図る目的で、放送施設の整備に要する費用について、豊見城市自治会放送施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、豊見城市補助金等の交付に関する規則（平成2年豊見城村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会放送施設 地域住民への連絡を目的とした、無線及び有線の放送施設
- (2) 整備 自治会放送施設の修繕、移設若しくは更新又は新設

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところとする。

- (1) 無線放送施設 アンプ、基地局、中継局及び屋外拡声子局の整備に要する経費
- (2) 有線放送施設 アンプ、電線（ワイヤー等を含む。）、屋外拡声子局及び引込支柱（簡易引込及び土台等を含む。）の整備に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1以内とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請を行おうとする自治会は、豊見城市自治会放送施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請により補助金の交付を受けた自治会は、補助金交付年度以降、施設の耐用年数が経過するまで、再度の交付申請を行うことはできない。ただし、災害等により自治会放送施設の破損等が生じた場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、その内容を豊見城市自治会放送施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定による決定を受けた自治会は、整備が完了した場合は、速やかに豊見城市自治会放送施設整備事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 整備に要した経費に係る領収書及びその他経費が確認できる書類
- (2) 写真又はその他整備の状態が確認できる書類

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、これを審査し、整備が適正に実施され



ていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊見城市自治会放送施設整備事業補助金額確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた自治会は、市長に対し、速やかに豊見城市自治会放送施設整備事業補助金請求書（様式第5号）により補助金の交付を請求しなければならない。

（決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、自治会が虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金の交付を受けたときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（以下、省略）



## 豊見城市防火防災訓練災害補償要綱

平成28年3月28日告示第41号

## 豊見城市防火防災訓練災害補償要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊見城市（以下「市」という。）が財団法人日本消防協会（以下「協会」という。）の実施する防火防災災害訓練補償共済制度の加入に伴い、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織等 市内の自主防災組織、婦人防火クラブその他市長が認めるものをいう。
- (2) 損害賠償 市が法律上の損害賠償責任を負う場合をいう。
- (3) 災害補償 市が法律上の損害賠償責任を負わない場合をいう。
- (4) 補償等 損害賠償又は災害補償をいう。
- (5) 補償金 損害賠償金又は災害補償金をいう。

(補償等の対象)

第3条 補償等の対象となる防火防災訓練（以下「訓練」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 市が主催する訓練で自主防災組織等が参加したもの
  - (2) 自主防災組織等が行う自主的な訓練で当該訓練実施日の前日までに市長へ豊見城市防火防災訓練計画書（様式第1号）の提出があったもの
- 2 市は、訓練に参加した者で、当該訓練に起因する事故により、死亡し、若しくは負傷等の災害（疾病を除く。）を受けたもの又はその相続人（以下これらを「被害者等」という。）に対し、補償等を行うものとする。

(補償等の種類及び金額)

第4条 被害者等の補償等の種類及び金額は、別表のとおりとする。

(災害の報告)

第5条 第3条第1項第2号に規定する訓練の主催者は、当該訓練において災害が発生したときは、速やかに豊見城市防火防災訓練事故発生状況報告書（様式第2号）により、市長に報告しなければならない。

(補償等の請求)

第6条 被害者等が補償等を請求するときは、協会が定める共済契約約款（以下「約款」という。）に基づく必要書類を市長に提出しなければならない。

(補償金の返還)

第7条 市長は、被害者等が偽りその他不正の手段により補償金を受けたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補償金の返還を請求するときは、豊見城市防火防災訓練災害補償返還請求書（様式第3号）により、当該補償金を返還すべき者に通知するものとする。

(損害賠償への充当)

第8条 市長は、この要綱による災害補償を行った場合において、同一の事由により民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定に基づく賠償責任が生じたときは、既に支払った災害補償金は当該損害賠償金に充てる。

(準用規定)

第9条 この要綱に定めのない事項については、約款の規定を準用する。



(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第4条関係)

区分	種類	金額	
損害賠償	損害賠償死亡一時金	5,000万円を限度	
	損害賠償傷害一時金	1級・2級	5,000万円を限度
		3級・4級	4,000万円を限度
		5級・6級	3,000万円を限度
		7級・8級	2,000万円を限度
		9級・10級	1,500万円を限度
		11級・12級	1,000万円を限度
		13級・14級	500万円を限度
災害補償	災害補償死亡一時金	700万円	
	災害補償後遺障害一時金	1級・2級	700万円
		3級・4級	550万円
		5級・6級	400万円
		7級・8級	300万円
		9級・10級	200万円
		11級・12級	130万円
		13級・14級	70万円
	入院療養補償	90日限度	1日 3,500円
	通院療養補償	1週間以上通院(90日限度)	1日 2,500円
休業補償	90日限度	1日 3,000円	

(以下、省略)



## 豊見城市災害時協力井戸・湧水の登録に関する要領

令和7年4月17日制定

## 豊見城市災害時協力井戸・湧水の登録に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害発生に伴い水道が長期間断水状態になった場合に備え、トイレ、掃除等(飲用水を除く。)に使用できる生活用水を確保するため、豊見城市内にある井戸及び湧水を所有者の協力により災害時協力井戸・湧水として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 災害時協力井戸・湧水の登録要件は次のとおりとする。

- (1) 現在、使用しており、今後も使用する井戸・湧水であること。
- (2) 災害時に水の無償提供が可能であること。
- (3) 井戸・湧水の位置を少なくとも災害時において公表することが可能であること。

(登録の手續)

第3条 登録の意志がある井戸・湧水所有者(以下「所有者」という。)は、災害時協力(井戸・湧水)登録申請書(様式第1号)に必要な事項を記載し、市長に申し出るものとする。

- 2 市長は、前項の登録申請書を受理したときは、その内容等を審査して登録の適否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、災害時協力(井戸・湧水)登録書(様式第2号。以下「登録書」という。)を申請者に交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第4条 災害時協力井戸・湧水の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害時協力井戸・湧水の第三者利用は災害時に限られ、利用時間は所有者の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。
- (2) 災害時協力井戸・湧水の利用は、所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。

(登録期間)

第5条 登録期間は、登録書の交付の日の属する年の2年後の9月30日までとする。

- 2 市長は、登録期間の満了を迎える井戸・湧水の所有者に対し、電話等により更新の意思の有無を確認するものとする。
- 3 前項の場合において、更新の意思があることを確認したときは、次に掲げる場合を除き、登録期間をその満了する日からさらに2年間延長することができる。
  - (1) 第2条の登録要件を満たさないことを確認した場合
  - (2) 次条の規定によらず登録内容が変更されている場合
  - (3) 更新の意思の有無を確認することができなかった場合

(登録内容の変更等)

第6条 所有者は、登録書の記載内容に変更が生じたとき又は登録した井戸・湧水を廃止し、停止し、又は譲渡したときは、災害時協力井戸・湧水登録内容変更・解除届出書(様式第3号。以下「届出書」という。)により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の届出書により登録書の記載内容を変更するときは、変更内容を反映した登録書を届出者に交付するものとする。

(登録の解除)



第7条 市長は、次に掲げる場合は、災害時協力井戸・湧水の登録を解除することができる。

- (1) 前項の届出書により解除の申出があった場合
- (2) 第2条の登録要件を満たさなくなった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が災害時協力井戸・湧水として適当でないと認めた場合

2 市長は、前項の規定により災害時協力井戸・湧水の登録を解除するときは、災害時協力井戸・湧水解除通知書（様式第4号）により所有者に通知するものとする。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

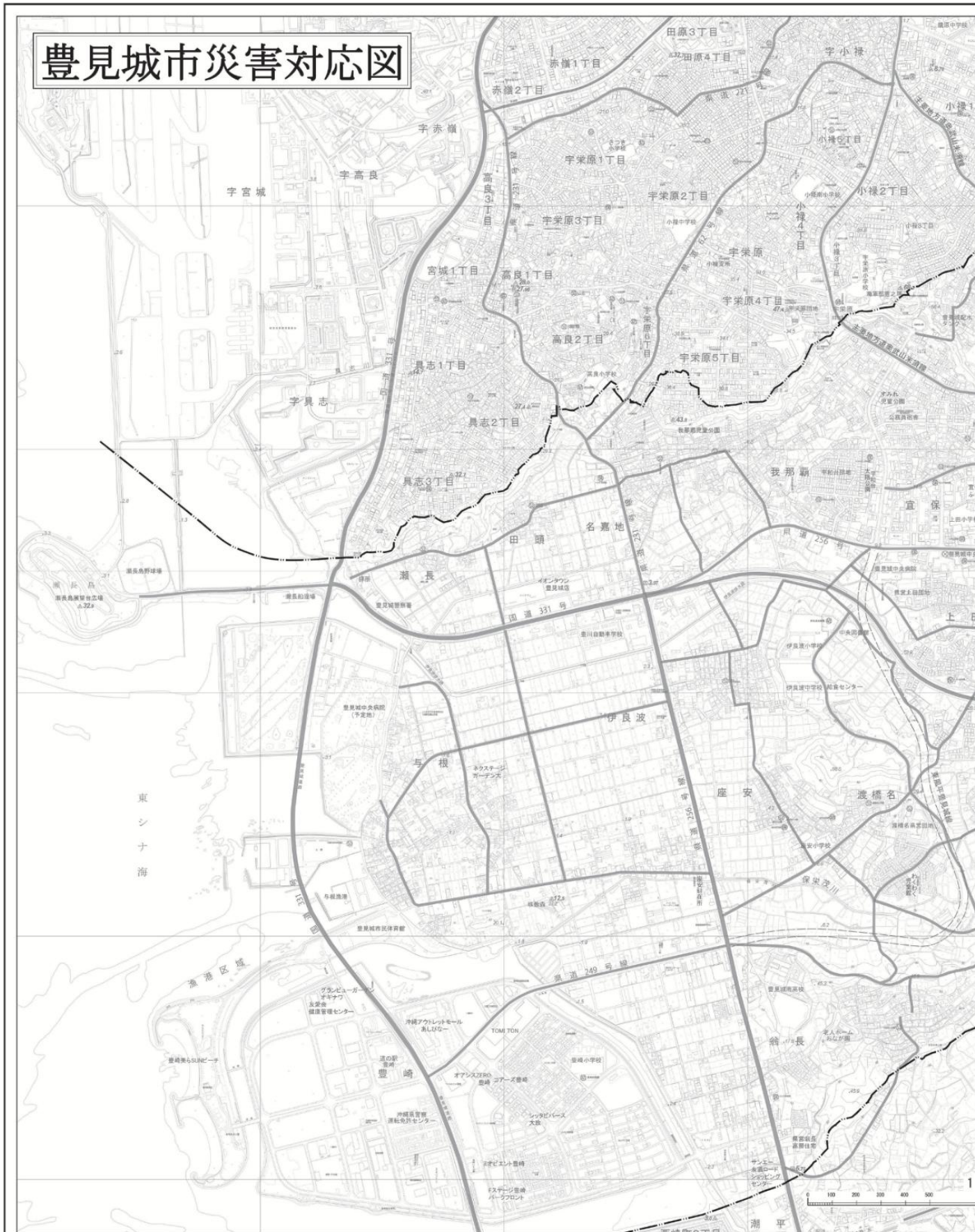
附 則

この要領は、令和7年4月17日から施行する。

（以下、省略）



豊見城市全体位置図



第一編 共通編

第二編 地震・津波編

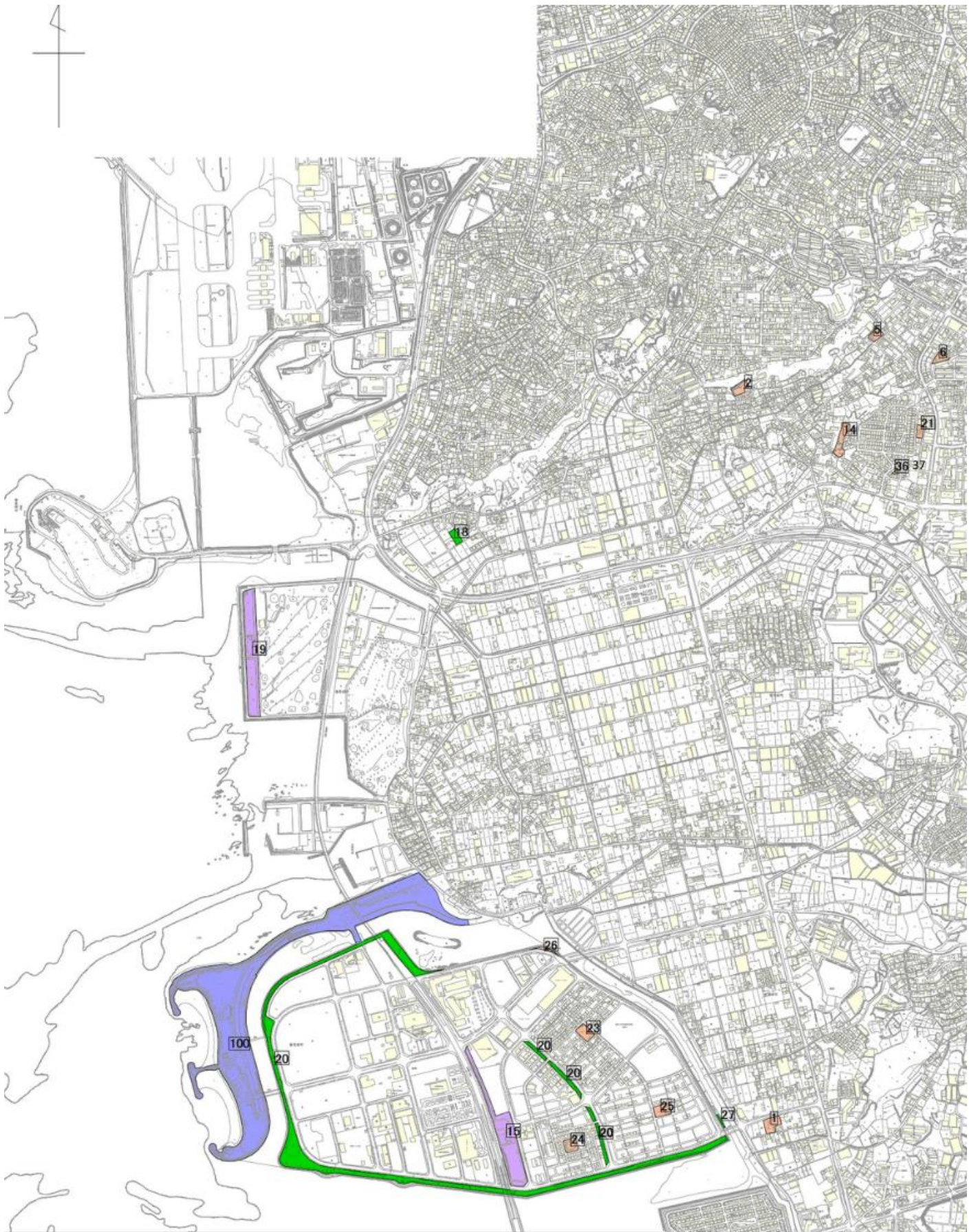
第三編 風水害等編

資料編





豊見城市都市公園位置図



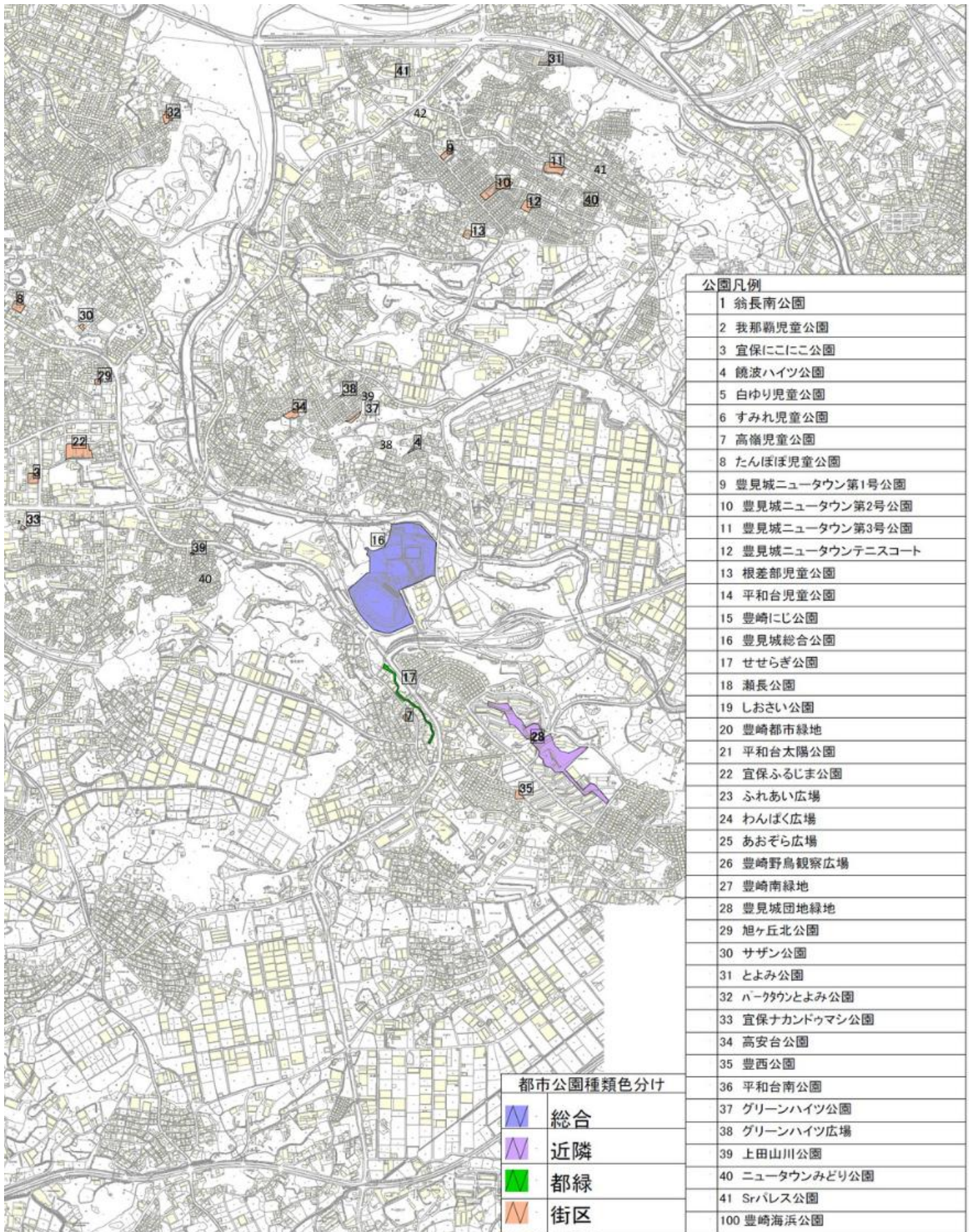
第一編 共通編

第二編 地震・津波編

第三編 風水害等編

資料編





## 自然災害状況

年月日	災害名	人的被害	住家被害 (非住家)	被害金額 (千円)	その他	消防職員 出動人数
H16. 6. 19	台風第 6 号			農業被害 5, 500		
H16. 9. 4	台風第 18 号			農業被害 134, 867		15
H16. 9. 25	台風第 21 号			農業被害 4, 304		3
H18. 6. 10	長雨土砂災害		全壊 1			11
H18. 7. 8	台風第 3 号			公共文教施設 900 農業被害 5, 635		9
H18. 9. 15	台風第 13 号			農業被害 256		4
H19. 6. 18	大雨				崖くずれ 1 ブロック塀 等 1	
H19. 7. 12	台風第 4 号			公共施設 3, 920 農業被害 52, 470		
H19. 8. 11	大雨		床上浸水 4	農林水産施設 50 公共土木施設 2, 800 畜産被害 60	道路 2 崖くずれ 5	
H19. 12. 21	大雨		床上浸水 15			
H21. 6. 12	大雨・洪水				崖くずれ 1	
H22. 2. 27	地震				橋りょう 1 水道 27 ブロック塀 等 1	
H24. 6. 18	台風第 4 号			農林被害 10, 036		
H24. 8. 25	台風第 15 号		床下浸水 1	農林水産施設 395 農林被害 15, 173		
H27. 5. 11				農林水産施設 23		19
H27. 7. 8	台風第 9 号	軽傷 6	一部損壊 1	公共文教施設 150 農林水産施設 14, 660 農林被害 15, 600		37
H27. 8. 21	台風第 15 号	軽傷 1		公共文教施設 80 農林水産施設 786 その他公共施設 3, 074	文教施設 1 崖くずれ 1	23
H28. 9. 7	大雨		床下浸水 1			3
H28. 10. 3	台風第 18 号				災害対策本部 設置	25



年月日	災害名	人的被害	住家被害 (非住家)	被害金額 (千円)	その他	消防職員 出動人数
H29. 6. 19	大雨				崖くずれ 2	
H29. 11. 17	大雨		床下浸水 1		車両 2 両水没	
H30. 9. 28	台風第 24 号	軽傷 1				
R1. 6. 26	大雨				車両 1 台水没	
R1. 9. 21	台風第 17 号	軽傷 1				
R2. 5. 6	大雨				道路冠水 2 土砂堆積 1	
R4. 5. 31	大雨・洪水			農林水産施設 51, 447		
R4. 6. 1	大雨				災害対策本部設置	
R5. 7. 31	台風第 6 号	軽傷 4	プレハブ破損 1 (非住家)	公共文教施設 33, 674	地すべり 1	



## 気象概況

参照：気象庁気象データ(那覇)

年	気温 (°C)			湿度 (%)		降水量 (mm)					風速 (M/S)
	平均	最高	最低	平均	最小	年間総量	最大日量	月日	1時間最大	月日	平均
H11	23.5	33.3	10.1	74	31	2,247.5	411.5	9/22	78.0	9/22	5.3
H12	23.0	33.5	10.3	75	33	2,613.0	210.5	11/9	89.0	11/9	5.4
H13	23.4	35.6	10.1	72	25	2,644.0	186.5	9/12	58.5	9/26	5.2
H14	23.2	33.3	10.0	71	23	2,027.0	255.0	9/5	63.0	9/5	5.2
H15	23.4	35.5	9.5	69	29	1,457.5	143.0	8/7	57.0	10/9	5.4
H16	23.4	33.9	9.9	69	30	1,926.0	214.5	6/9	57.0	6/9	5.4
H17	23.1	34.6	9.0	70	31	1,947.5	213.0	6/17	75.5	6/17	5.5
H18	23.5	35.0	10.2	75	34	2,068.0	100.5	6/10	47.0	4/11	5.2
H19	23.5	34.5	10.9	72	29	2,816.5	427.5	8/11	84.5	8/11	5.4
H20	23.4	33.8	10.7	71	30	1,621.0	138.5	3/30	64.0	10/10	4.9
H21	23.4	34.6	9.3	72	10	1,864.5	155.0	6/15	53.0	6/15	5.3
H22	23.1	33.2	9.1	74	33	2,895.5	131.5	5/16	58.0	11/13	5.3
H23	22.9	32.9	8.7	75	31	2,122.0	225.0	8/6	62.5	5/16	5.4
H24	23.0	33.3	11.6	74	32	2,733.0	174.0	8/27	50.0	6/19	5.5
H25	23.3	34.8	10.3	73	34	2,071.0	204.0	5/23	68.5	8/14	5.3
H26	23.1	33.9	10.6	73	32	2,584.5	251.5	10/11	79.0	7/9	5.3
H27	23.6	33.8	9.6	73	22	1,425.0	157.5	7/10	64.0	7/20	5.2
H28	24.1	33.9	6.1	74	30	2,368.0	137.5	9/7	43.0	4/10	5.1
H29	23.6	35.1	10.7	71	30	1,907.0	206.5	6/19	60.0	9/3	5.0
H30	23.5	33.1	9.3	74	30	2,469.5	184.0	9/29	41.5	10/15	5.3
R1	23.9	33.9	12.0	77	32	2,637.5	156.0	9/21	54.5	6/26	5.2
R2	23.8	34.7	10.6	77	33	2,481.0	190.5	10/22	77.0	5/6	5.1
R3	23.6	33.5	9.7	77	36	2,485.5	213.0	6/29	61.0	6/17	5.2
R4	23.7	33.8	11.7	80	38	2,996.5	162.5	5/31	65.5	5/31	4.9
R5	23.8	34.3	8.4	77	37	2,291.5	260.5	8/2	53.0	4/20	5.1
R6	24.4	36.0	12.0	76	34	3,069.0	189.5	6/14	94.5	6/14	4.7



## 過去5年間の火災発生状況

## □ 火災発生件数等

年 別 \ 項 目	件 数	焼失面積 (㎡)	損害額 (千円)
平成 31 年/令和元年	8	1,324	109,171
令和 2 年	5	179	51,741
令和 3 年	5	30.97	5,837
令和 4 年	9	94.91	11,286
令和 5 年	25	224	53,442

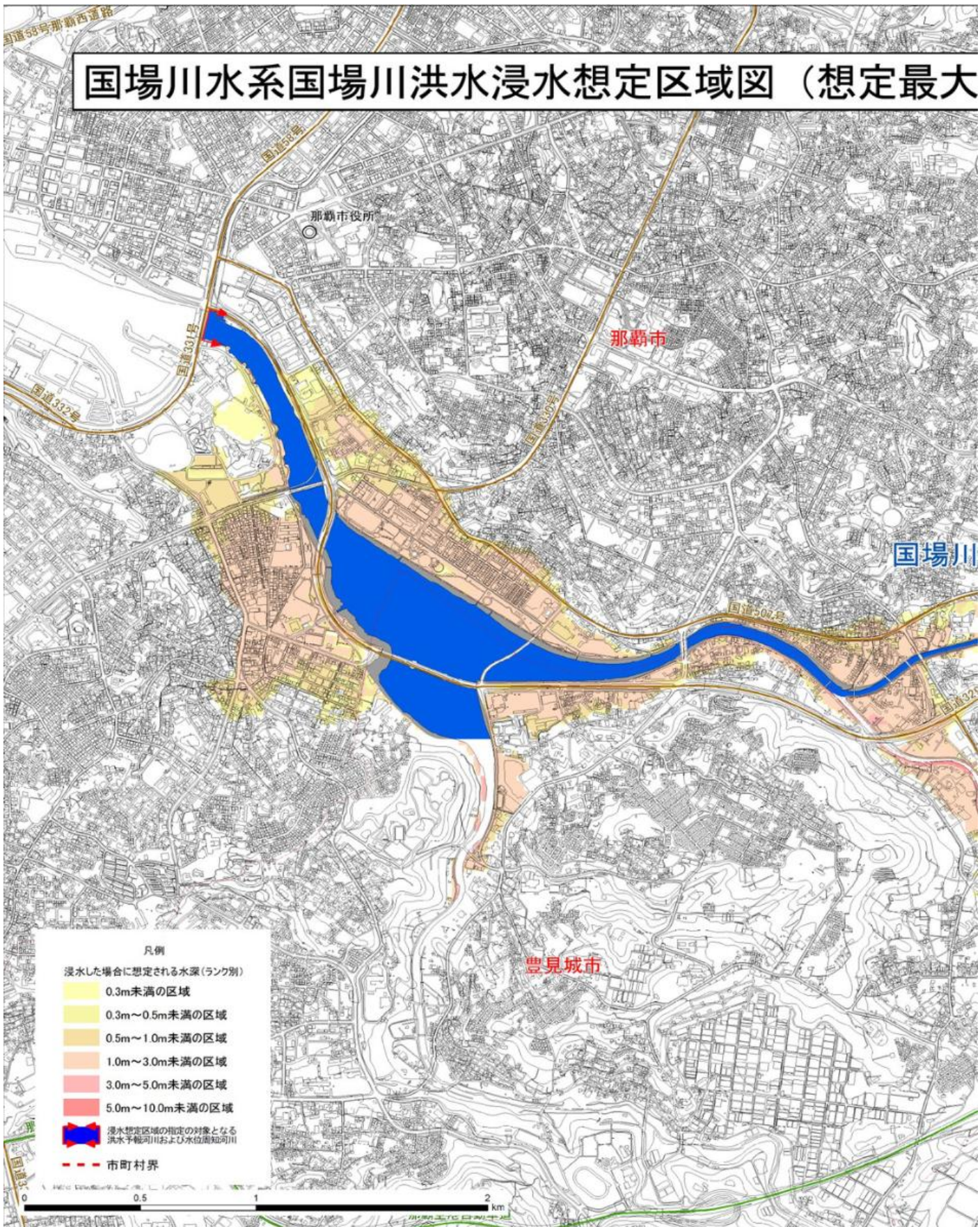
## □ 火災種類別件数

年 別 \ 種 類	建物火災	林野火災	車両火災	その他の火災
平成 31 年/令和元年	6	0	1	1
令和 2 年	5	0	0	0
令和 3 年	3	0	2	0
令和 4 年	5	0	0	4
令和 5 年	6	4	3	12

参照:消防年報 (第 46 号)



国場川水系国場川浸水想定区域図



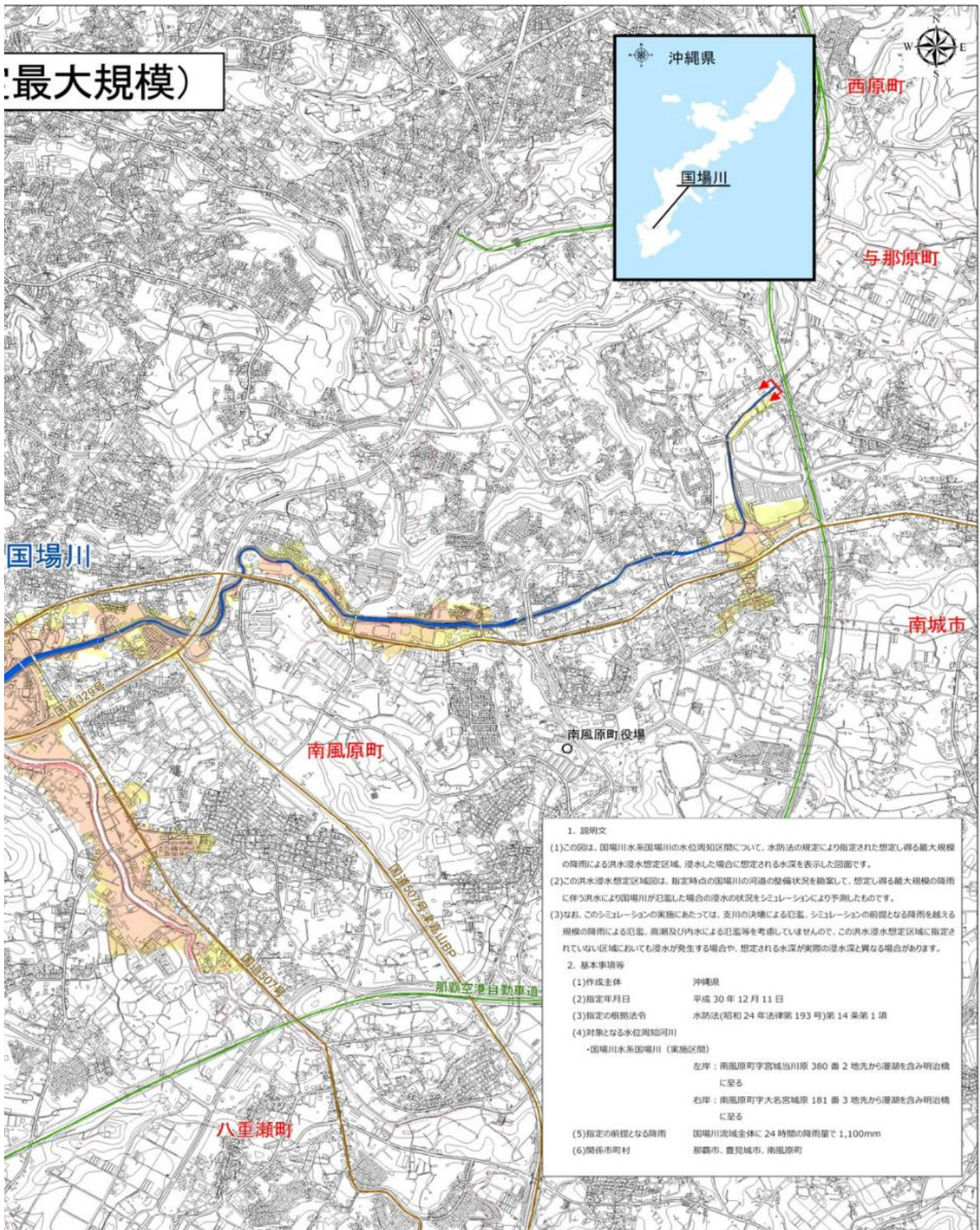
第一編 共通編

第二編 地震・津波編

第三編 風水害等編

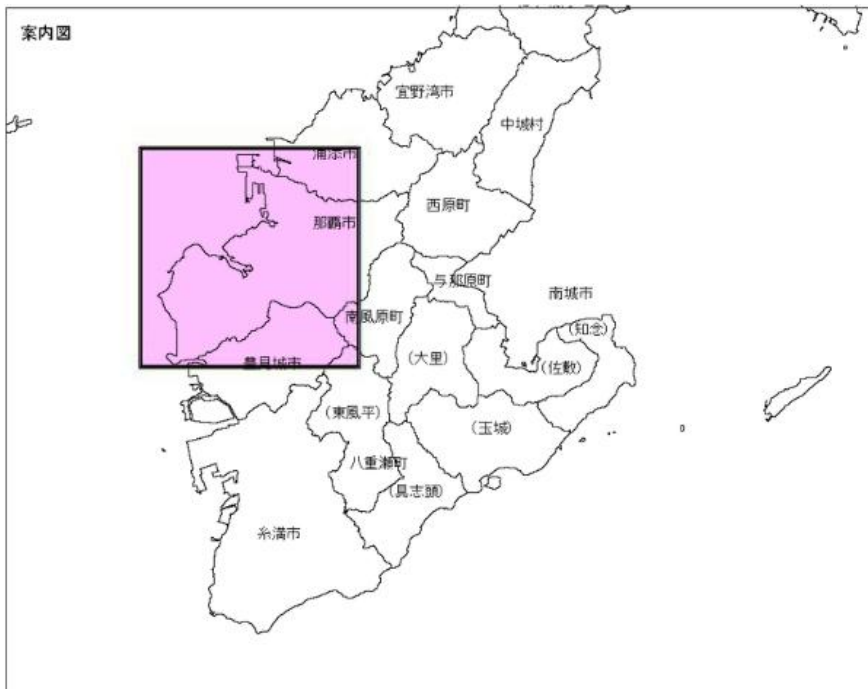
資料編





100% A1印刷時 1:10,000 50% A3印刷時 1:20,000

豊見城市高潮浸水予測図



■高潮浸水予測の前提条件および計算条件

- ・沖縄本島及びその周辺諸島に被害をもたらした特徴的な3つの台風を想定台風とし、各台風の最低気圧を概ね最低の870hPaまで下げ、移動コースを本島周辺で最も大きな影響が出るように変更した仮想台風を、高潮想定台風としています。
- ・それぞれの想定台風ごとに、海岸構造物がまったく機能しない場合「効果なし」と、完全に機能した場合「効果あり」の2パターンの計算を行いました。(全6ケース)
- ・この図には、全6ケースの最大の浸水範囲・最大浸水深を表示しています。
- ・高潮浸水予測は、台風の気圧低下に伴う「吸い上げ」による海面上昇、強風に伴う「吹き寄せ」による海面上昇及び高波による越波量(堤防を越えた波)を考慮しています。
- ・想定台風が特定のコースで進んだ場合について計算を実施しているため、台風の規模が異なったり、他のコースを進んだりした場合には大きく結果が異なり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります(注2)

[シミュレーション条件]

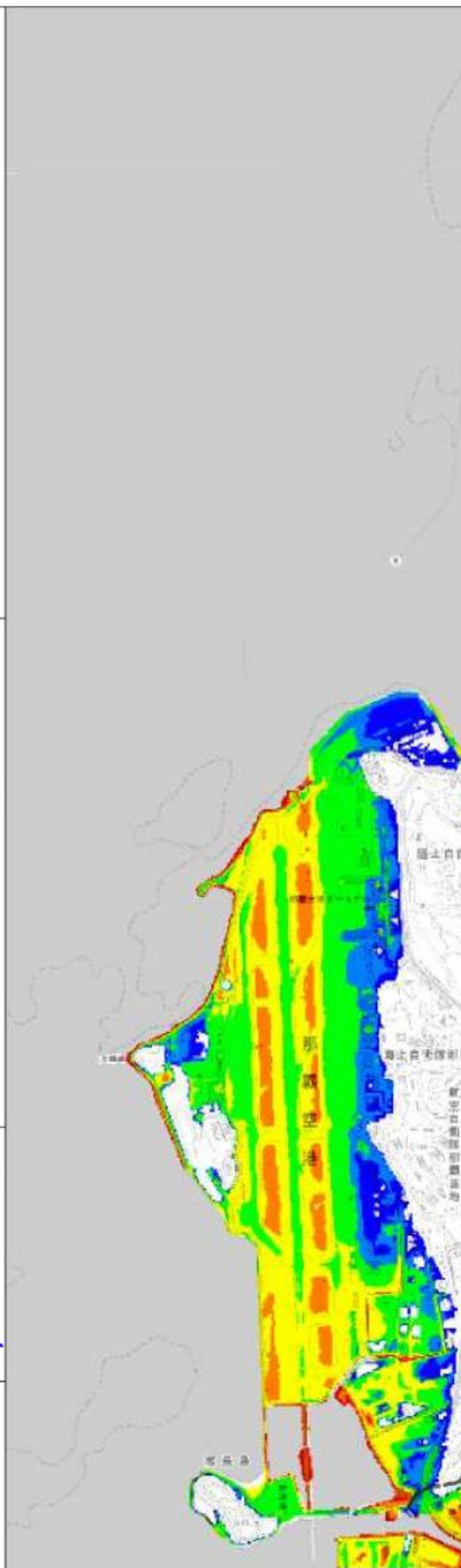
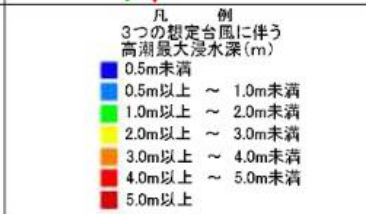
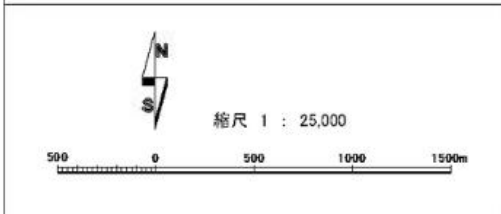
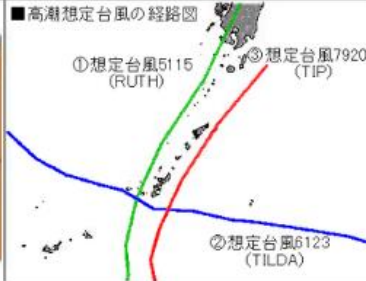
- 高潮想定台風
  - ①想定台風5115(RUTH) : 沖縄本島の西側を北上する台風
  - ②想定台風6123(TILDA) : 沖縄本島の南側を西進する台風
  - ③想定台風7920(TIP) : 沖縄本島の東側を北上する台風
- 構造物
  - 効果あり : 防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
  - 効果なし : 防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。
- 潮位 : 朔望平均高潮位(各月の最高高潮面を平均した潮位)  
※高潮の最大水位と高潮時が重なった場合を想定しています。

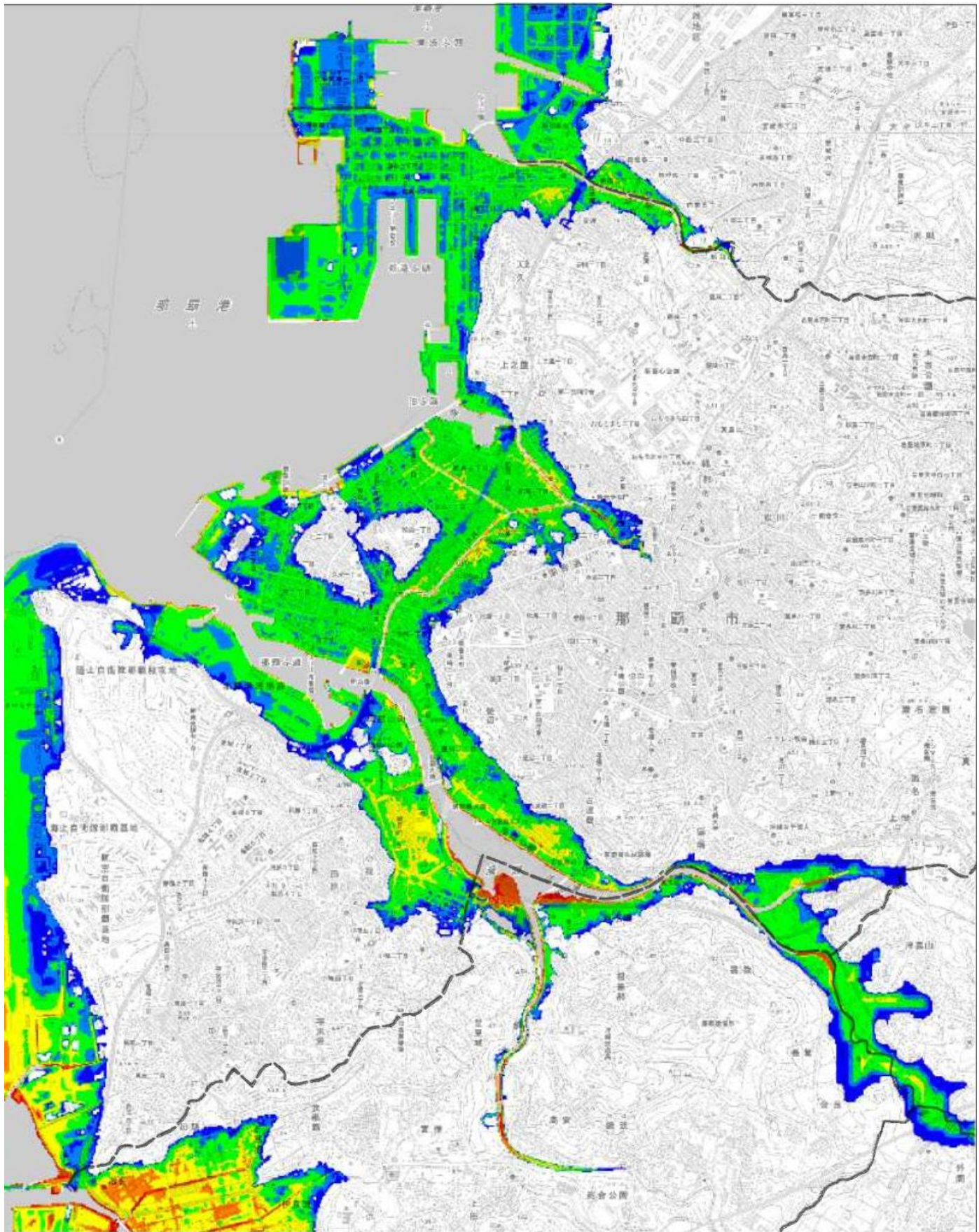
※注1 高潮浸水深(図1参照)

高潮浸水深は、背後地の地表面からの水面の高さです。

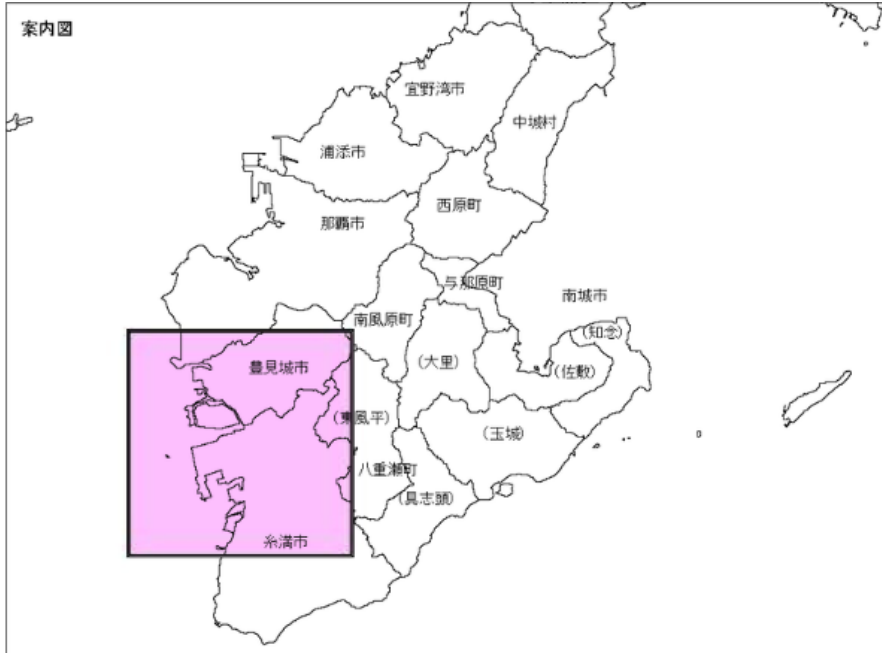
※注2

- ・高潮浸水シミュレーションは、最小メッシュサイズを10mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現況地形と一致するものではないため、浸水しないと予測された地域であっても、実際には浸水する可能性もあります。
- ・河道内や陸上では波浪の影響は見込んでいません。
- ・港湾や漁港などの防波堤や海岸の離岸堤や人工リーフ等による波浪低減効果は見込んでいません。





「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平18総複、第1064号)」



■高潮浸水予測の前提条件および計算条件

- ・沖縄本島及びその周辺諸島に被害をもたらした特徴的な3つの台風を想定台風とし、各台風の最低気圧を既往最低の870hPaまで下げ、移動コースを本島周辺で最も大きな影響が出るように変更した仮想定台風を、高潮想定台風としています。
- ・それぞれの想定台風ごとに、海岸構造物がまったく機能しない場合「効果なし」と、完全に機能した場合「効果あり」の2パターンの計算を行いました。(全6ケース)
- ・この図には、全6ケースの最大の浸水範囲・最大浸水深を表示しています。
- ・高潮浸水予測は、台風の気圧低下に伴う「吸い上げ」による海面上昇、強風に伴う「吹き寄せ」による海面上昇及び高波による越波量(堤防を越えた波)を考慮しています。
- ・想定台風が特定のコースで進んだ場合について計算を実施しているため、台風の規模が異なったり、他のコースを進んだりした場合には大きく結果が異なり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります(注2)

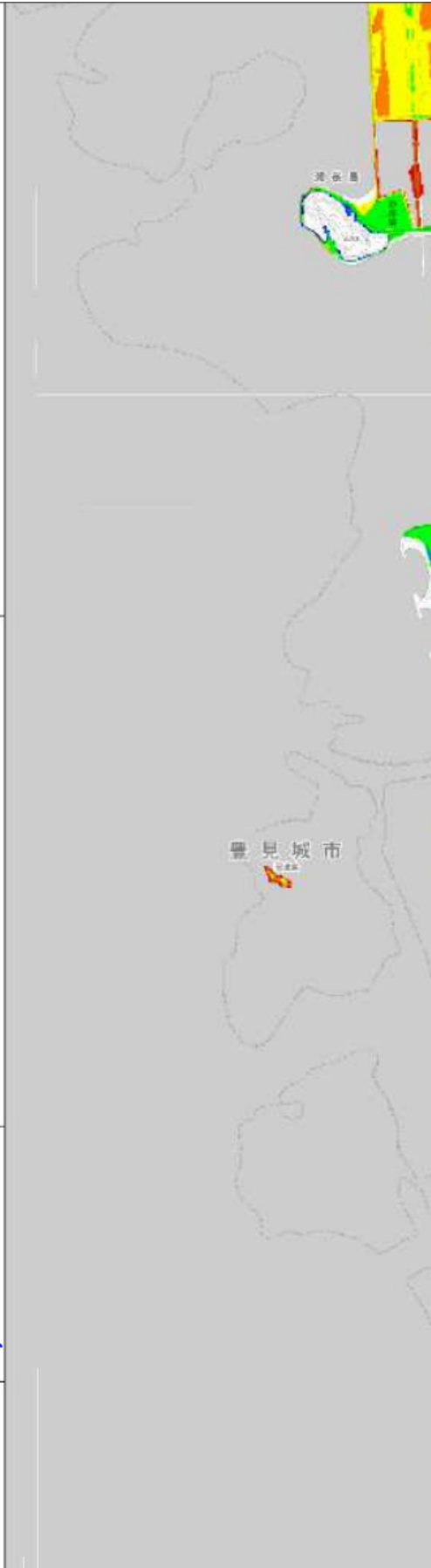
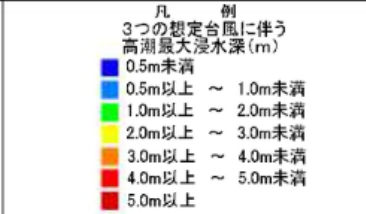
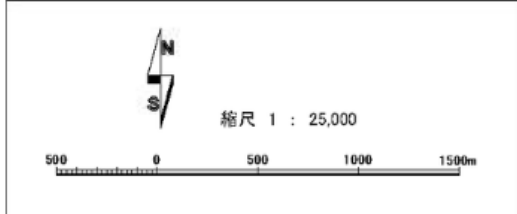
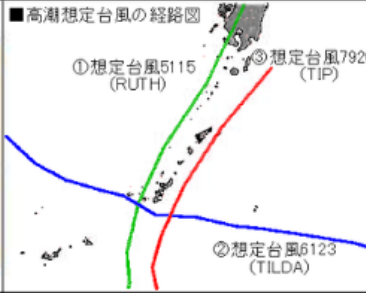
- [シミュレーション条件]
- (1) 高潮想定台風
    - ①想定台風5115(RUTH) : 沖縄本島の西側を北上する台風
    - ②想定台風6123(TILDA) : 沖縄本島の両側を西進する台風
    - ③想定台風7920(TIP) : 沖縄本島の東側を北上する台風
  - (2) 構造物
    - 効果あり : 防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
    - 効果なし : 防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。
  - (3) 潮位 : 朔望平均満潮位(各月の最高満潮面を平均した潮位)  
※高潮の最大水位と満潮時が重なった場合を想定しています。

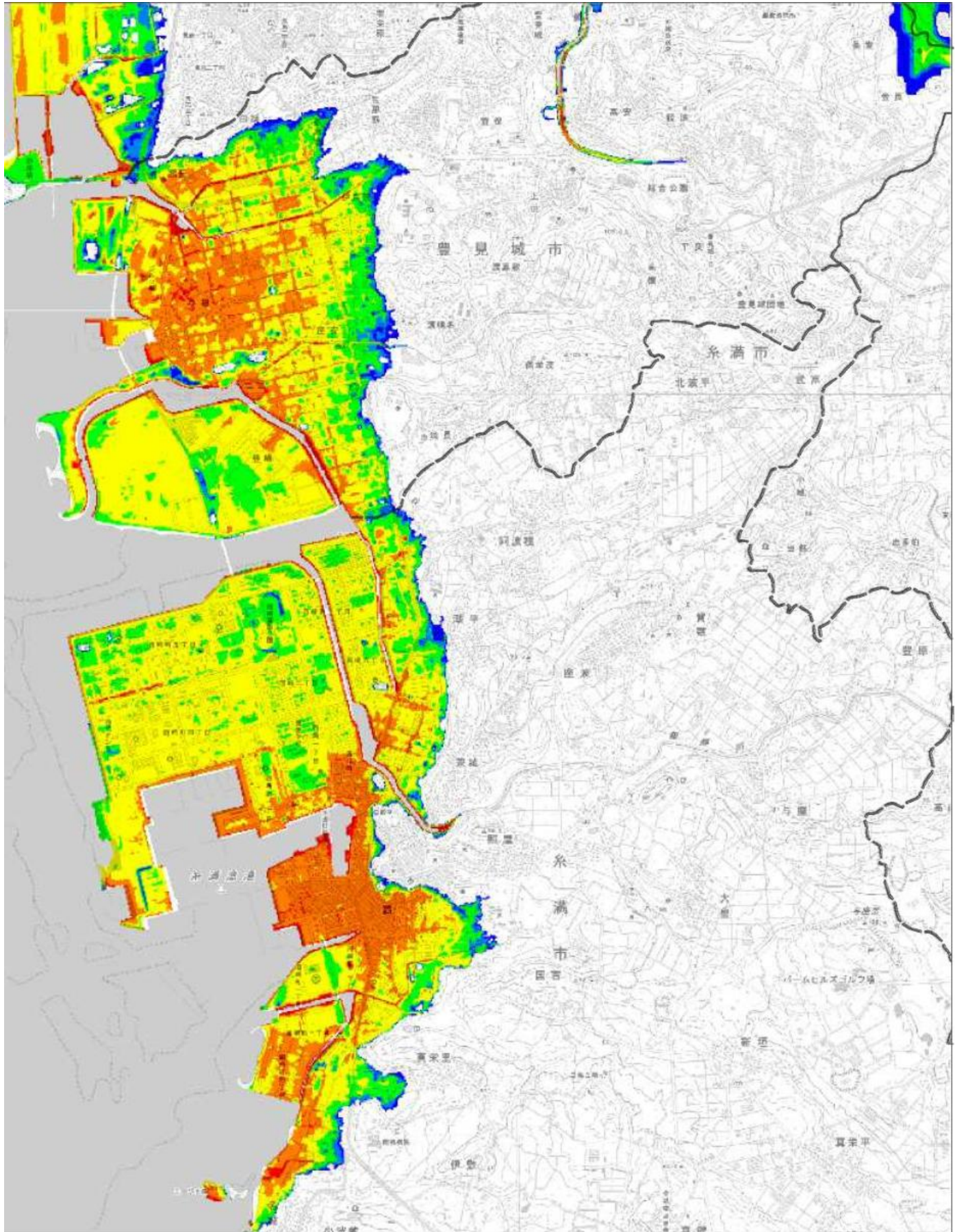
※注1 高潮浸水深(図1参照)  
高潮浸水深は、背後地の地表面からの水面の高さです。

※注2  
・高潮浸水シミュレーションは、最小メッシュサイズを10mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現況地形と一致するものではないため、浸水しない予測された地域であっても、実際には浸水する可能性もあります。

・河道内や陸上では波浪の影響は見込んでいません。

・港湾や漁港などの防波堤や海岸の離岸堤や人工リーフ等による波浪低減効果は見込んでいません。





「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平18総複、第1064号)」

豊見城市における被害想定（平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査結果）

想定項目		沖縄本島南部断層系による地震	伊祖断層による地震	石川-具志川断層系による地震	沖縄本島南部スラブ内地震	八重山諸島南東沖地震		
建物被害	全壊棟数（棟）	揺れ	702	288	21	1,043	12	
		液状化	140	93	44	140	61	
		土砂災害	11	10	4	13	4	
		津波	0	0	0	0	0	
		地震火災	5 *3	3 *3	1 *3	6 *3	1 *3	
	合計	859 *3	394 *3	70 *3	1,203 *3	78 *3		
	半壊棟数（棟）	揺れ	1,514	880	152	1,908	121	
		液状化	179	118	56	179	78	
		土砂災害	27	24	9	31	9	
		津波	0	0	0	0	0	
合計		1,719	1,023	217	2,118	208		
人的被害	死者数（人）	建物倒壊	9 *1	3 *1	0 *1	14 *1	0 *1	
		土砂災害	1 *1	1 *1	0 *1	1 *1	0 *1	
		津波	0	0	0	0	0	
		地震火災	0 *3	0 *3	0 *3	0 *3	0 *3	
		ブロック塀	1 *3	0 *3	0 *3	1 *3	0 *3	
	合計	10 *1	4 *1	1 *3	15 *1	1 *3		
	負傷者数（人）	建物倒壊	392 *1	207 *1	31 *1	522 *1	23 *1	
		土砂災害	1 *1	1 *1	0 *1	1 *1	0 *1	
		津波	0	0	0	0	0	
		地震火災	1 *3	1 *3	0 *3	1 *3	0 *3	
ブロック塀		25 *3	15 *3	4 *3	30 *3	5 *3		
合計	393 *1	208 *1	31 *1	524 *1	26 *3			
重傷者数（人）	建物倒壊	70 *1	29 *1	2 *1	104 *1	1 *1		
	土砂災害	1 *1	0 *1	0 *1	1 *1	0 *1		
	津波	0	0	0	0	0		
	地震火災	0 *3	0 *3	0 *3	0 *3	0 *3		
	ブロック塀	10 *3	6 *3	1 *3	12 *3	2 *3		
合計	71 *1	31 *3	3 *3	105 *1	3 *3			
軽傷者数（人）	建物倒壊	322 *1	178 *1	28 *1	418 *1	22 *1		
	土砂災害	1 *1	0 *1	0 *1	1 *1	0 *1		
	津波	0	0	0	0	0		
	地震火災	1 *3	1 *3	0 *3	1 *3	0 *3		
	ブロック塀	15 *3	9 *3	2 *3	18 *3	3 *3		
合計	323 *1	178 *1	29 *1	419 *1	22 *1			
要救助者数（人）	地震	403 *1	165 *1	12 *1	599 *1	7 *1		
津波に伴う要搜索者数（人）	津波	0	0	0	0	0		
ライフライン被害	上水道	断水人口（人）	直後	5,980	474	0	11,724	0
			1日後	5,270	474	0	10,658	0
			1週間後	2,132	118	0	5,507	0
			1ヶ月後	0	0	0	355	0
	下水道	支障人口（人）	直後	11,853	10,890	8,288	12,985	8,435
			1日後	10,012	9,175	6,991	10,959	7,136
			1週間後	3,604	3,313	2,549	3,969	2,585
			1ヶ月後	73	73	73	109	73
	電力	停電軒数（軒）	直後	3,331	1,623	0	4,167	0
			1日後	247	135	0	315	0
			1週間後	0	0	0	0	0
			1ヶ月後	0	0	0	0	0
	通信施設	不通回線数（回線）	直後	2,377	1,157	0	2,995	0
			1日後	2,187	1,062	0	2,757	0
			1週間後	317	158	0	412	0
1ヶ月後			158	79	0	206	0	
都市ガス	支障戸数（戸）	直後	307 *3	89 *3	9 *3	366 *3	9 *3	
		1日後	297 *3	88 *3	9 *3	362 *2	9 *3	
		1週間後	236 *3	79 *3	9 *3	336 *1	9 *3	
		1ヶ月後	80 *3	46 *3	9 *3	239 *1	9 *3	
交通施設被害	道路（箇所）	道路施設（箇所）	14	14	9	15	9	
	港湾・漁港	港湾（箇所）	15	6	0	15	6	
	漁港（箇所）	0	0	0	0	0		
生活機能支障	物資不足量	食料（食）	1～3日	0	0	0	0	
		4～7日	7,343 *3	3,714 *3	120 *3	11,221 *3	0	
		飲料水（ <small>リットル</small> ）	1～3日	11,431	0	0	48,703	0
		4～7日	38,368	6,434	0	88,460	0	
		毛布（枚）	2,116 *3	1,133 *3	142 *3	2,953 *3	85	
災害廃棄物被害（万t）	災害瓦礫発生量	7	3	1	10	1		
	津波堆積物発生量	0	0	0	0	0		
避難者	避難所内（人）	1日後	1,170	626	124	1,528	126	
		1週間後	1,224	536	104	1,910	105	
		1ヶ月後	585	313	62	853	63	
	避難所外（人）	1日後	780	417	83	1,019	84	
		1週間後	1,224	536	104	1,910	105	
		1ヶ月後	1,365	730	145	1,990	147	
災害時要援護者被害（人）	1日後	340	182	36	444	37		
	1週間後	356	156	30	555	30		
	1ヶ月後	170	91	18	248	18		

※時期時刻の想定シーンのうちの最大値  
\*1：冬深夜 \*2：夏12時 \*3：冬18時

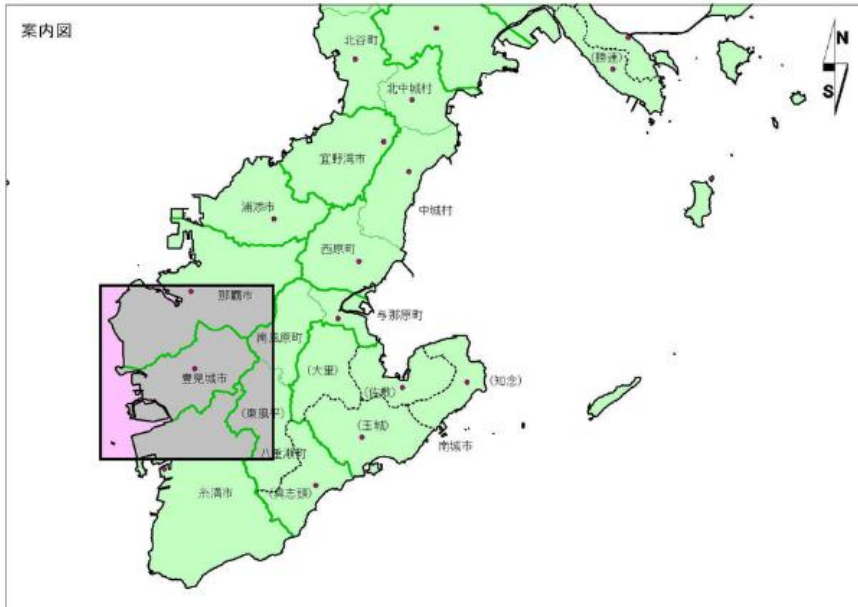
※赤字は各項目における最大値



資料 3-6 豊見城市における被害想定（平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査結果）

沖縄本島南東沖地震	沖縄本島東方沖地震	久米島北方沖地震	沖縄本島北西沖地震	沖縄本島南東沖地震 3 連動	八重山諸島南方沖地震 3 連動	沖縄本島北部スラブ内地震
196	171	15	9	610	41	158
140	140	108	44	140	140	140
11	6	4	2	11	4	4
453	0	19	0	402	0	0
5 *3	2 *3	1 *2, 3	1 *3	6 *3	2 *3	2 *3
806 *3	320 *3	147 *2, 3	56 *3	1, 170 *3	188 *3	305 *3
650	626	131	113	1, 362	230	595
157	179	136	56	159	179	179
27	15	9	5	27	9	10
1, 121	0	496	0	957	0	0
1, 956	820	772	175	2, 504	418	783
2 *1	2 *1	0 *1	0 *1	7 *1	0 *1	1 *1
1 *1	0 *1	0 *1	0 *1	1 *1	0 *1	0 *1
353 *1	0	33 *1	0	347 *1	0	0
0 *3	0 *3	0 *2	0 *3	0 *3	0 *3	0 *3
1 *3	1 *3	0 *3	0 *3	1 *3	0 *3	1 *3
356 *1	2 *3	33 *1	0 *3	355 *1	1 *3	2 *3
150 *1	141 *1	26 *1	22 *1	349 *1	48 *1	133 *1
1 *1	1 *1	0 *1	0 *1	1 *1	0 *1	0 *1
7, 354 *1	0	893 *1	0	7, 325 *1	0	0
1 *3	0 *3	0 *2	0 *3	1 *3	0 *3	0 *3
20 *3	19 *3	6 *3	5 *3	35 *3	9 *3	18 *3
7, 505 *1	142 *1	919 *1	24 *3	7, 675 *1	50 *3	134 *1
20 *1	17 *1	2 *1	1 *1	61 *1	4 *1	16 *1
1 *1	0 *1	0 *1	0 *1	1 *1	0 *1	0 *1
2, 503 *1	0	304 *1	0	2, 497 *1	0	0
0 *3	0 *3	0 *2	0 *3	0 *3	0 *3	0 *3
8 *3	7 *3	2 *3	2 *3	14 *3	4 *3	7 *3
2, 524 *1	22 *3	305 *1	3 *3	2, 559 *1	7 *3	21 *3
130 *1	124 *1	24 *1	21 *1	288 *1	44 *1	117 *1
1 *1	0 *1	0 *1	0 *1	1 *1	0 *1	0 *1
4, 850 *1	0	589 *1	0	4, 828 *1	0	0
1 *3	0 *3	0 *2	0 *3	1 *3	0 *3	0 *3
12 *3	11 *3	4 *3	3 *3	21 *3	6 *3	11 *3
4, 981 *1	124 *1	614 *1	21 *1	5, 117 *1	44 *1	118 *1
112 *1	98 *1	9 *1	5 *1	348 *1	24 *1	91 *1
6 *1	0	0 *1	0	6 *1	0	0
7, 707 *1	0	926 *1	0	7, 672 *1	0	0
4, 802	1, 954	97	0	22, 335	118	1, 599
4, 517	1, 776	97	0	20, 791	118	1, 480
3, 151	651	97	0	13, 073	59	533
2, 297	0	97	0	3, 068	0	0
12, 282	10, 074	8, 790	7, 118	12, 386	8, 800	9, 942
10, 582	8, 520	7, 439	6, 007	10, 640	7, 427	8, 374
4, 737	3, 058	2, 713	2, 185	4, 664	2, 694	3, 022
1, 483	73	132	73	1, 324	73	73
3, 654	1, 520	123	0	4, 606	0	1, 454
1, 089	112	37	0	1, 057	0	112
873	0	37	0	775	0	0
873	0	37	0	775	0	0
3, 143	1, 077	105	0	3, 743	0	1, 030
2, 945	982	105	0	3, 498	0	951
965	143	42	0	989	0	143
782	79	26	0	760	0	63
367	55 *3	367	7 *3	367	19 *3	63 *3
363 *3	52 *3	363 *2	7 *3	363 *2	19 *3	59 *3
342 *3	35 *3	340 *2	7 *3	341 *2	19 *3	36 *3
260 *3	35 *3	250 *2	7 *3	256 *2	19 *3	34 *3
15	12	10	7	16	10	12
15	15	12	0	15	15	15
0	0	0	0	0	0	0
1	1	0	0	3	0	1
20, 573 *3	0	0	0	26, 224 *3	0	0
60, 554	8, 015 *3	15, 004 *3	345 *3	77, 368	1, 996	3, 496 *3
12, 665	0	0	0	110, 242	0	0
44, 643	10, 228	1, 398	0	193, 749	1, 396	5, 994
14, 350 *2, 3	611 *3	6, 191 *3	89 *3	15, 169	422	858 *3
7	3	1	0	10	2	3
33	0	16	0	33	0	0
7, 227	356	3, 169	100	7, 635	271	481
2, 047	596	470	83	3, 757	233	465
1, 193	252	217	50	1, 591	136	241
3, 666	237	1, 614	67	3, 924	181	321
736	399	192	83	2, 012	233	465
2, 783	588	505	117	3, 712	317	562
2, 100	103	921	29	2, 218	79	140
595	173	136	24	1, 092	68	135
347	73	63	15	462	39	70

最大クラスの津波（豊見城市）沖縄県津波被害想定調査（平成24年度）



■ 下図の15の想定地震について、各市町村毎に影響の大きい3つの想定地震を選定し、それぞれ構造物の「効果あり」・「効果なし」の2パターンのシミュレーションを行いました。（全6ケース）  
 ■ この図には、全6ケースのうち、最大の浸水範囲、最大浸水深を表示しています。（注1）  
 ■ 代表地点周辺における最大遡上高、また代表地点における地点最大水位（注1）および津波到達時間（±20cm、+50cm、第1波）（注2）を表示しています。  
 ■ 地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合にはここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。【シミュレーション条件】

- (1) 想定地震  
 ①八重山諸島南西沖 ⑥石垣島南方沖 ⑪宮古島北方沖  
 ②八重山諸島南方沖 ⑦石垣島東方沖 ⑫久米島北方沖  
 ③八重山諸島南東沖 ⑧与那国島北方沖 ⑬沖繩本島北西沖  
 ④沖繩本島南東沖 ⑨石垣島北方沖 ⑭沖繩本島南東沖 (③、④、⑤の連動型)  
 ⑤沖繩本島東方沖 ⑩多良間島北方沖 ⑮八重山諸島南方沖 (①、②、③の連動型)
- (2) 構造物  
 効果あり：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。  
 効果なし：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。
- (3) 潮位：朔望平均満潮位（各月の最高満潮面を平均した潮位）

※注1 最大浸水深と地点最大水位と最大遡上高（図1参照）  
 最大浸水深は各地の地表面からの水面の高さ、地点最大水位はその地点における最大津波水位、最大遡上高は各地区で津波が到達する最高の標高です。  
 ※注2 影響開始時間（±20cm、+50cm）と津波到達時間（図2参照）  
 影響開始時間（±20cm）は、地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間です。影響開始時間（+50cm）は避難に影響が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間です。  
 ※注3 津波シミュレーションは、最小メッシュサイズを10mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現況地形と一致するものではありません。そのため、浸水しないと予測された地域であっても、実際には浸水する可能性もあります。



図1 遡上高説明図

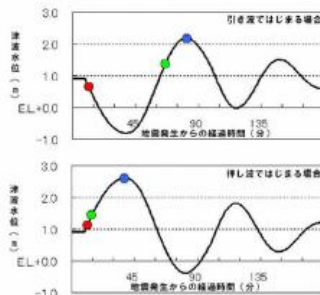
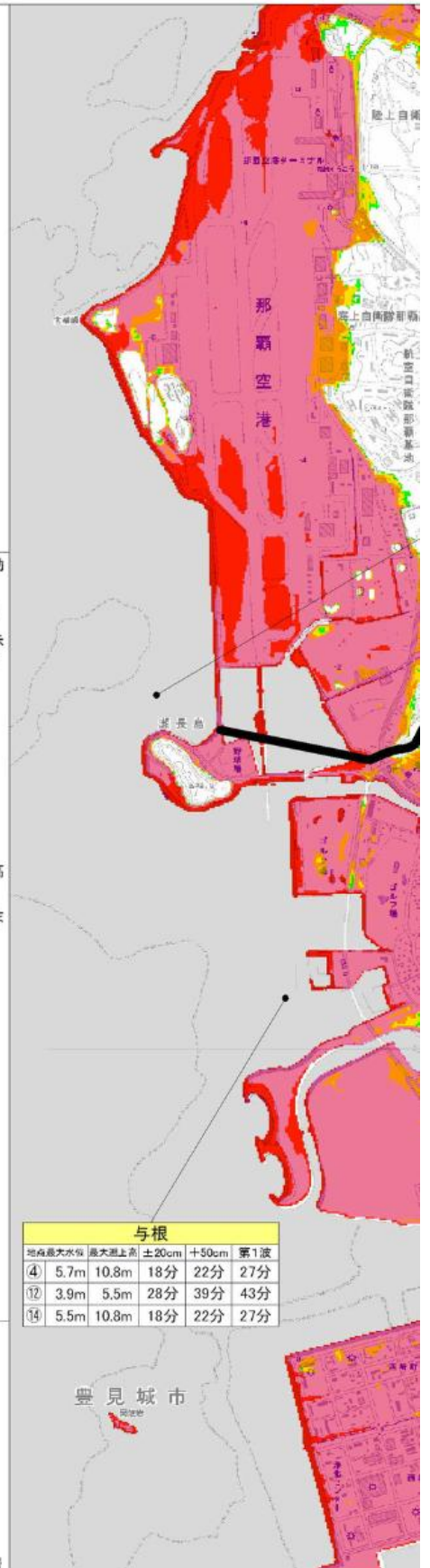
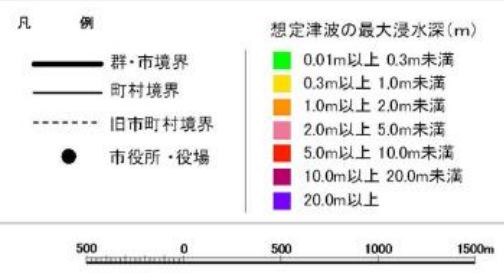


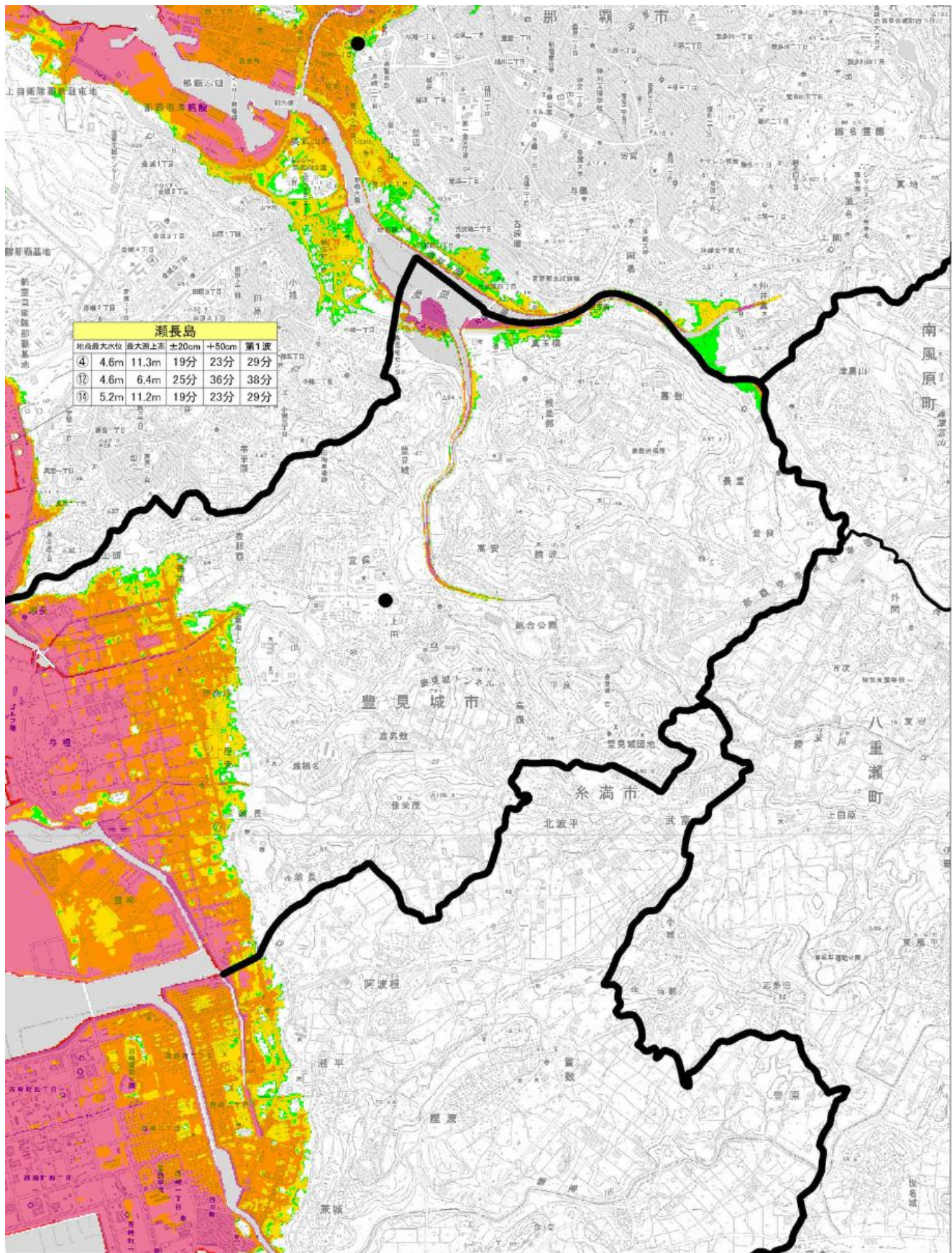
図2 津波影響開始時間、到達時間説明図



与根				
地点	最大水位	最大遡上高	±20cm	+50cm 第1波
④	5.7m	10.8m	18分	22分 27分
⑫	3.9m	5.5m	28分	39分 43分
⑭	5.5m	10.8m	18分	22分 27分

「この地図は、国土地理院」





地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平24情模、第651号)

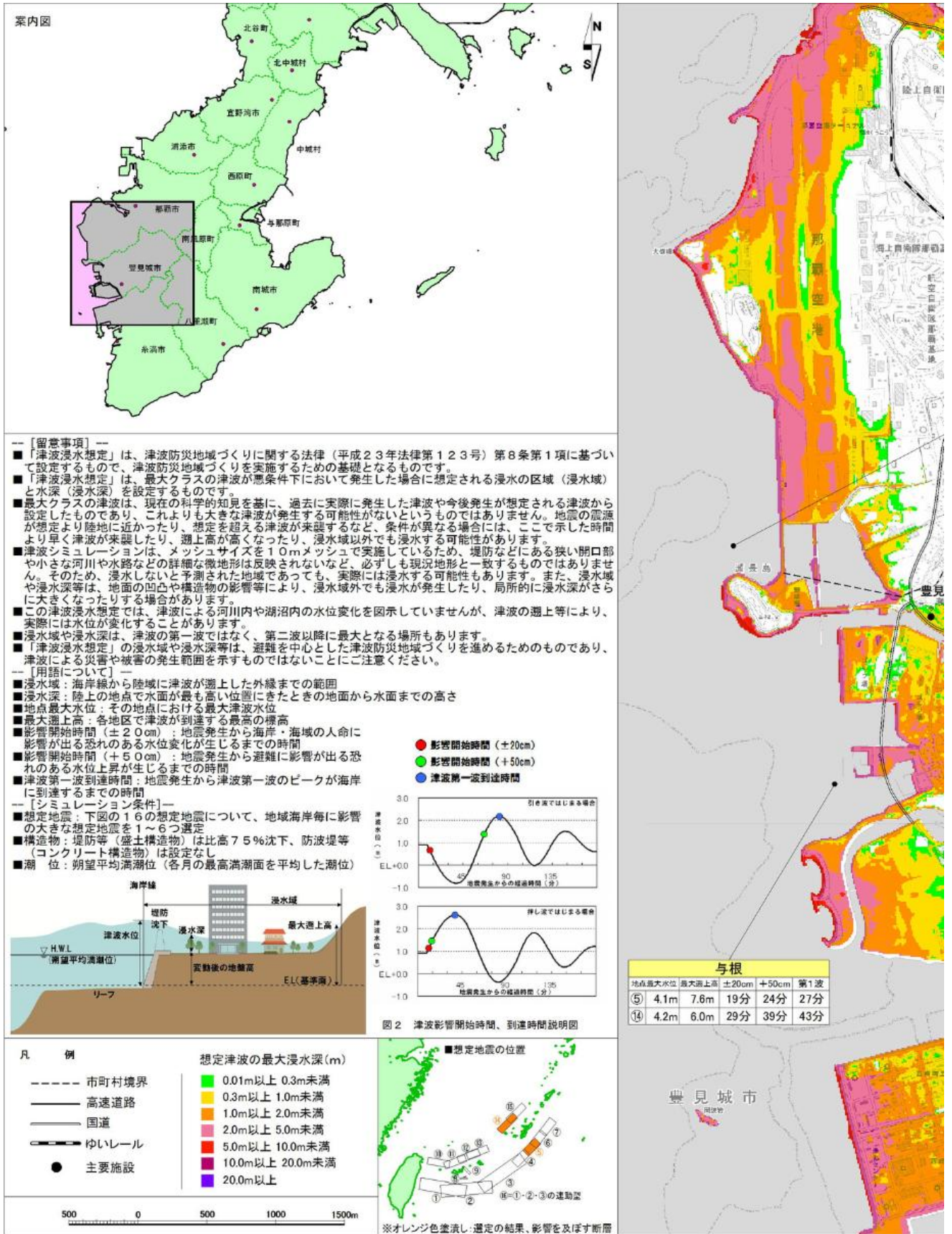
最大クラスの津波（豊見城市）沖縄県津波被害想定調査（平成26年度）

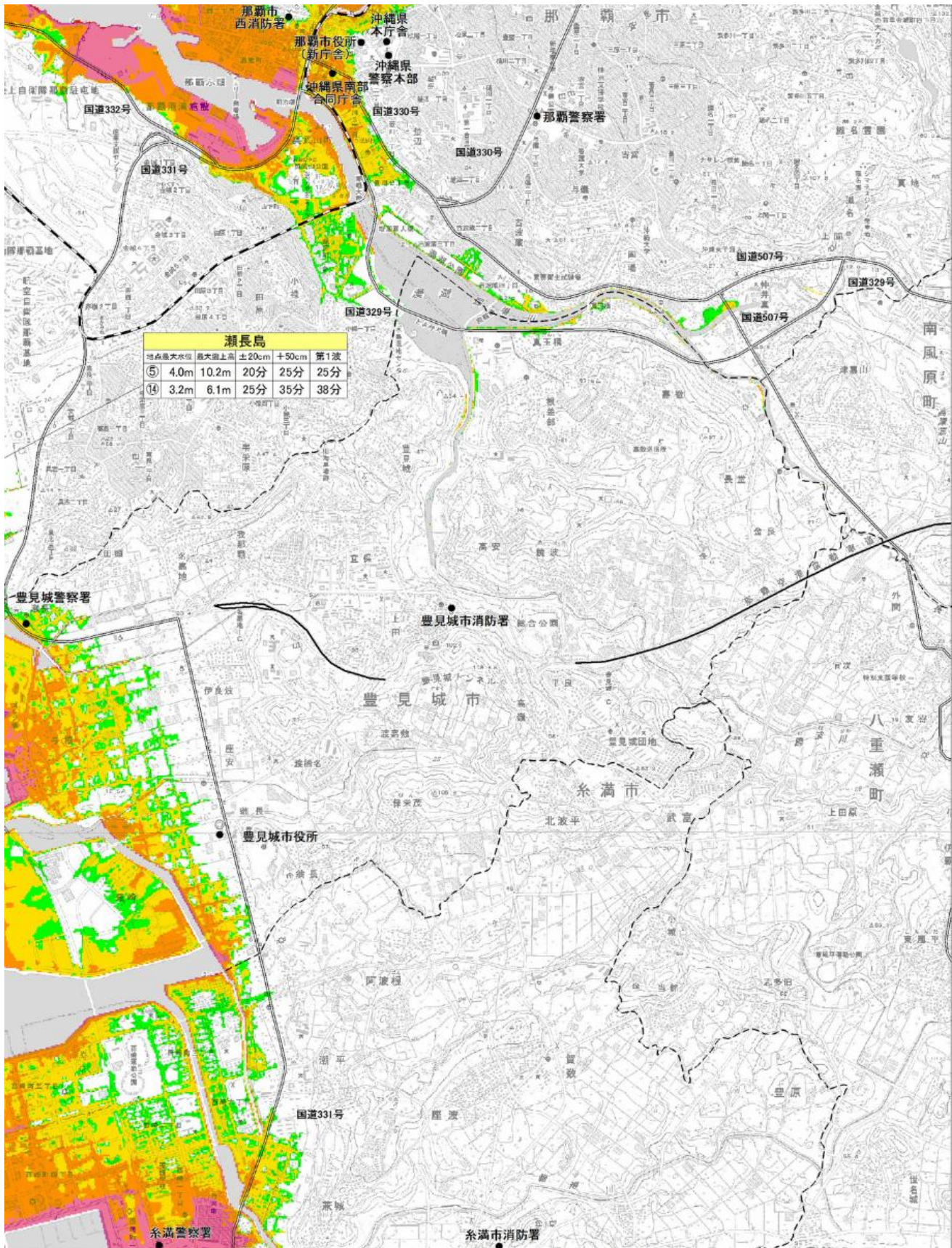
第一編 共通編

第二編 地震・津波編

第三編 風水害等編

資料編





地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平26情複、第711号)  
この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

二級河川指定一覧表

所管	水系名	河川名	指定区間	指定延長	流域面積	指定年月日
南部土木事務所	コハガリ 国場川	コハガリ 国場川	左岸 南風原町字宮城当川 原 380 番地 2 地先から漫湖 を含み明治橋に至る	8,250m	43.06 m <sup>2</sup>	昭和 5 年 10 月 28 日 指定 平成 18 年 3 月 31 日 変更
			右岸 南風原町字大名宮城 原 181 番地 3 地先から漫湖 を含み明治橋に至る			
	コハガリ 国場川	カトウ ガリ 長堂川	左岸 八重瀬町字外間下後 原 202 番地先から国場川合 流点に至る	2,300m	7.39 m <sup>2</sup>	昭和 5 年 10 月 28 日 指定 昭和 47 年 5 月 6 日 変更
			右岸 南風原町字津嘉山前 川原 816-1 地先から国場川 合流点に至る			
	コハガリ 国場川	ハガリ 饒波川	左岸 糸満市字武富溝原 931 番 7 地先から国場川合流点 に至る	4,500m	14.60 m <sup>2</sup>	昭和 5 年 10 月 28 日 指定 平成 18 年 3 月 31 日 変更
			右岸 八重瀬町字宜次笠江 原 447 番 1 地先から国場川 合流点に至る			



## 重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)

所管土木事務所等名	水防管理団体名	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
				流路延長(m)	区域	流路延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
南部土木事務所	豊見城市	国場川	国場川	8.3	南風原町大名 ～河口	1.3	豊見城市真玉橋	溢水	521	2.4	2,280	63.7
	〃	国場川	饒波川	3.0	豊見城市饒波 ～国場川合流点	1.5	豊見城市高安 ～饒波	溢水	120	20.8	530	32.7
	豊見城市 那覇市 南風原町 八重瀬町	国場川	長堂川	3.7	南風原町山川 ～国場川合流点	2.0	豊見城市長堂 那覇市国場 南風原町山川 八重瀬町外間	溢水	310	21.0	1,270	36.9

## 土砂災害警戒区域指定状況

## □ 急傾斜地の崩壊

(令和8年1月1日現在)

箇所名	所在地	指定状況		建物数	区域内の要配慮者 利用施設
		警戒区域	特別警戒区域		
上田(1)	豊見城市字上田	第218号 R3.3.30	なし	約30棟	住宅型有料老人ホーム 上田ていんさぐの丘
我那覇 (1)-1	豊見城市字我那覇、那覇市字宇栄原、宇栄原4丁目	第285号 R7.7.11	なし	約10棟	なし
我那覇 (1)-2	豊見城市字我那覇、名嘉地、那覇市字宇栄原	第285号 R7.7.11	第289号 R7.7.11	約60棟	住宅型有料老人ホーム 太陽と海
根差部	豊見城市字根差部	第376号 H24.7.13	第223号 R3.3.30	5棟	とよみこども園、とよみ小学校
上田(2)	豊見城市字上田、渡嘉敷	第376号 H24.7.13	第223号 R3.3.30	約15棟	ケアハウスひまわり
金良	豊見城市字金良	第376号 H24.7.13	第223号 R3.3.30	約15棟	なし
翁長	豊見城市字翁長	第376号 H24.7.13	第223号 R3.3.30	1棟	おなが園(休園中)
真玉橋(3)	豊見城市字真玉橋	第376号 H24.7.13	第223号 R3.3.30	5棟	なし
饒波後原 (1)	豊見城市字饒波	第376号 H24.7.13	第223号 R3.3.30	0棟	長嶺小学校
饒波後原 (2)	豊見城市字饒波、根差部	第218号 R3.3.30	なし	0棟	長嶺中学校
平良	豊見城市字平良	第376号 H24.7.13	第223号 R3.3.30	約10棟	なし
高安(1)	豊見城市字高安	第376号 H24.7.13	第223号 R3.3.30	約10棟	なし
豊見城(1)	豊見城市字我那覇	第376号 H24.7.13	第223号 R3.3.30	3棟	なし
豊見城(2)	豊見城市字豊見城	第376号 H24.7.13	第223号 R3.3.30	約20棟	i a c インターナショナルキッズアカデミー
豊見城(3)	豊見城市字豊見城	第376号 H24.7.13	第223号 R3.3.30	8棟	かでな内科医院、琉サポ南'S
豊見城渡嘉敷	豊見城市字渡嘉敷	第376号 H24.7.13	第223号 R3.3.30	10棟	なし
田頭	豊見城市字田頭	第376号 H24.7.13	第223号 R3.3.30	約15棟	なし
嘉数	豊見城市字根差部	第218号 R3.3.30	第223号 R3.3.30	約25棟	なし
饒波原	豊見城市字饒波	第376号 H24.7.13	第223号 R3.3.30	5棟	なし
瀬長	豊見城市字瀬長、我那覇市具志	第376号 H24.7.13	第223号 R3.3.30	8棟	なし
真玉橋(1)	豊見城市字真玉橋	第218号 R3.3.30	第223号 R3.3.30	約30棟	なし
真玉橋(2)	豊見城市字真玉橋	第64号 H25.1.29	第223号 R3.3.30	6棟	なし
武富(3)	豊見城市字高嶺、糸満市字武富	第402号 R6.11.12	第406号 R6.11.12	8棟	なし
瀬長(2)	豊見城市字瀬長	第296号 R5.7.28	第223号 R3.3.30	4棟	なし
与根	豊見城市字与根	第296号 R5.7.28	第223号 R3.3.30	6棟	なし



豊見城 渡嘉敷(2)	豊見城市字渡嘉敷	第 296 号 R5. 7. 28	第 223 号 R3. 3. 30	3 棟	なし
宇栄原 ・豊見城	那覇市宇栄原 4 丁目、 豊見城市字豊見城	第 101 号 R4. 3. 29	第 119 号 R4. 3. 29	1 棟	養生の里
高安(2)	豊見城市字高安	第 402 号 R6. 11. 12	第 407 号 R6. 11. 12	8 棟	なし
豊見城饒波	豊見城市字饒波	第 402 号 R6. 11. 12	第 407 号 R6. 11. 12	2 棟	みそら保育園
伊良波	豊見城市字伊良波	第 402 号 R6. 11. 12	第 407 号 R6. 11. 12	3 棟	伊良波中学校
座安	豊見城市字座安、渡橋 名	第 402 号 R6. 11. 12	第 407 号 R6. 11. 12	1 棟	座安こども園
高安(3)	豊見城市字高安	第 285 号 R7. 7. 11	第 290 号 R7. 7. 11	3 棟	なし
高安(4)	豊見城市字高安	第 285 号 R7. 7. 11	第 290 号 R7. 7. 11	7 棟	なし
高嶺	豊見城市字高嶺、糸満 市字武富	第 285 号 R7. 7. 11	第 291 号 R7. 7. 11	0 棟	なし
根差部(2)	豊見城市字根差部	第 285 号 R7. 7. 11	第 290 号 R7. 7. 11	1 棟	なし
根差部(3)	豊見城市字根差部	第 285 号 R7. 7. 11	第 290 号 R7. 7. 11	2 棟	なし
上田(3)	豊見城市字上田	第 285 号 R7. 7. 11	第 290 号 R7. 7. 11	6 棟	なし
平良(1)	豊見城市字平良	第 285 号 R7. 7. 11	第 290 号 R7. 7. 11	9 棟	なし
平良(2)	豊見城市字平良	第 285 号 R7. 7. 11	第 290 号 R7. 7. 11	1 棟	なし
豊見城(4)	豊見城市字豊見城	第 285 号 R7. 7. 11	第 290 号 R7. 7. 11	15 棟	なし
名嘉地(2)	豊見城市字名嘉地	第 285 号 R7. 7. 11	第 289 号 R7. 7. 11	4 棟	なし

出典：沖縄県 HP

## □ 土石流

(令和 8 年 1 月 1 日現在)

溪流番号	所在地	指定状況		建物数	区域内の要配慮者 利用施設
		警戒区域	特別警戒区域		
341-B29-08	豊見城市字真玉橋	第 376 号 H24. 7. 13	第 223 号 R3. 3. 30	約 35 棟	なし

出典：沖縄県 HP

## □ 地すべり

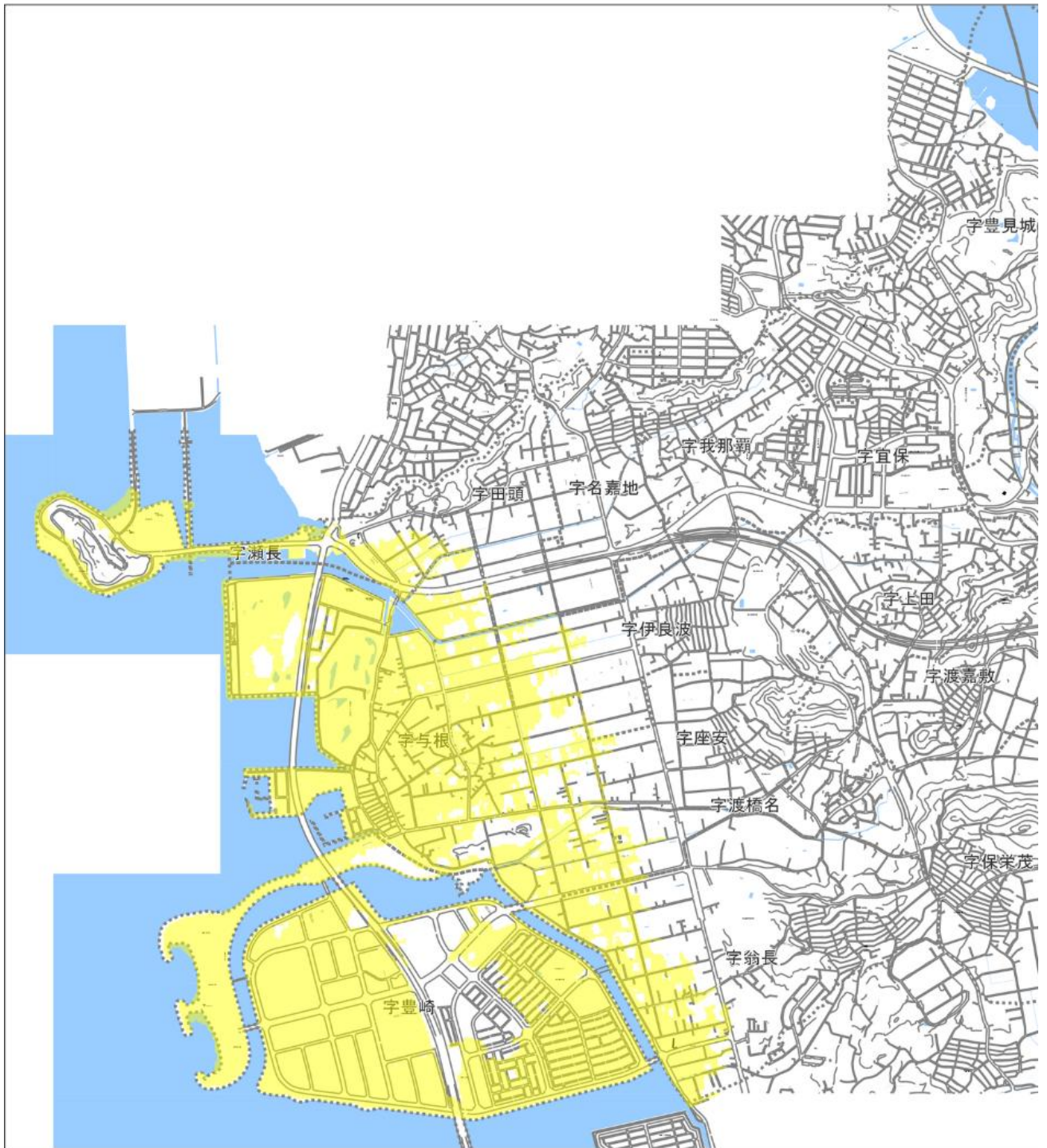
(令和 8 年 1 月 1 日現在)

箇所名	所在地	指定状況		建物数	区域内の要配慮者 利用施設
		警戒区域	特別警戒区域		
上田	豊見城市字上田、渡嘉 敷	第 376 号 H24. 7. 13	なし	約 130 棟	ケアハウスひまわり
嘉敷	豊見城市字嘉敷、長堂、 真玉橋、那覇市字仲井 真、国場	第 117 号 H26. 3. 4	なし	約 60 棟	グリーンハウス長堂
豊見城(2)	豊見城市高嶺、平良、 饒波、糸満市字武富	第 410 号 H29. 8. 15	なし	約 15 棟	なし

出典：沖縄県 HP



### 津波災害警戒区域



※令和7年度現在、豊見城市内に、一定の開発行為・建築制限が生じる、津波災害特別警戒区域の指定



平成30年3月指定



区域はありません。

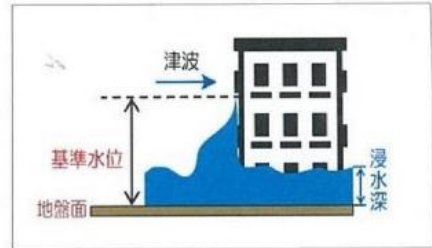
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号(以下「法」という))第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。(下図参照)



【地形(標高)データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成25年度時点の沖縄県海抜高度マップ用データ・基盤地図情報等をもとに作成しているため、その後の開発に伴う地形変化等により、現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、平成21年度から27年度の航空写真等をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

【津波災害警戒区域外における留意事項】

- 津波災害警戒区域は、平成26年度に沖縄県が行った津波浸水シミュレーションを踏まえ、陸地と見なされる範囲を指定しています。
- 海と陸の境界付近にある砂浜や港、防波堤、突堤、海岸護岸等、並びに、河川、水路、橋梁等については、陸地扱いしていないために、津波到達の恐れがあっても、津波災害警戒区域から外れている場合もあります。
- 津波災害警戒区域に指定されていなくても、津波の恐れがある場合、このような海や川の近くからは避難してください。

 縮尺 1/25,000	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル)
	市町村名	豊見城市

## 避難確保計画作成及び避難訓練実施の必要がある要配慮者利用施設一覧

(令和8年1月1日現在)

No	分類	施設名	所在地	該当するハザード		
				津波	土砂	洪水
1	小学校	豊崎小学校	豊崎 1-406	○	—	—
2	小学校	長嶺小学校	饒波 1018	—	○	—
3	小学校	とよみ小学校	高安 1132-2	—	○	—
4	中学校	豊崎中学校	豊崎 1-1	○	—	—
5	中学校	伊良波中学校	伊良波 273	—	○	—
6	中学校	長嶺中学校	饒波 1068-2	—	○	—
7	高等学校	豊見城高等学校	真玉橋 217	—	—	○
8	高等学校	南部農林高等学校	長堂 182	—	—	○
9	専門学校	那覇市医師会那覇看護専門学校	渡橋名 289-23	○	—	—
10	放課後児童クラブ	豊崎学童クラブ	豊崎 1-36 1F	○	—	—
11	放課後児童クラブ	志茂田児童クラブ	与根 547	○	—	—
12	放課後児童クラブ	豊崎児童クラブ	豊崎 1-406	○	—	—
13	放課後児童クラブ	ねこのしっぽ学童クラブ	豊崎 1-444	○	—	—
14	放課後児童クラブ	学童教室トヨサキキャンパス	豊崎 1-1074 2F	○	—	—
15	放課後児童クラブ	みつばち Kid's	豊崎 1-332 102号	○	—	—
16	こども園	座安こども園	座安 55-2	—	○	—
17	こども園	とよみこども園	根差部 579-1	—	○	—
18	こども園	豊崎こども園	豊崎 1-1190	○	—	—
19	こども園	おなが認定こども園	翁長647-6	○	—	—
20	保育所	豊崎保育園	豊崎 1-389	○	—	—
21	保育所	豊崎保育園 分園	豊崎 1-396	○	—	—



No	分類	施設名	所在地	該当するハザード		
				津波	土砂	洪水
22	保育所	にじのほし保育園	豊崎 1-1260	○	—	—
23	保育所	みそら保育園	饒波 1015-2	—	○	—
24	保育所	めぐみの森保育園	与根 520-4	○	—	—
25	保育所	聖愛クロス保育園 豊崎	豊崎 1-41	○	—	—
26	保育所	みつばち保育園	豊崎 1-456	○	—	—
27	保育所	もりのこ保育園	翁長851-4	○	—	—
28	保育所	ふたば保育園	豊崎 1-1148	○	—	—
29	保育所	i a c インターナショナルキッズアカデミー	豊見城 566-8 2F	—	○	—
30	保育所	スマイル保育園	真玉橋 135 2F	—	—	○
31	保育所	ベルキッズとよさき保育園	豊崎 3-89	○	—	—
32	保育所	すたあキッズトヨプラ保育園	豊崎 3-59	○	—	—
33	保育所	豊見城の星保育園	豊崎 1-445	○	—	—
34	医療機関	かでな内科医院	豊見城 753-2	—	○	—
35	医療機関	K E N 整形クリニック	翁長 864-8 3F	○	—	—
36	医療機関	高橋クリニック	与根 8-15	○	—	—
37	医療機関	豊見城中央病院附属健康管理センター	豊崎 3-49	○	—	—
38	医療機関	豊見城中央病院附属豊崎クリニック	豊崎 1-412	○	—	—
39	医療機関	豊崎メディカルクリニック	翁長 864-8 2F	○	—	—
40	医療機関	とよみクリニック	真玉橋 123	—	—	○
41	医療機関	とよみ生協病院	真玉橋 593-1	—	—	○
42	医療機関	みやぎ内科	翁長 869	○	—	—
43	医療機関	友愛医療センター	与根 50-5	○	—	—
44	地域密着型介護老人福祉施設	グリーンハウス長堂	長堂 376	—	○	—



No	分類	施設名	所在地	該当するハザード		
				津波	土砂	洪水
45	介護老人保健施設	養生の里	豊見城 344-5	—	○	—
46	軽費老人ホーム	ケアハウスひまわり	渡嘉敷 140-1	—	○	—
47	有料老人ホーム (住宅型)	住宅型有料老人ホーム 太陽と海	我那覇 200-4	—	○	—
48	有料老人ホーム (住宅型)	住宅型有料老人ホーム 上田ていんさぐの丘	上田 234-1	—	○	—
49	有料老人ホーム (住宅型)	住宅型有料老人ホーム 順風苑	与根 8-6	○	—	—
50	有料老人ホーム (住宅型)	サービス付き高齢者住宅 新緑の里よね	与根 323	○	—	—
51	有料老人ホーム (住宅型)	老人ホーム ルピナスと よさき	豊崎 1-677	○	—	—
52	有料老人ホーム (住宅型)	有料老人ホーム なかゆ くい処 (別館)	真玉橋 183-1	○	—	○
53	有料老人ホーム (住宅型)	有料老人ホーム 菜の花	翁長 838-11	○	—	—
54	有料老人ホーム (介護付)	介護付有料老人ホームと よさき	翁長 869	○	—	—
55	認知症対応型共同 生活介護事業所	グループホームちゃ〜が んじゅう	与根 217-2	○	—	—
56	障害福祉サービス 事業所	生活介護事業所 うみと たいよう	真玉橋 545	○	—	○
57	障害福祉サービス 事業所	S T A R T	真玉橋 135 2A	—	—	○
58	障害福祉サービス 事業所	琉サポ南' S	豊見城 763-1 3・4F	—	○	—
59	障害児通所支援事 業所	キッズコートおなが	翁長 800-2	○	—	—
60	障害児通所支援事 業所	コロニー 児童デイサー ビス とみぐすく	与根 538	○	—	—
61	障害児通所支援事 業所	児童デイサービス ルピ ナス	長堂 173-6 B棟	—	—	○
62	障害児通所支援事 業所	にじいろ児童 デイサー ビス	座安 319-2 1F	○	—	—



## 市災害対策（警戒）本部会議の構成員と所掌事務

役職	構成員	所掌事務
本部長	市長 （※1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部会議の議長となること。</li> <li>避難情報の発令及び警戒区域の指定を行うこと。</li> <li>国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体及び市民・団体への支援協力要請を行うこと。</li> <li>その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること。</li> <li>本部の事務を統括し、本部員を指揮監督すること。</li> </ul>
副本部長	副市長 （※2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長が不在等の場合、その職務を代理すること。</li> <li>本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう、本部長の交代要員となること。</li> <li>対策部間の調整に関すること。</li> </ul>
本部員 （※3）	教育長 （※4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。</li> </ul>
総務統括部長	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長及び副本部長がいずれも不在等の場合において、本部長の職務を代理すること。</li> <li>本部長又は副本部長のいずれか一方が不在等の場合において、副本部長の職務を代理すること。</li> <li>部の職員を指揮監督すること。</li> <li>所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。</li> <li>所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧対策の取りまとめに関すること。</li> <li>関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>
被災者対策部長	市民部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の職員を指揮監督すること。</li> <li>所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。</li> <li>所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧対策の取りまとめに関すること。</li> <li>関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>
被災者対策部副部長	企画部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>部長を補佐すること。</li> <li>部長が不在等の場合、その職務を代理すること。</li> <li>本部長又は副本部長の代理者が欠けた場合において、本部長又は副本部長の職務を代理すること。なお、代理順は、被災者対策部副部長、福祉対策部副部長、応急対策部副部長、支援対策部副部長とし、さらに代理者が欠けた場合は本部会議で決定するものとする。</li> </ul>
福祉対策部長	福祉健康部長	被災者対策部長に同じ。
福祉対策部副部長	こども未来部長	被災者対策部副部長に同じ。
福祉対策部副部長	福祉健康部参事監	被災者対策部副部長に同じ。



応急対策部長	都市計画 部長	被災者対策部長に同じ。
応急対策部 副部長	経済建設 部長	被災者対策部副部長に同じ。
消防対策部長	消防長	被災者対策部長に同じ。
上下水道対策 部長	上下水道 部長	被災者対策部長に同じ。
教育対策部長	教育部長	被災者対策部長に同じ。
支援対策部長	議会 事務局長	被災者対策部長に同じ。
支援対策部 副部長	会計管理者	被災者対策部副部長に同じ。

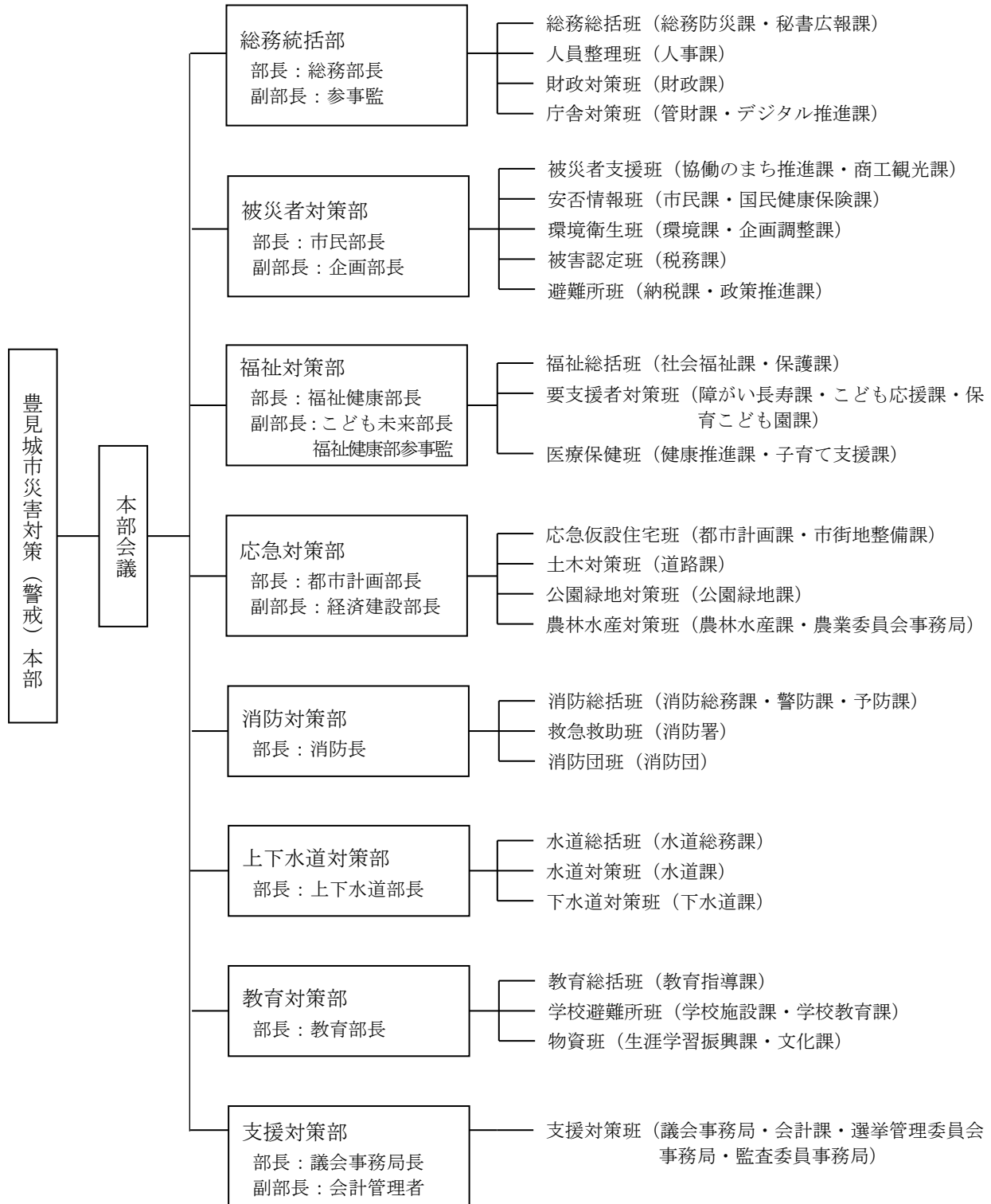
- ※1 災害警戒本部の場合は、副市長を本部長とする。
- ※2 災害警戒本部の場合は、総務統括部長が副本部長を兼ねる。
- ※3 本部員が不在等の場合は、平常時の部の主務課長がその職務を代理する。
- ※4 災害警戒本部の場合は、教育長は本部員ではない。



市災害対策（警戒）本部組織図

本部長：市長 ※<sup>1</sup>

副本部長：副市長 ※<sup>2</sup>



※<sup>1</sup> 災害警戒本部の場合は、副市長を本部長とする。

※<sup>2</sup> 災害警戒本部の場合は、総務統括部長が副本部長を兼ねる。



## 各対策部の所掌事務及び配備要員数の目安

## □ 総務統括部 部長：総務部長

※配備については、各班長から配備に就くこと。ただし、複数の班により自主避難所（市役所）の設置・運営にあたる場合は、班長又は副班長が1名以上配備されていけばよい。

※第2・第3配備の要員は、部長が必要に応じて増減させることができる。

班	配備体制	配備要員	所掌事務
<b>【班名】</b> 総務総括班  <b>【構成】</b> 総務防災課 秘書広報課  <b>【班長】</b> 総務防災課長  <b>【副班長】</b> 秘書広報課長	第1配備 (準備体制)	数名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関連情報の収集及び総括に関すること。</li> <li>・避難情報の発令準備及び警戒区域の設定に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> <li>・他部に属さない事項に関すること。</li> </ul>
	第2配備 (警戒本部設置)	5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1配備の所掌事務</li> <li>・本部の設置及び閉鎖に関すること。</li> <li>・本部会議に関すること。</li> <li>・本部長の指揮、命令の伝達に関すること。</li> <li>・各部との連絡調整に関すること。</li> <li>・県その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	8名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2配備の所掌事務</li> <li>・災害写真等、災害記録の収集に関すること。</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備の所掌事務（被災証明に関するものを除く。）</li> <li>・災害に係る広報・広聴及び報道機関との連絡に関すること。</li> <li>・災害見舞い者及び視察者の対応に関すること。</li> <li>・市民等への災害・被害状況の広報に関すること。</li> </ul>
<b>【班名】</b> 人員整理班  <b>【構成】</b> 人事課  <b>【班長】</b> 人事課長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の非常招集に関すること。</li> <li>・職員の動員・配置に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	1～2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2配備の所掌事務</li> <li>・職員の健康・衛生管理に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備の所掌事務</li> <li>・職員の安否確認に関すること。</li> <li>・対策要員の動員及び配置に関すること。</li> <li>・応援職員に関すること。</li> <li>・職員の食料、飲料水、必需品の配給、宿泊管理に関すること。</li> <li>・罹災職員の福利厚生に関すること。</li> <li>・職員の臨時的な採用に関すること。</li> </ul>



班	配備体制	配備要員	所掌事務
<b>【班名】</b> 財政対策班  <b>【構成】</b> 財政課  <b>【班長】</b> 財政課長	第1 配備 (準備体制)	0名	
	第2 配備 (警戒本部設置)	1～ 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主避難所（市役所）の設置・運営に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3 配備 (対策本部設置)	1～ 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2 配備の所掌事務</li> <li>・災害対策に必要な経費の予算措置に関すること。</li> </ul>
	第4 配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3 配備の所掌事務（自主避難所に関するものを除く。）</li> <li>・来庁者の避難誘導に関すること。</li> </ul>
<b>【班名】</b> 庁舎対策班  <b>【構成】</b> 管財課 デジタル推進課  <b>【班長】</b> 管財課長  <b>【副班長】</b> デジタル推進課長	第1 配備 (準備体制)	0名	
	第2 配備 (警戒本部設置)	2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎の電源の確保に関すること。</li> <li>・市有財産の被害状況の調査収集に関すること。</li> <li>・情報システム及び電算機器等の保守・保全に関すること。</li> <li>・庁舎及び出先機関のネットワークの確保・維持に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3 配備 (対策本部設置)	3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2 配備の所掌事務</li> <li>・庁舎の被害調査及び応急危険度判定・対策に関すること。</li> </ul>
	第4 配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3 配備の所掌事務</li> <li>・庁舎の復旧に関すること。</li> <li>・災害における車両の調達に関すること。</li> <li>・緊急通行車両の確認申請に関すること。</li> <li>・庁舎の車中泊避難者に関すること。</li> </ul>



□ 被災者対策部 部長：市民部長 副部長：企画部長

※配備については、各班長から配備に就くこと。ただし、複数の班により自主避難所（市役所）の設置・運営にあたる場合は、班長又は副班長が1名以上配備されていけばよい。

※第2・第3配備の要員は、部長が必要に応じて増減させることができる。

班	配備体制	配備要員	所掌事務
<b>【班名】</b> 被災者支援班  <b>【構成】</b> 協働のまち推進課 商工観光課  <b>【班長】</b> 協働のまち推進課長  <b>【副班長】</b> 商工観光課長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	2～ 3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内の連絡調整に関すること。</li> <li>・自主避難所（市役所）の設置・運営に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	2～ 4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2配備の所掌事務</li> <li>・災害救助法に関すること。</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備の所掌事務（自主避難所に関するものを除く。）</li> <li>・日本赤十字社沖縄県支部との連絡調整に関すること。</li> <li>・相談窓口の設営・運営に関すること。</li> <li>・見舞金及び支援金に関すること。</li> <li>・義援金及び募金に関すること。</li> </ul>
<b>【班名】</b> 安否情報班  <b>【構成】</b> 市民課 国民健康保険課  <b>【班長】</b> 市民課長  <b>【副班長】</b> 国民健康保険課長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	1～ 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主避難所（市役所）の設置・運営に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	2～ 3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2配備の所掌事務</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備の所掌事務（自主避難所に関するものを除く。）</li> <li>・要搜索者名簿の作成に関すること。</li> <li>・被災者台帳の作成に関すること。</li> <li>・遺体の記録、所有物の保管に関すること。</li> <li>・埋火葬の許可に関すること。</li> </ul>
<b>【班名】</b> 環境衛生班  <b>【構成】</b> 環境課 企画調整課  <b>【班長】</b> 環境課長  <b>【副班長】</b> 企画調整課長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	2～ 3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ及びし尿の処理に関すること。</li> <li>・清掃に係る広報に関すること。</li> <li>・自主避難所（市役所）の設置・運営に関すること。（企画調整課のみ）</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	2～ 4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2配備の所掌事務</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備の所掌事務（自主避難所に関するものを除く。）</li> <li>・災害による遺体の措置等に関すること。</li> <li>・動物の保護・収容に関すること。</li> <li>・被災地域の環境衛生に係る防疫に関すること。</li> <li>・清掃の応援受入れ・連絡に関すること。</li> </ul>



班	配備体制	配備要員	所掌事務
<b>【班名】</b> 被害認定班  <b>【構成】</b> 税務課  <b>【班長】</b> 税務課長	第1 配備 (準備体制)	0名	
	第2 配備 (警戒本部設置)	3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋被害認定調査に関すること。</li> <li>・罹災証明に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3 配備 (対策本部設置)	8名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2 配備の所掌事務</li> </ul>
	第4 配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3 配備の所掌事務</li> <li>・被災証明に関すること。</li> </ul>
<b>【班名】</b> 避難所班  <b>【構成】</b> 納税課 政策推進課  <b>【班長】</b> 納税課長  <b>【副班長】</b> 政策推進課長	第1 配備 (準備体制)	0名	
	第2 配備 (警戒本部設置)	1～ 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主避難所（市役所）の設置・運営に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3 配備 (対策本部設置)	2～ 3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2 配備の所掌事務</li> </ul>
	第4 配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3 配備の所掌事務（自主避難所に関するものを除く。）</li> <li>・指定避難所の設置・運営に関すること。</li> <li>・指定避難所における炊き出しに関すること。</li> <li>・備蓄食料、飲料、毛布その他の生活用品の配給に関すること。</li> <li>・災害用トイレ、発電機その他の資機材の調達及び設置に関すること。</li> <li>・学校避難所班との連絡・調整に関すること。</li> </ul>



- 福祉対策部      部長：福祉健康部長      副部長：こども未来部長  
福祉健康部参事監

※配備については、各班長から配備に就くこと。ただし、複数の班により自主避難所（市役所）の設置・運営にあたる場合は、班長又は副班長が1名以上配備されていればよい。

※第2・第3配備の要員は、部長が必要に応じて増減させることができる。

班	配備体制	配備要員	所掌事務
<b>【班名】</b> 福祉総括班  <b>【構成】</b> 社会福祉課 保護課  <b>【班長】</b> 社会福祉課長  <b>【副班長】</b> 保護課長	第1 配備 (準備体制)	0名	
	第2 配備 (警戒本部設置)	1～ 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内の連絡調整に関すること。</li> <li>・自主避難所（市役所）の設置・運営に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3 配備 (対策本部設置)	2～ 3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2 配備の所掌事務</li> </ul>
	第4 配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3 配備の所掌事務（自主避難所に関するものを除く。）</li> <li>・福祉避難所の設置に係る連絡・調整に関すること。</li> <li>・食料、被服、寝具その他生活必需品の調達及び配給に関すること。</li> <li>・救援食品・物資の受入れ及び配給に関すること。</li> <li>・災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）の支援に関すること。</li> </ul>
<b>【班名】</b> 要支援者対策班  <b>【構成】</b> 障がい長寿課 こども応援課 保育こども園課  <b>【班長】</b> 障がい長寿課長  <b>【副班長】</b> こども応援課長 保育こども園課長	第1 配備 (準備体制)	0名	
	第2 配備 (警戒本部設置)	1～ 3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主避難所（市役所）の設置・運営に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3 配備 (対策本部設置)	2～ 3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2 配備の所掌事務</li> <li>・避難行動要支援者の安全確保及び避難支援に関すること。</li> </ul>
	第4 配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3 配備の所掌事務（自主避難所に関するものを除く。）</li> <li>・避難行動要支援者の安否確認に関すること。</li> <li>・避難行動要支援者の生活支援に関すること。</li> <li>・応急保育に関すること。</li> <li>・福祉総括班の支援に関すること。</li> </ul>



班	配備体制	配備要員	所掌事務
<b>【班名】</b> 医療保健班  <b>【構成】</b> 健康推進課 子育て支援課  <b>【班長】</b> 健康推進課長  <b>【副班長】</b> 子育て支援課長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療巡回に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2配備の所掌事務</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備の所掌事務</li> <li>・医療及び助産に関すること。</li> <li>・医療機関、医師会との連絡調整に関すること。</li> <li>・被災者の精神的ケアに関すること。</li> <li>・医薬品及び医療機関の確保に関すること。</li> <li>・避難者への健康相談及び健康診断に関すること。</li> <li>・乳幼児及び妊産婦の救護に関すること。</li> <li>・感染症予防に関すること。</li> <li>・感染症対策班の編成に関すること。</li> </ul>



□ 応急対策部 部長：都市計画部長 副部長：経済建設部長

※第2・第3配備の要員は、部長が必要に応じて増減させることができる。

班	配備体制	配備要員	所掌事務
<b>【班名】</b> 応急仮設住宅班  <b>【構成】</b> 都市計画課 市街地整備課  <b>【班長】</b> 都市計画課長  <b>【副班長】</b> 市街地整備課長 都市計画課参事	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	半数未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内の連絡調整に関すること。</li> <li>・土木対策班の支援に関すること。</li> <li>・市営住宅施設等の災害応急対策に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	半数以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2配備の所掌事務</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備の所掌事務</li> <li>・被災建築物の応急危険度判定に関すること。</li> <li>・被災宅地の危険度判定に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅への入居及び管理に関すること。</li> </ul>
<b>【班名】</b> 土木対策班  <b>【構成】</b> 道路課  <b>【班長】</b> 道路課長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	半数未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防に係る警戒巡視及び応急対策に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	半数以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2配備の所掌事務</li> <li>・道路、街路樹等の災害応急対策に関すること。</li> <li>・道路、橋梁その他の土木関係の災害応急対策に関すること。</li> <li>・土砂災害の応急対策に関すること。</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備の所掌事務</li> <li>・道路の啓開に関すること。</li> <li>・障害物の除去及び一時保管に関すること。</li> </ul>
<b>【班名】</b> 公園緑地対策班  <b>【構成】</b> 公園緑地課  <b>【班長】</b> 公園緑地課長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	半数未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の災害応急対策に関すること。</li> <li>・土木対策班の支援に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	半数以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2配備の所掌事務</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備の所掌事務</li> <li>・災害ごみの一時保管に関すること。</li> </ul>



班	配備体制	配備要員	所掌事務
<b>【班名】</b> 農林水産対策班  <b>【構成】</b> 農林水産課 農業委員会事務局  <b>【班長】</b> 農林水産課長  <b>【副班長】</b> 農業委員会事務局長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	半数未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防に係る警戒巡視及び応急対策に関すること。</li> <li>・土木対策班の支援に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	半数以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2配備の所掌事務</li> <li>・農地、農業用施設及び農作物並びに漁業の被害対策に関すること。</li> <li>・畜産被害対策に関すること。</li> <li>・緊急防除指導班の編成に関すること。</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備の所掌事務</li> <li>・農業用水の利用に関すること。</li> <li>・災害井戸（農業用水等）による応急給水に関すること。</li> <li>・所管の関係団体等との連絡調整に関すること。</li> </ul>



### □ 消防対策部 部長：消防長

※第2・第3配備の要員は、部長が必要に応じて増減させることができる。

班	配備体制	配備要員	所掌事務
<b>【班名】</b> 消防総括班  <b>【構成】</b> 消防総務課 警防課 予防課  <b>【班長】</b> 消防総務課長  <b>【副班長】</b> 警防課長 予防課長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	数名	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関及び部内の連絡調整に関すること。</li> <li>各種会議に関すること。</li> <li>気象情報等の収集に関すること。</li> <li>その他の班に属さないこと。</li> <li>所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	数名	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2配備の所掌事務</li> <li>水火災その他の災害の記録に関すること。</li> <li>消防職員及び消防団員の招集及び配置に関すること。</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3配備の所掌事務</li> <li>通信及び応援要請に関すること。</li> <li>物品の調達に関すること。</li> <li>機械器具の整備及び配置に関すること。</li> <li>災害時の火災の原因及び損害調査に関すること。</li> <li>火災による罹災証明の発行に関すること。</li> </ul>
<b>【班名】</b> 救急救助班  <b>【構成】</b> 消防署  <b>【班長】</b> 消防署長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	数名	<ul style="list-style-type: none"> <li>水火災その他の災害の警戒に関すること。</li> <li>所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	当直職員の半数	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2配備の所掌事務</li> <li>水火災その他の災害の鎮圧に関すること。</li> <li>災害時の救急に関すること。</li> <li>災害時の救助業務に関すること。</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3配備の所掌事務</li> <li>行方不明者の捜索及び現場での連絡調整に関すること。</li> <li>その他関係機関との協力・連携に関すること。</li> </ul>
<b>【班名】</b> 消防団班  <b>【構成】</b> 消防団  <b>【班長】</b> 消防団長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	0名	
	第3配備 (対策本部設置)	必要数	<ul style="list-style-type: none"> <li>水火災その他の災害の警戒・鎮圧に関すること。</li> <li>地域住民の避難誘導に関すること。</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3配備の所掌事務</li> <li>行方不明者の捜索に関すること。</li> </ul>



□ 上下水道対策部 部長：上下水道部長

※第2・第3配備の要員は、部長が必要に応じて増減させることができる。

班	配備体制	配備要員	所掌事務
<b>【班名】</b> 水道総括班  <b>【構成】</b> 水道総務課  <b>【班長】</b> 水道総務課長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関及び部内の連絡調整に関すること。</li> <li>各種会議に関すること。</li> <li>その他の班に属さないこと。</li> <li>所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2配備の所掌事務</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3配備の所掌事務</li> <li>職員の動員及び配置に関すること。</li> <li>被災地域の環境衛生に係る防疫に関すること。</li> <li>応急給水その他の必要事項の市民への広報に関すること。</li> </ul>
<b>【班名】</b> 水道対策班  <b>【構成】</b> 水道課  <b>【班長】</b> 水道課長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	半数未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の停電及び落雷への警戒に関すること。</li> <li>道路管理者との連携に関すること。</li> <li>所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	半数以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2配備の所掌事務</li> <li>水道施設の災害応急対策に関すること。</li> <li>配水系統の切替えに関すること。</li> <li>配水池の貯水管理に関すること。</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3配備の所掌事務</li> <li>応急給水に関すること。</li> <li>他の水道事業との応援給水に関すること。</li> </ul>
<b>【班名】</b> 下水道対策班  <b>【構成】</b> 下水道課  <b>【班長】</b> 下水道課長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	半数未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>内水氾濫への警戒に関すること。</li> <li>下水道施設の停電への警戒に関すること。</li> <li>道路管理者との連携に関すること。</li> <li>所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	半数以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2配備の所掌事務</li> <li>下水道施設の災害応急対策に関すること。</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3配備の所掌事務</li> </ul>



## □ 教育対策部 部長：教育部長

※第2・第3配備の要員は、部長が必要に応じて増減させることができる。

班	配備体制	配備要員	所掌事務
<b>【班名】</b> 教育総括班  <b>【構成】</b> 教育指導課  <b>【班長】</b> 教育指導課長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	1～ 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校及び部内の連絡調整に関すること。</li> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	2～ 3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2配備の所掌事務</li> <li>・職員の動員及び配置に関すること。</li> <li>・その他の班に属さないこと。</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備の所掌事務</li> <li>・児童生徒の安全の確保及び安否の確認に関すること。</li> <li>・災害時における教職員の確保に関すること。</li> <li>・災害時の教育指導に関すること。</li> <li>・小・中学校の応急教育に関すること。</li> </ul>
<b>【班名】</b> 学校避難所班  <b>【構成】</b> 学校施設課 学校教育課  <b>【班長】</b> 学校施設課長  <b>【副班長】</b> 学校教育課長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	1～ 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主避難所（市役所）の設置・運営に関すること。</li> <li>・学校教育施設及び給食センターの災害調査及び応急対策に関すること。</li> </ul>
	第3配備 (対策本部設置)	2～ 3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2配備の所掌事務</li> <li>・教育総括班の支援に関すること。</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備の所掌事務（自主避難所に関するものを除く。）</li> <li>・指定避難所の設置・運営に関すること。</li> <li>・炊き出しに関すること。</li> <li>・備蓄食料、飲料、毛布その他の生活用品の配給に関すること。</li> <li>・災害用トイレ、発電機その他の資機材の調達及び設置に関すること。</li> <li>・児童生徒の応急給食に関すること。</li> <li>・避難所班との連絡・調整に関すること。</li> </ul>
<b>【班名】</b> 物資班  <b>【構成】</b> 生涯学習振興課 文化課  <b>【班長】</b> 生涯学習振興課長  <b>【副班長】</b> 文化課長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	0名	
	第3配備 (対策本部設置)	2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備の所掌事務</li> <li>・来館者の避難誘導等に関すること。</li> <li>・救援物資の受入れ、管理、配給に関すること。</li> </ul>



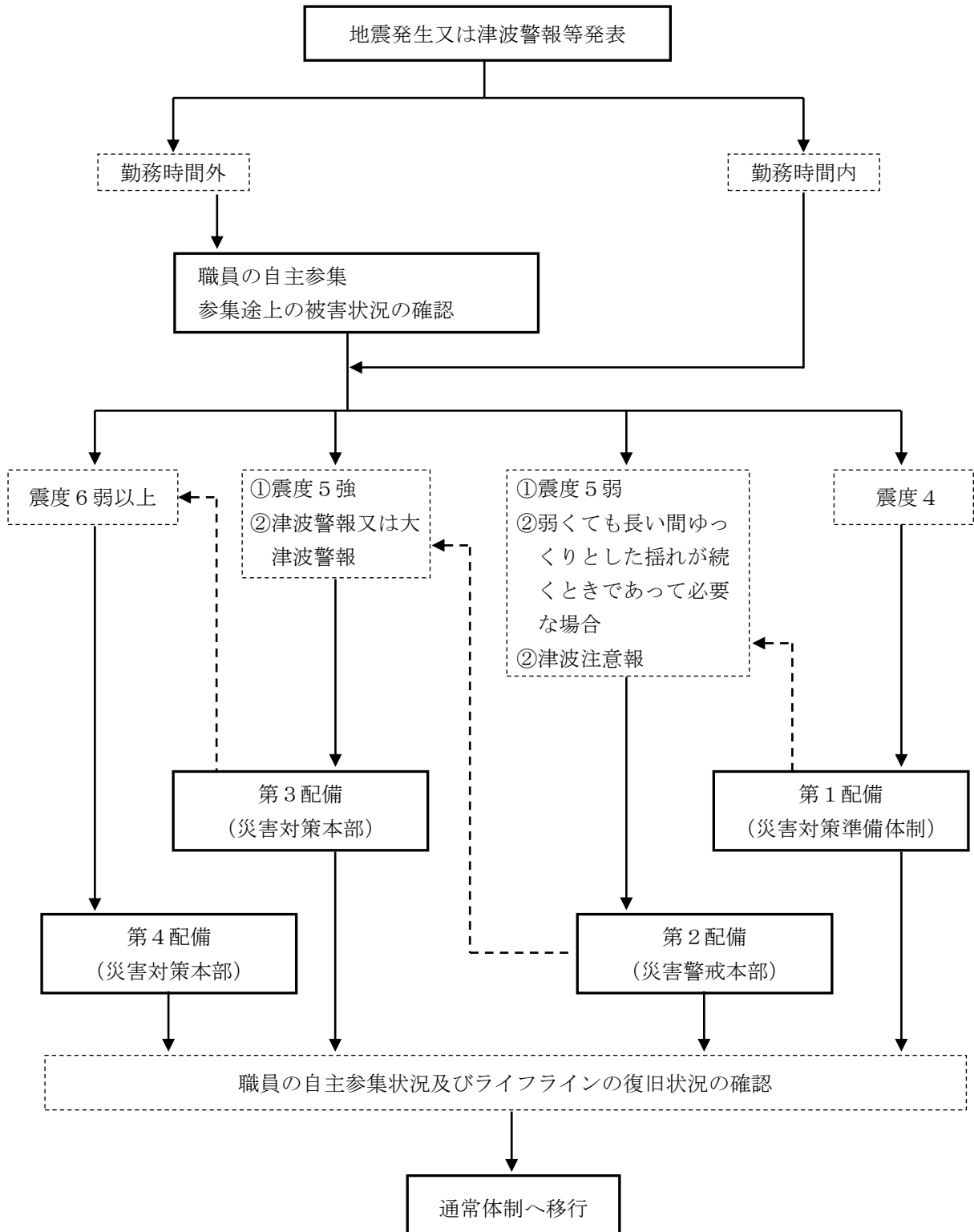
□ 支援対策部 部長：議会事務局長 副部長：会計管理者

※第2・第3配備の要員は、部長が必要に応じて増減させることができる。

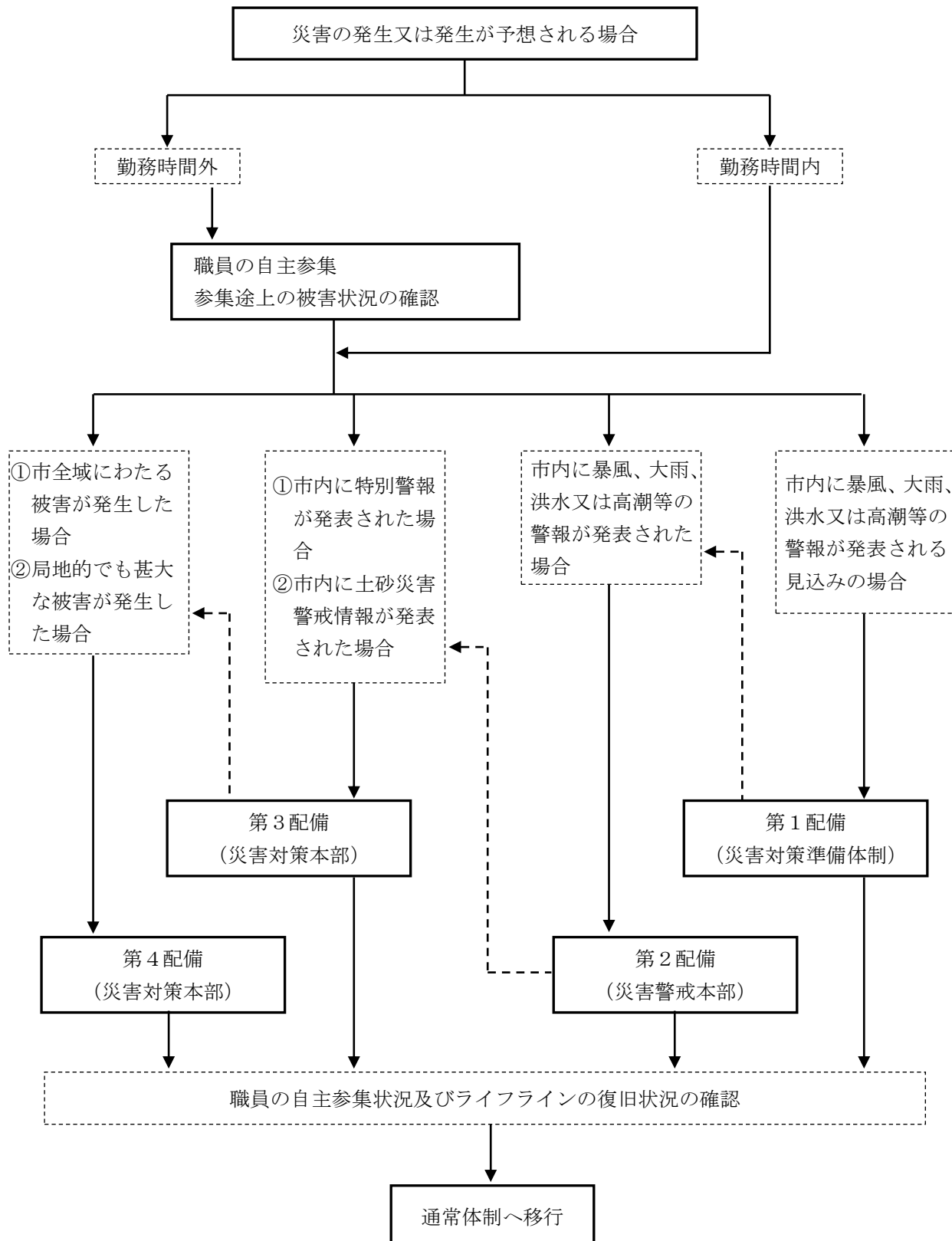
班	配備体制	配備要員	所掌事務
<b>【班名】</b> 支援対策班  <b>【構成】</b> 議会事務局 会計課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局  <b>【班長】</b> 議会事務局次長  <b>【副班長】</b> 会計課長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	第1配備 (準備体制)	0名	
	第2配備 (警戒本部設置)	0名	
	第3配備 (対策本部設置)	1～ 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管の被害調査に関すること。</li> <li>・市議会議員等との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	第4配備 (大規模災害)	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3配備の所掌事務</li> <li>・市議会議員等の安否確認に関すること。</li> <li>・来庁者の避難誘導に関すること。</li> <li>・市役所での救援物資の受入れに関すること。</li> <li>・他の対策部の支援に関すること。</li> </ul>



地震・津波災害自主参集フロー



風水害等自主参集フロー



## 指定避難所一覧

施設名	所在地	収容人数（人）			建物面積（㎡）		
			校舎	体育館		校舎	体育館
上田小学校	宜保 1-1-4	1,346	1,074	272	4,715	3,760	955
長嶺小学校※ <sup>1</sup>	饒波 1018	942	665	277	3,301	2,330	971
座安小学校	座安 230-1	875	623	252	3,065	2,181	884
豊見城小学校※ <sup>2</sup>	高嶺 439-2	856	611	245	3,000	2,140	860
伊良波小学校	伊良波 300	954	706	248	3,341	2,473	868
とよみ小学校※ <sup>3</sup>	高安 1132-2	962	715	247	3,372	2,505	867
ゆたか小学校	豊見城 601-1	1,130	867	263	3,959	3,036	923
豊見城中学校	宜保 1-1-2	1,503	1,053	450	5,261	3,686	1,575
長嶺中学校※ <sup>1</sup>	饒波 1068-2	1,055	643	412	3,694	2,251	1,443
伊良波中学校※ <sup>4</sup>	伊良波 273	988	596	392	3,461	2,087	1,374
豊見城南高等学校	翁長 520	821	534	287	2,874	1,869	1,005
真嘉部コミュニティーセンター	根差部 375-2	81	-	-	284	-	-
わくわく児童館	保栄茂 1153-109	78	-	-	276	-	-
豊見城地区コミュニティー共用施設	豊見城 150	112	-	-	395	-	-
宜保地区コミュニティー共用施設	宜保 21	56	-	-	197	-	-
渡嘉敷集落センター	渡嘉敷 407	36	-	-	129	-	-
保栄茂構造改善センター	保栄茂 241-1	37	-	-	130	-	-
高嶺公民館	高嶺 5-1	38	-	-	134	-	-
高安地区コミュニティー共用施設	高安 43	71	-	-	249	-	-
饒波農業集落多目的集会施設	饒波 500-1	101	-	-	356	-	-
長堂公民館	長堂 62	54	-	-	190	-	-
根差部公民館	根差部 287	79	-	-	278	-	-
豊見城ニュータウン自治会館	根差部 66-5	41	-	-	146	-	-
嘉数地区コミュニティー供用施設	嘉数 1-1	53	-	-	186	-	-
沖縄空手会館	豊見城 854-1	529	-	-	1,853	-	-

※1 長嶺小学校及び長嶺中学校については、運動場の一部が土砂災害警戒区域に掛かるため、当該箇所に配慮の上、開設する。

※2 豊見城小学校については、土砂災害警戒区域に隣接するため、当該箇所に配慮の上、開設する。








※3 とよみ小学校については、駐車場の一部が土砂災害警戒区域に掛かるため、当該箇所に配慮の上、開設する。

※4 伊良波中学校については、武道場及びプールの一部が土砂災害警戒区域に掛かるため、当該箇所に配慮の上、開設する。












## 指定緊急避難場所一覧

施設名	所在地	収容 人数 (人)	洪水	崖崩れ 地滑り	土石流	高潮	地震	津波	大規模 な火事
									
上田小学校グラウンド	宜保 1-1-4	7,467	○	○	○	○	○	○	○
長嶺小学校グラウンド	饒波 1018	9,200	○	×	○	○	○	○	○
座安小学校グラウンド	座安 230-1	4,685	○	○	○	○	○	○	○
豊見城小学校グラウンド	高嶺 439-2	9,142	○	×	○	○	○	○	○
伊良波小学校グラウンド	伊良波 300	8,584	○	○	○	○	○	○	○
とよみ小学校グラウンド	高安 1132-2	9,153	○	×	○	○	○	○	○
豊崎小学校グラウンド	豊崎 1-406	9,032	○	○	○	×	○	×	○
ゆたか小学校グラウンド	豊見城 601-1	8,667	○	○	○	○	○	○	○
豊見城中学校グラウンド	宜保 1-1-2	8,762	○	○	○	○	○	○	○
長嶺中学校グラウンド	饒波 1068-2	11,086	○	×	○	○	○	○	○
伊良波中学校グラウンド	伊良波 273	7,725	○	○	○	○	○	○	○
豊崎中学校グラウンド	豊崎 1-1	11,622	○	○	○	×	○	×	○
豊見城南高等学校グラウンド	翁長 520	19,689	○	○	○	○	○	○	○
豊見城総合公園	平良 468-3 地先	96,775	○	○	○	○	○	○	○
豊見城団地緑地	豊見城団地 内	23,650	○	○	○	○	○	○	○
すみれ児童公園	豊見城 422 地先	1,552	○	○	○	○	○	○	○
豊見城ニュータウン第1号公園	根差部 123-1 地先	3,808	○	○	○	○	○	○	○
瀬長島サンセットパーク展望広場	瀬長 174-1	13,374	○	○	○	○	○	○	○
我那覇児童公園	我那覇 189-1 地先	3,037	○	×	○	○	×	○	○
豊見城ニュータウン第2号公園	根差部 108-14 地先	4,045	○	○	○	○	○	○	○



施設名	所在地	収容人数 (人)	洪水	崖崩れ 地滑り	土石流	高潮	地震	津波	大規模 な火事
									
豊見城ニュータウンテニスコート	嘉数 671-1 地先	1,508	○	○	○	○	○	○	○
平和台太陽公園	宜保 3-4-2	1,200	○	○	○	○	○	○	○
とよみ公園	真玉橋 428-21 地先	638	○	×	○	○	×	○	○
宜保ふるじま公園	宜保 1-4	5,819	○	○	○	○	○	○	○
高安台公園	高安 676-23 地先	2,052	○	○	○	○	○	○	○
県営渡橋名団地多目的広場※ <sup>2</sup>	渡橋名団地内	1,698	—	—	—	—	—	○	—
保栄茂馬場公園	保栄茂 246 地先	7,373	○	○	○	○	○	○	○
長堂公民館広場	長堂 62 地先	1,939	○	○	○	○	○	○	○
嘉数地区コミュニティ供用施設広場	嘉数 1	1,487	○	○	○	○	○	○	○
国道 331 号与根高架橋（歩道部分）※ <sup>2</sup>	与根 584～豊崎 1-1176 地先	6,420	—	—	—	—	—	○	—
沖縄空手会館駐車場	沖縄空手会館隣接	3,800	○	○	○	○	○	○	○

※<sup>1</sup> いずれも一時的に避難する場所であり、避難所（避難生活をおくる場所）ではない。

※<sup>2</sup> 県営渡橋名団地多目的広場及び国道 331 号与根高架橋（歩道部分）については、それぞれの管理者との協定により、津波のみとなっている。

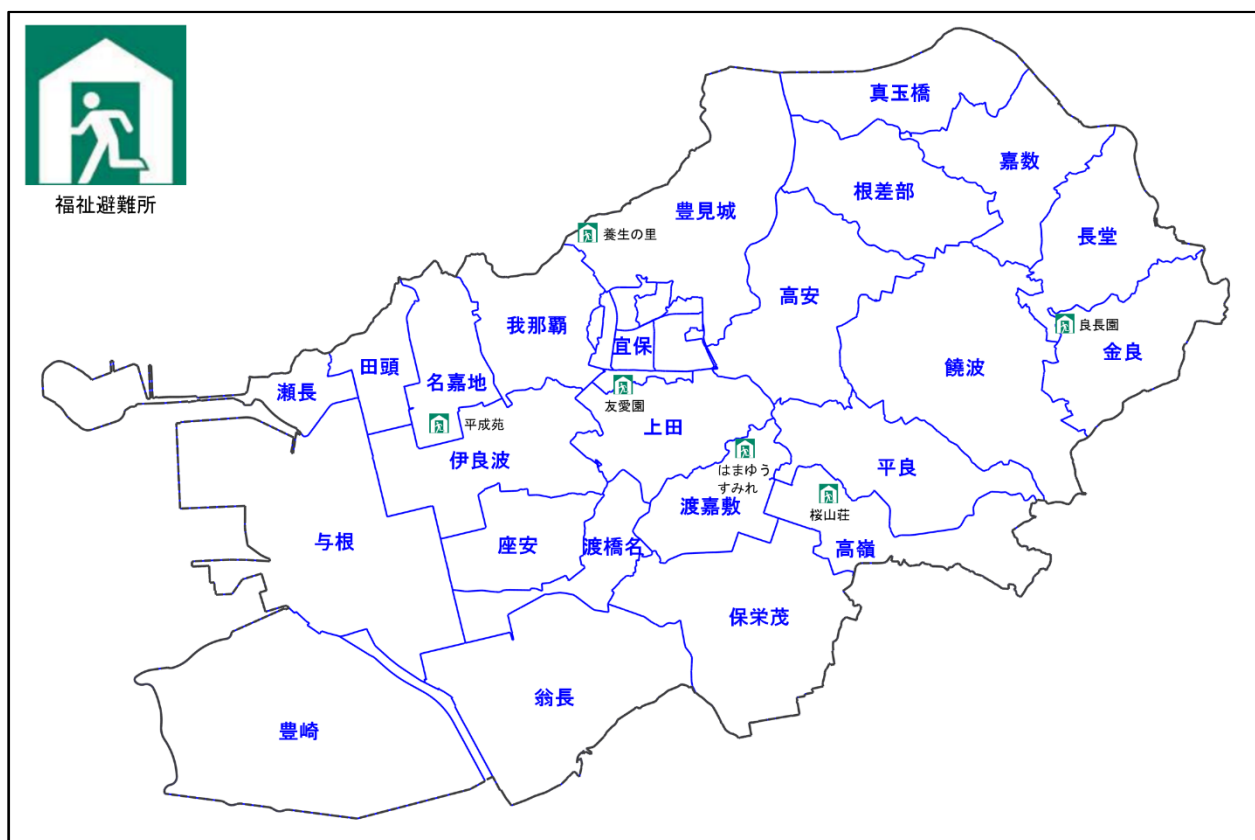
※<sup>3</sup> 「地震」のピクトグラムは、JIS ではなく、一般社団法人日本標識工業会が作成したものである。





## 福祉避難所一覧

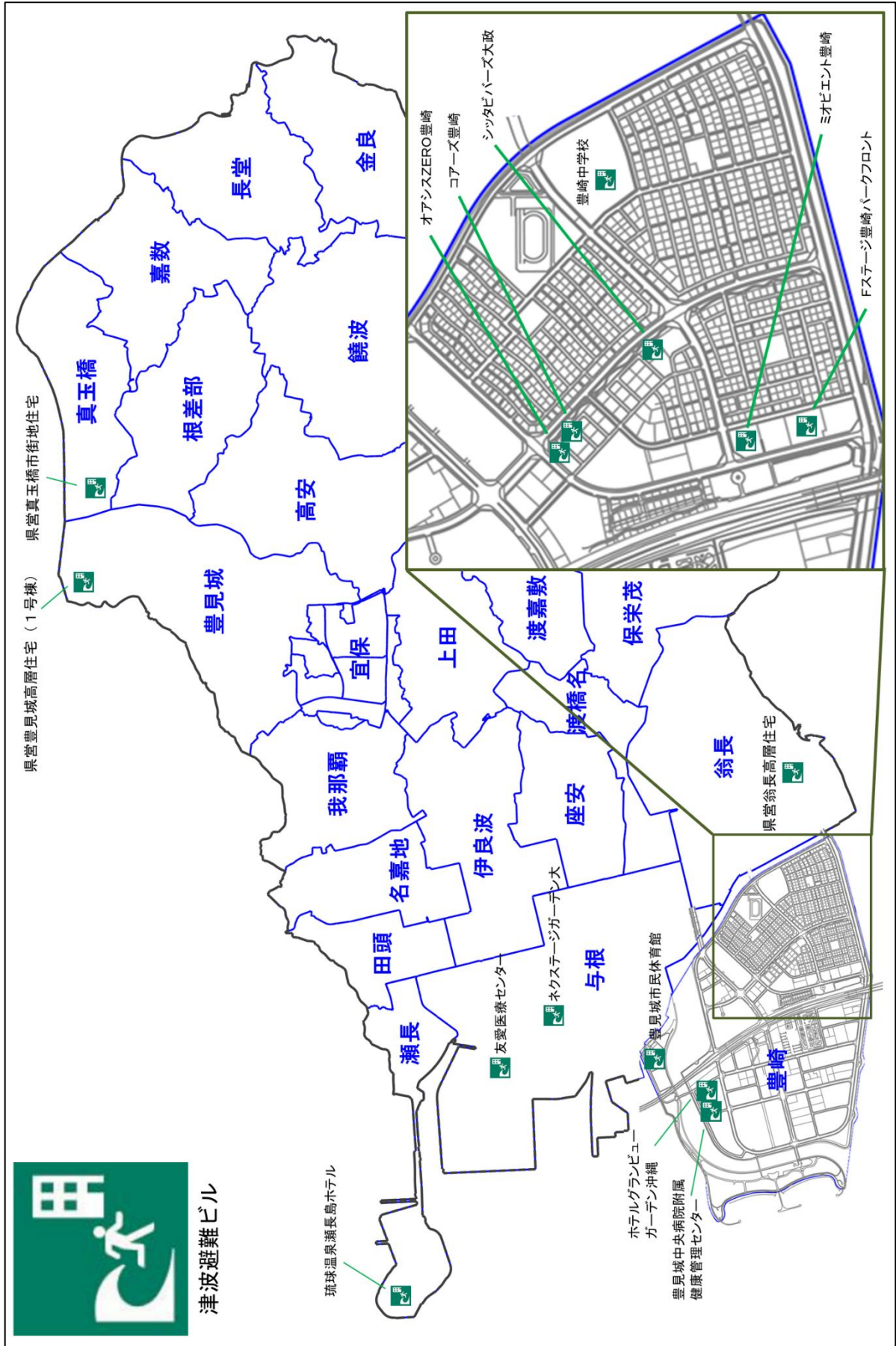
施設名	所在地	電話番号	受入対象者
介護老人保健施設 桜山荘	高嶺 111	856-1111	高齢者、傷病者、乳幼児、妊産婦及び特別 配慮者並びにそのご家族
介護老人保健施設 友愛園	上田 25	856-4707	高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産 婦及び特別配慮者並びにそのご家族
特別養護老人ホーム 良長園	金良 88	850-1200	高齢者
介護老人保健施設 平成苑	名嘉地 217-2	856-7222	高齢者
介護老人保健施設 養生の里	豊見城 344-5	850-2161	高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産 婦及び特別配慮者並びにそのご家族
介護老人保健施設 はまゆう	渡嘉敷 150	851-0102	高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産 婦及び特別配慮者並びにそのご家族
特別養護老人ホーム すみれ	渡嘉敷 150	851-0101	高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産 婦及び特別配慮者並びにそのご家族



## 津波避難ビル一覧

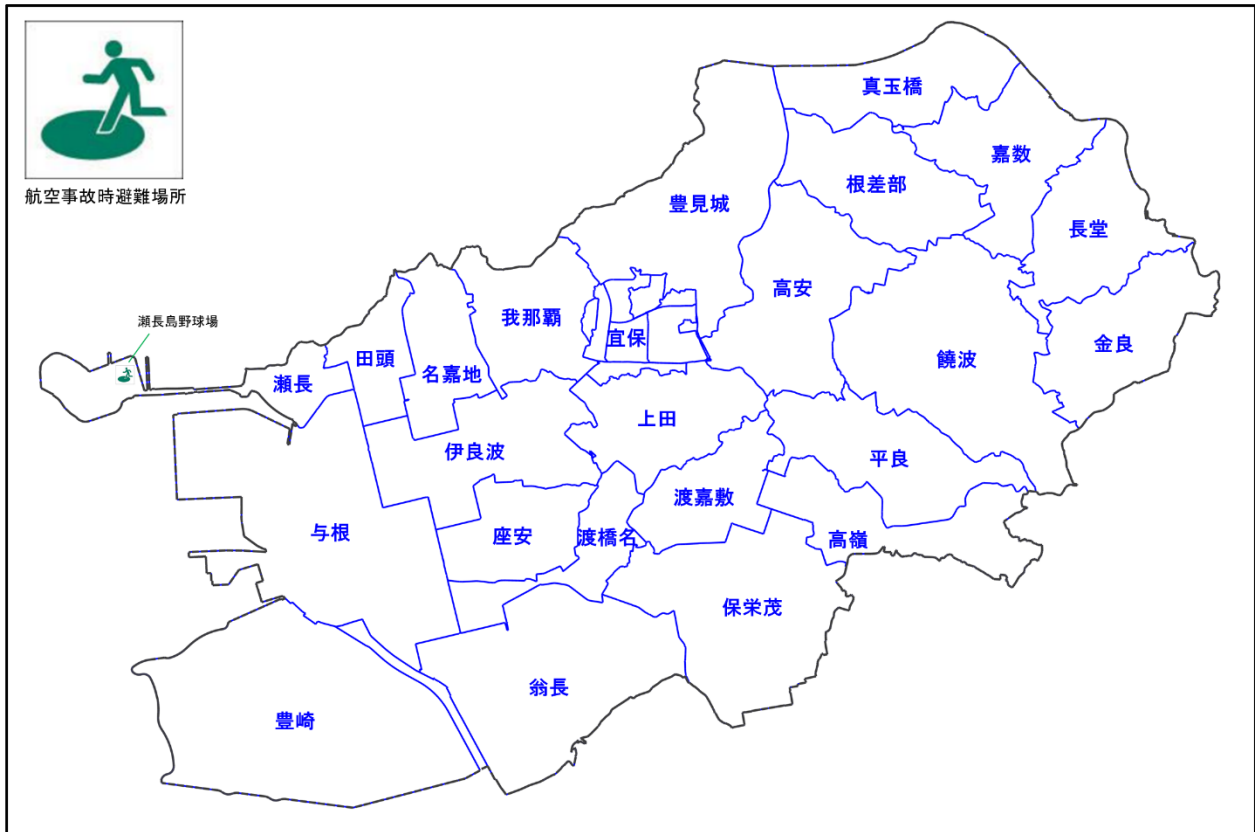
施設名	所在地	避難場所	収容人数
県営翁長高層住宅	翁長 717-1	2階以上の廊下	約 1,756 人
県営真玉橋市街地住宅	真玉橋 299-1	2階以上の廊下	約 4,113 人
県営豊見城高層住宅（1号棟）	豊見城 979-1	2階以上の廊下	約 900 人
シッタビバーズ大政	豊崎 1-1173	3階以上共用スペース （ロビー、廊下等）	約 220 人
コアーズ豊崎	豊崎 1-879	3階以上共用スペース （ロビー、廊下等）	約 290 人
オアシスZERO豊崎	豊崎 1-423	3階以上共用スペース （ロビー、廊下等）	約 350 人
ホテルグランビューガーデン 沖縄	豊崎 3-82	5階以上共用スペース （ロビー、廊下等）	約 400 人
ミオビエント豊崎	豊崎 1-2	5階以上共用スペース （ロビー、廊下等）	約 556 人
Fステージ豊崎パークフロン ト	豊崎 1-1178	5階以上共有スペース （ロビー、廊下等）	約 600 人
豊見城市民体育館	豊崎 5-2	屋上	約 467 人
ネクステージガーデン大	与根 77-2	屋上	約 200 人
豊見城中央病院附属健康管理 センター	豊崎 3-49	屋上	約 900 人
友愛医療センター	与根 50-5	2階以上共有スペース （ロビー、廊下等）	約 4,200 人
琉球温泉瀬長島ホテル	瀬長 174-5	1階ロビー・レストラン	約 400 人
豊崎中学校	豊崎 1-1	3階以上の廊下（校舎）・ 体育館	約 6,243 人





航空事故時の避難場所一覧

施設名	所在地	収容人数（人）	電話番号
瀬長島野球場	瀬長 174	43,148	850-2688



沖縄県緊急輸送道路一覧

機能区分	道路種別	路線名	区間
第1次 緊急輸送道路	国道（指）	那覇空港自動車道	名嘉地 I C～西原 J C T
	国道（指）	国道 331 号	豊見城市名嘉地 I C～那覇市明治橋交差点
第2次 緊急輸送道路	国道（指）	国道 331 号	豊見城市瀬長交差点～与那原町与那原交差点
	主要地方道	奥武山米須線	那覇市山下交差点～糸満市新垣交差点
	主要地方道	豊見城糸満線	豊見城市豊見城交差点～豊見城市名嘉地 I C
	一般県道	県道 11 号線	豊見城市豊見城交差点～那覇市真玉橋（北）交差点
	市町村道	豊見城市道（286 号線）	豊見城市瀬長～友愛医療センター入口
	市町村道	豊見城市道（290 号線）	豊見城市豊崎～道の駅豊崎入口
市町村道	豊見城市道（292 号線）	豊見城市豊崎交差点～豊見城市豊崎	



## 各部署の車両所有状況一覧

令和8年1月1日現在

部署	乗用車	ワゴン	ピックアップ アップ	マイク ロバス	軽自 動車	バン	大型 乗用車	特殊 用途 自動車	合計
総務部	8	1	2	0	13	2	0	0	26
企画部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民部	0	0	0	0	1	0	0	0	1
福祉健康部	0	0	0	0	2	0	0	0	2
こども未来部	0	0	0	0	2	0	0	0	2
都市計画部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済建設部	0	0	0	0	3	0	0	1	4
上下水道部	2	0	0	0	6	0	0	0	8
教育部	3	9	0	2	10	15	0	0	39
議会事務局	1	0	0	0	0	0	0	0	1
消防本部	0	0	0	0	0	0	0	23	23
合計	14	10	2	2	37	17	0	24	106



## 防災関係機関等の連絡先一覧

## □ 指定地方行政機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
九州管区警察局	災害対策官	〒812-8573 福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	防災・危機管理課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-0115
九州厚生局沖縄事務所		〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎西棟 2F	098-833-6006
沖縄森林管理署	総務グループ	〒900-0025 那覇市壺川 3-2-6 壺川ビル 3 階	098-918-0210
沖縄防衛局	地方調整課	〒904-0295 嘉手納町字嘉手納 290-9	098-921-8212
那覇産業保安監督事務所	管理課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 合同庁舎 4 階	098-866-6474
第十一管区海上保安本部	環境防災課	〒900-8547 那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖縄气象台	業務課	〒900-8517 那覇市おもろまち 2-1-1	098-917-7911
沖縄総合通信事務所	総務課	〒900-8795 那覇市おもろまち 2-2-1 那覇第2 地方合同庁舎 3 号館 4 階	098-865-2300
沖縄労働局	総務部総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 1 号館 3 階	098-868-4003
九州地方環境事務所 沖縄奄美自然環境事務所	野生生物企画官	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 1 階	098-836-6400
大阪航空局 那覇空港事務所	航空保安防災課	〒900-0143 那覇市安次嶺 531-3	098-859-5110
国土地理院沖縄支所	測量係	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 1 号館 2 階	098-855-2595

## □ 自衛隊

機関名	防災担当	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 15 旅団	司令部第 3 部	〒901-0142 那覇市鏡水 679	098-857-1155

## □ 沖縄県

機関名	防災担当	所在地	電話番号
知事公室	消防防災対策課	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2143
総務部	総務私学課	〃	098-866-2074
企画部	企画調整課	〃	098-866-2026
環境部	環境政策課	〃	098-866-2183
生活福祉部	福祉政策課	〃	098-866-2164
こども未来部	こども若者政策課	〃	098-866-2100
保健医療介護部	保健医療総務課	〃	098-866-2169



機関名	防災担当	所在地	電話番号
農林水産部	農林水産総務課	〃	098-866-2254
商工労働部	産業政策課	〃	098-866-2330
文化観光スポーツ部	観光政策課	〃	098-866-2763
土木建築部	土木総務課	〃	098-866-2384
出納事務局	会計課	〃	098-866-2471
企業局	総務企画課	〃	098-866-2803
病院事業局	病院事業総務課	〃	098-866-2832
教育庁	総務課	〃	098-866-2705
監査委員会	事務局	〃	098-864-2530
労働委員会	調整審査課	〃	098-866-2551
人事委員会	総務課	〃	098-866-2544
県議会事務局	総務課	〃	098-866-2572
北部合同庁舎	北部土木事務所	〒905-0015 名護市大南 1-13-11	0980-53-1255
中部合同庁舎	中部土木事務所	〒904-2155 沖縄市美原 1-6-34	098-894-6510
南部合同庁舎	南部土木事務所	〒900-0029 那覇市旭町 116-37	098-866-1129

### □ 沖縄県警察

機関名	防災担当	所在地	電話番号
沖縄県警察本部	警備第二課	〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110
豊見城警察署		〒901-0233 豊見城市字瀬長 17-8	098-850-0110

### □ 市町村

機関名	防災担当	所在地	電話番号
豊見城市	総務課	〒901-0292 豊見城市宜保 1-1-1	098-850-8165
那覇市	防災危機管理課	〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1	098-861-1102
宜野湾市	防災危機管理室	〒901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1	098-892-3151
石垣市	防災危機管理課	〒907-8501 石垣市字真栄里 672	0980-87-5533
浦添市	防災危機管理課	〒901-2114 浦添市安波茶 1-1-1	098-876-1190
名護市	総務課	〒905-8540 名護市港 1-1-1	0980-53-1420
糸満市	秘書防災課	〒901-0392 糸満市潮崎町 1-1	098-840-8245



機関名	防災担当	所在地	電話番号
沖縄市	防災危機管理室	〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-7773
うるま市	総合防災課	〒904-2292 うるま市みどり町 1-1-1	098-979-6760
宮古島市	防災危機管理課	〒906-8501 宮古島市平良字西里 1140	0980-73-1961
南城市	秘書防災課	〒901-1495 南城市佐敷新里 1870	098-917-0256
国頭村	総務課	〒905-1495 国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大宜味村	総務課	〒905-1392 大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東村	総務財政課	〒905-1292 東村字平良 804	0980-43-2201
今帰仁村	総務課	〒905-0492 今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本部町	総務課	〒905-0292 本部町字東 5	0980-47-2101
恩納村	総務課	〒904-0492 恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜野座村	総務課	〒904-1392 宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金武町	総務課	〒904-1292 金武町字金武 1	098-968-2111
伊江村	総務課	〒905-0592 伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読谷村	総務課	〒904-0392 読谷村字座喜味 2901	098-982-9201
嘉手納町	総務課	〒904-0293 嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111
北谷町	基地・安全対策課	〒904-0192 北谷町字桑江 1-1-1	098-936-1234
北中城村	総務課	〒901-2392 北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中城村	総務課	〒901-2493 中城村字当間 585-1	098-895-2131
西原町	環境安全課	〒903-0220 西原町字与那城 140-1	098-945-5018
与那原町	生活環境安全課	〒901-1392 与那原町字上与那原 16	098-945-4688
南風原町	総務課	〒901-1195 南風原町字兼城 686	098-889-4415
久米島町	総務課	〒901-3193 久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八重瀬町	総務課	〒901-0492 八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200
渡嘉敷村	総務課	〒901-3592 渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座間味村	総務課	〒901-3496 座間味村字座間味 109	098-987-2311
栗国村	総務課	〒901-3792 栗国村字東 483	098-988-2016
渡名喜村	総務課	〒901-3692 渡名喜村 1917-3	098-989-2002
南大東村	総務課	〒901-3895 南大東村字南 144-1	09802-2-2001
北大東村	総務課	〒901-3992 北大東村字中野 218	09802-3-4001



機関名	防災担当	所在地	電話番号
伊平屋村	総務課	〒905-0793 伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊是名村	総務課	〒905-0695 伊是名村字仲田 1687-22	0980-45-2001
多良間村	総務課	〒906-0692 多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2011
竹富町	防災危機管理課	〒907-8503 石垣市美崎町 11-1	0980-82-1109
与那国町	総務課	〒907-1801 与那国町字与那国 129	0980-87-2241

## □ 消防本部

機関名	構成市町村	所在地	電話番号
豊見城市消防本部	豊見城市	〒901-0242 豊見城市字高安 339-1	098-850-3097
那覇市消防局	那覇市	〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖縄市消防本部	沖縄市	〒904-2153 沖縄市美里 5-29-1	098-929-1192
浦添市消防本部	浦添市	〒901-2102 浦添市前田 2-14-1	098-875-0119
宜野湾市消防本部	宜野湾市	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 677	098-892-2299
名護市消防本部	名護市	〒905-0019 名護市字大北 3-31-50	0980-52-2121
うるま市消防本部	うるま市	〒904-2224 うるま市字大田 44-1	098-975-2005
糸満市消防本部	糸満市	〒901-0325 糸満市字大里 962	098-992-3661
石垣市消防本部	石垣市	〒907-0002 石垣市字真栄里 668	0980-87-0403
宮古島市消防本部	宮古島市	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1792-6	0980-72-0943
久米島町消防本部	久米島町	〒901-3121 久米島町字嘉手苅 970	098-985-3281
本部町・今帰仁村消防組合消防本部	本部町、今帰仁村	〒905-0212 本部町字大浜 850-3	0980-47-7119
島尻消防組合消防本部	八重瀬町、南城市	〒901-0619 南城市玉城字屋嘉部 194	098-948-2512
東部消防組合消防本部	与那原町、南風原町、西原町	〒901-1103 南風原町字与那覇 226	098-945-2200
比謝川行政事務組合ニライ消防本部	読谷村、嘉手納町、北谷町	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914
中城北中城消防組合消防本部	中城村、北中城村	〒901-2314 北中城村字大城 404	098-935-4748
金武地区消防衛生組合消防本部	金武町、恩納村、宜野座村	〒904-1201 金武町字金武 7745	098-968-2020
国頭地区行政事務組合消防本部	国頭村、大宜味村、東村	〒905-1411 国頭村字辺土名 1727	0980-41-5700



## □ 指定公共機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
N T T西日本(株)沖縄支社	設備部 災害対策室	〒901-2133 浦添市城間 4-35-1	098-871-2820
(株)ドコモCS九州沖縄支店		〒900-0025 那覇市壺川 3-3-5	098-833-7615
日本銀行那覇支店	総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 1-2-1	098-869-0136
日本赤十字社沖縄県支部	事業推進課	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F	098-835-1180
日本放送協会沖縄放送局	企画編成	〒900-8535 那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖縄電力(株)	防災危機管理室	〒901-2602 浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所	統括課	〒901-2101 浦添市字西原 4-41-1	098-870-5952
日本郵便(株)沖縄支社	支店長室総務部	〒900-0024 那覇市古波蔵 4-12-3	098-833-8567

## □ 指定地方公共機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
(一社)沖縄県医師会	事務局	〒901-1105 南風原町字新川 218-9	098-888-0087
(公社)沖縄県看護協会	事務局	〒901-1105 南風原町字新川 272-17	098-888-3155
(一社)沖縄県バス協会	事務局	〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉球海運(株)	事務局	〒900-0036 那覇市西 1-24-11	098-868-8161
沖縄都市モノレール(株)	総務課	〒901-0143 那覇市字安次嶺 377-2	098-859-2630
日本トランスオーシャン航空(株)	路線事業部	〒900-0027 那覇市山下町 3-24	098-857-2112
(一社)沖縄県高圧ガス保安協会		〒901-0152 那覇市小祿 1831-1	098-858-9562
(一社)沖縄県婦人連合会		〒902-0066 那覇市大道 172	098-884-5333
沖縄セルラー電話(株)		〒900-8540 那覇市松山 1-2-1	098-869-1001
(一社)沖縄県薬剤師会		〒901-1105 南風原町新川 218-10	098-963-8930
(社福)沖縄県社会福祉協議会		〒903-8603 那覇市首里石嶺町 4-373-1	098-887-2000
(一財)沖縄観光コンベンションビューロー		〒901-0152 那覇市字小祿 1831-1 沖縄産業支援センター	098-859-6123
(公社)沖縄県トラック協会		〒900-0001 那覇市港町 2-5-23	098-863-0280
琉球放送(株)	経営管理本部	〒900-8711 那覇市久茂地 2-3-1	098-867-2151
沖縄テレビ放送(株)	総務局	〒900-8588 那覇市久茂地 1-2-20	098-863-2111
(株)ラジオ沖縄	制作報道局	〒900-8604 那覇市西 1-4-8	098-869-2211
(株)エフエム沖縄	総務部	〒901-2525 浦添市小湾 40	098-877-2361



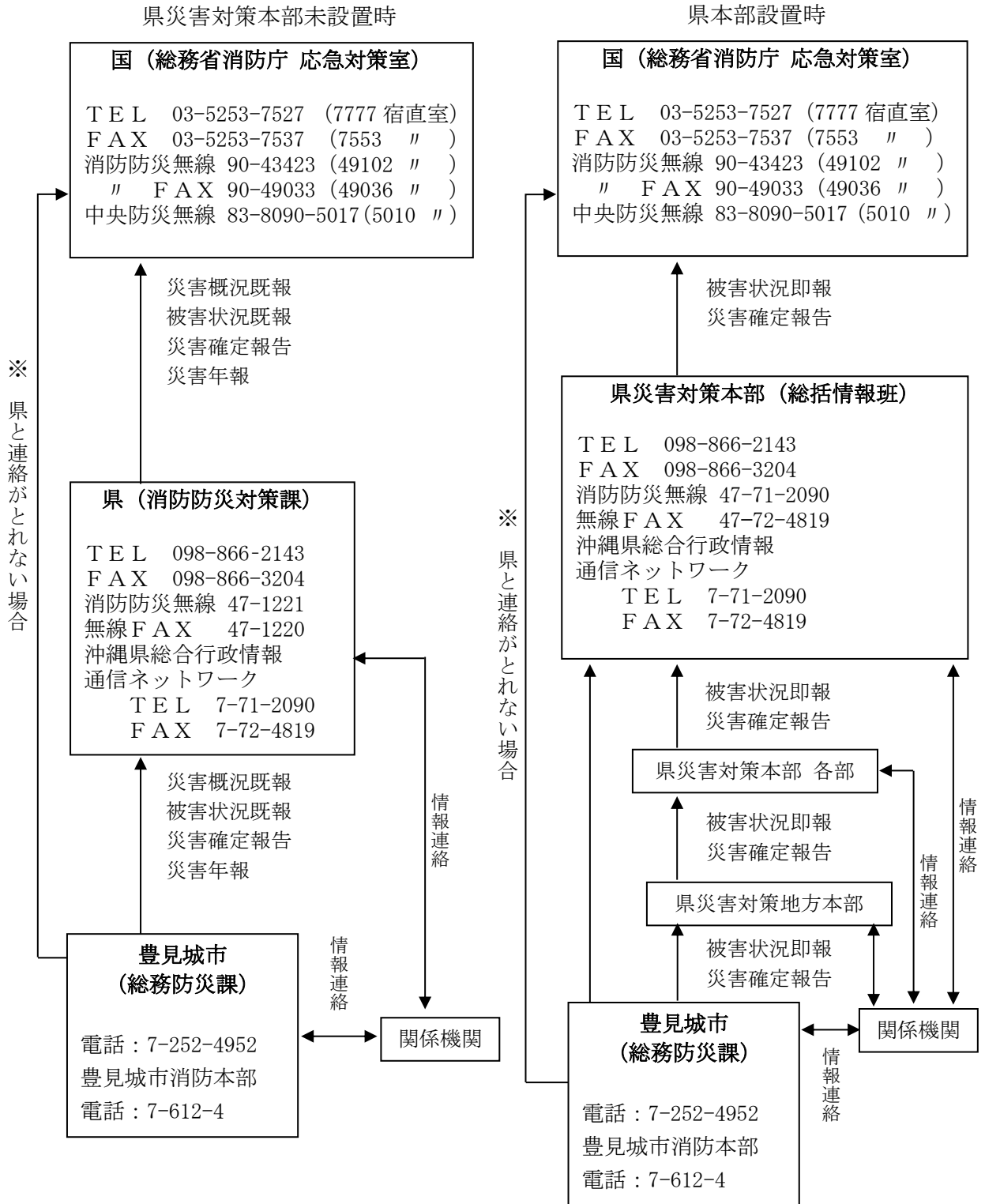
機関名	防災担当	所在地	電話番号
琉球朝日放送(株)	総務局	〒900-8510 那覇市久茂地 2-3-1	098-860-1199

### □ 公共的団体

機関名	所在地	電話番号
(社福)豊見城市社会福祉協議会	〒901-0212 豊見城市字平良 467-4	098-856-2782
豊見城市建設業協会	〒901-0243 豊見城市字渡橋名 23	098-850-6136
豊見城土木設計業協会	〒901-0243 豊見城市字根差部 432 1F	098-851-2255
沖縄県農業協同組合豊見城支店	〒901-0243 豊見城市字上田 559	098-850-0061
糸満漁業協同組合与根支部	〒901-0224 豊見城市字与根 583-3	098-996-1267
豊見城市商工会	〒901-0242 豊見城市字高安 358-2	098-850-2060
(一社)豊見城市観光協会	〒901-0225 豊見城市字豊崎 1-1162	098-856-8766
(公財)沖縄県交通安全協会連合会	〒901-0225 豊見城市字豊崎 3-57	098-851-7900
豊見城市管工事組合	〒901-0243 豊見城市字上田 536-21	098-850-6089
(協組)とよみ水道管理センター	〒901-0243 豊見城市字上田 536-21	098-850-6089
(株)FMとよみ	〒901-0243 豊見城市字上田 545-5 サン・グロース上田 602 号室	098-850-5517
豊見城市防災士の会	〒901-0244 豊見城市字宜保 21	



災害情報連絡系統図



第一編 共通編

第二編 地震・津波編

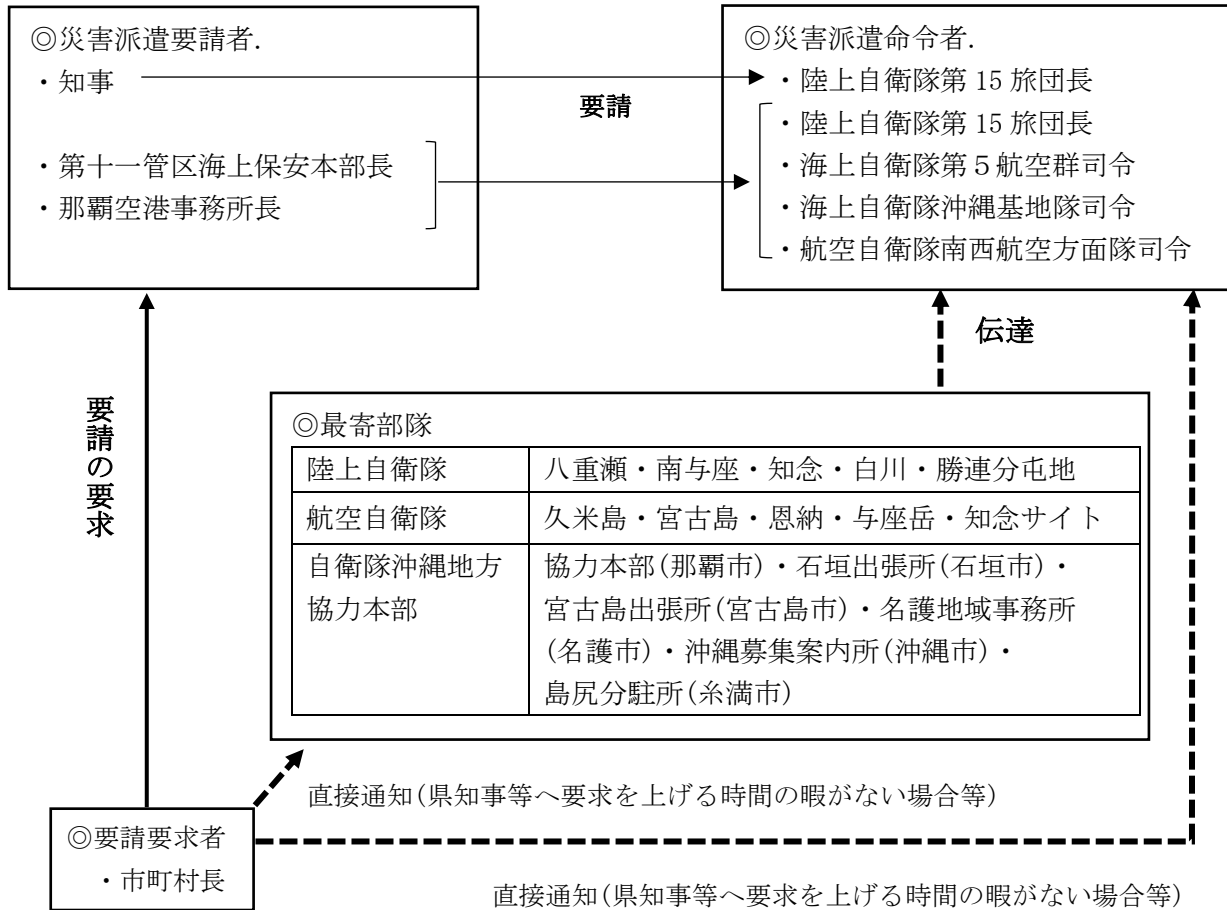
第三編 風水害等編

資料編



自衛隊の災害派遣要請系統図

災害派遣要請系統図



災害派遣要請権者及び受理者

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
離島の急患及び物資空輸	県知事	陸上自衛隊第 15 旅団	航空自衛隊南西航空方面隊
船舶急患空輸及び海難救助	第十一管区海上保安本部長	航空自衛隊南西航空方面隊	海上自衛隊第 5 航空群 海上自衛隊沖縄基地隊
		海上自衛隊第 5 航空群 海上自衛隊沖縄基地隊	航空自衛隊南西航空方面隊



## 自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧

部隊	あて先	所在地	実務担当（昼間）		実務担当（夜間）	
			主管	電話	業務実施者	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団 司令第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 2276 2277 2278 2279  沖縄県総合 行政情報通 信ネットワーク 6-552-0123	司令部当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 2308 2303  沖縄県総合 行政情報通 信ネットワーク 6-552-0123
海上自衛隊	沖縄基地隊 司令	うるま市勝 連平敷屋 1920	沖縄基地隊 本部警備科	978-2342 3453 3454 内線 230	当直幕僚	978-2342 3453 3454 内線 222
	第5航空群 司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	群司令部 当直	857-1191 内線 5222
航空自衛隊	南西航空方 面隊司令官	那覇市当間 301	司令部 運用課	857-1191 内線 2236	S.O.C 当直幕僚	857-1191 内線 2204 2304

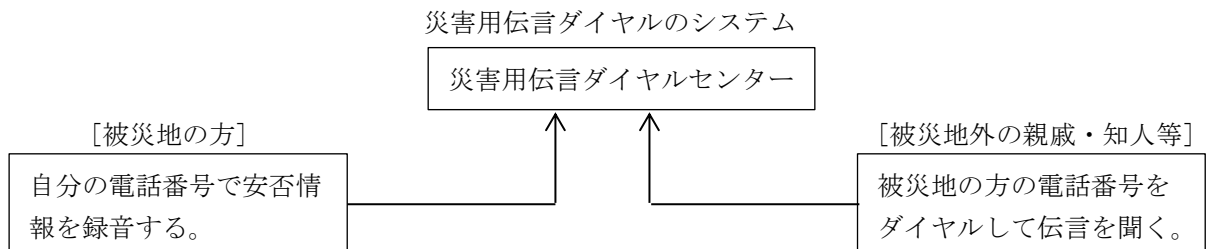
注：急患空輸等の要請権者及び要請先（電話 上記に同じ。）



災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言版 (Web171)

□ 災害用伝言ダイヤル

災害用伝言ダイヤルとは、災害時に被災者の安否確認等による電話が繋がりにくい状況（ふくそう）を避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国に設置された伝言蓄積装置を通して録音・再生できるボイスメールです。



**被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板。**  
**「災害用伝言ダイヤル171」**

利用ガイダンスにしたがってご利用ください。

伝言の録音方法	伝言の再生方法
<p>1 <b>171</b> にダイヤルする ▼ガイダンスが流れます</p> <p>2 <b>録音する場合は 1</b> 暗証番号を利用する 録音は「3」 ▼ガイダンスが流れます</p> <p>3 (●●●●●)●●●●●-●●●●● 被災地の方などの電話番号*、携帯電話・IP電話の電話番号をダイヤルしてください。 *市外局番からダイヤルしてください。</p>	<p>1 <b>171</b> にダイヤルする ▼ガイダンスが流れます</p> <p>2 <b>再生する場合は 2</b> 暗証番号を利用する 再生は「4」 ▼ガイダンスが流れます</p> <p>3 (●●●●●)●●●●●-●●●●● 被災地の方などの電話番号*、携帯電話・IP電話の電話番号をダイヤルしてください。 *市外局番からダイヤルしてください。</p>

NTT 西日本 HP より

**災害用伝言ダイヤル(171) ご利用案内**

**ご利用できる電話**  
加入電話、ISDN※、公衆電話、ひかり電話※、災害時特設公衆電話からご利用できます。携帯電話等の他社電話サービスからもご利用いただけますが、詳しくは各通信事業者へお問い合わせください。  
※ダイヤル式電話機をお使いの場合、ご利用になれません。

**登録できる電話番号**  
加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号。

**ご利用料金**  
伝言蓄積等のセンター利用料は無料です。NTT東日本またはNTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については各通信事業者にお問い合わせください。

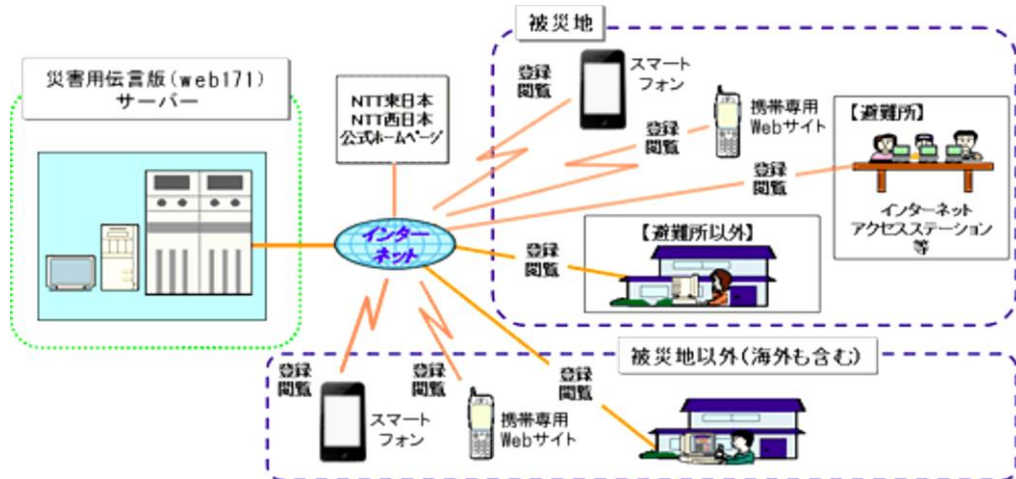
ご利用方法等をご案内しています <https://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

NTT 西日本 HP より



□ 災害用伝言版 (Web171)

災害用伝言版 (Web171) とは、災害等の発生時、被災地域 (避難所等含む。) の住居者がインターネットを経由して、電話番号をキーとして伝言情報 (テキスト) を登録できるサービスです。登録された伝言情報は、電話番号をキーとして全国 (海外含む。) から確認することができ、追加の伝言を登録することが可能です。



家族等の安全がインターネット上で確認できる。

「災害用伝言版web171」

画面の指示によりご利用ください。

登録方法	閲覧方法
<ol style="list-style-type: none"> <li><b>1</b> <a href="https://www.web171.jp">https://www.web171.jp</a> にアクセス</li> <li><b>2</b> 電話番号を入力 (00000)0000-0000 被災地の方などの電話番号*、携帯電話・IP電話の電話番号をダイヤルしてください。 *市外局番からダイヤルしてください。</li> <li><b>3</b> 画面の指示に従って、<b>文字</b>による伝言を登録してください</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li><b>1</b> <a href="https://www.web171.jp">https://www.web171.jp</a> にアクセス</li> <li><b>2</b> 電話番号を入力 (00000)0000-0000 被災地の方などの電話番号*、携帯電話・IP電話の電話番号をダイヤルしてください。 *市外局番からダイヤルしてください。</li> <li><b>3</b> 画面の指示に従って、<b>文字</b>による伝言の追加登録をしてください</li> </ol>

NTT 西日本 HP より

災害用伝言版 (web171) ご利用案内

ご利用できる環境

インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォン等でご利用できます。  
※一部の機種ではご利用になれません。

登録できる電話番号

加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号。

ご利用料金

安否情報の登録、閲覧等に伴うサービス利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダ一利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信用料等が別途必要となります。

ご利用方法等をご案内しています <https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

NTT 西日本 HP より



## ごみ及びし尿処理関係

## □ ごみ収集車両及び作業員

業者等（委託・許可）	区分	収集車両（台）	収集作業員（人）
9（委託）	家庭系ごみ	10	32
1（委託）	粗大ごみ	1	2
6（許可）	事業系ごみ	6	13

## □ 浄化槽収集車両及び作業員

業者等	収集車両（台）	収集作業員（人）
5	5	5

## □ し尿施設リスト

施設名	住所
南部広域行政組合 岡波苑	糸満市西崎町4丁目1

## □ ごみ処理施設

施設名	住所
南部広域行政組合（糸豊環境美化センター）	糸満市字東里74番地の1



## 消防車両及び船艇一覧

## □ 消防車両一覧

	車両番号	用途	車両登録番号	年式	車種	消防無線
1	1号車	司令車	沖縄800す2525	H24.10	トヨタ	豊見城司令1
2	2号車	高規格救急自動車	沖縄830す2520	R7.8	トヨタ	豊見城救急4
3	3号車	高規格救急自動車	沖縄832さ119	H27.3	トヨタ	豊見城救急2
4	5号車	水槽付消防ポンプ自動車	沖縄830す105	R2.3	日野	豊見城ポンプ2
5	6号車	水槽付消防ポンプ自動車	沖縄830そ406	R4.12	日野	豊見城ポンプ1
6	7号車	予防広報自動車	沖縄800さ6171	H14.3	トヨタ	豊見城予防1
7	8号車	高規格救急自動車	沖縄800す2525	H21.10	トヨタ	豊見城救急3
8	9号車	屈折はしご自動車	沖縄800は1026	H21.4	日野	豊見城梯子1
9	10号車	警防広報自動車	沖縄88す5600	H9.3	トヨタ	—
10	11号車	化学消防車	沖縄831ま119	H24.7	日野	豊見城化学1
11	12号車	水槽自動車	沖縄800は1516	H27.6	日野	豊見城タンク1
12	13号車	救助工作車	沖縄832ち119	H28.3	日野	豊見城救助1
13	14号車	積載自動車	沖縄830す214	R3.2	日野	豊見城積載1
14	15号車	水難救助車	沖縄800は1337	H25.4	いすゞ	豊見城水難1
15	16号車	総務連絡車	沖縄581せ8311	H27.12	スズキ	—
16	18号車	積載自動車	沖縄830ち18	H27.3	トヨタ	豊見城積載3
17	19号車	高規格救急自動車	沖縄830さ2919	H30.2	トヨタ	豊見城救急1
18		消防団車	沖縄830あ1821	H29.1	ダイハツ	—
19		消防団車	沖縄800せ832	R1.11	三菱	—
20		消防団ポンプ車	沖縄800せ2861	R4.2	トヨタ	—

## □ 船艇一覧

	車両番号	用途	車両登録番号	年式	車種	消防無線
1	とよみ号	救助艇	第296-9821号	S63	ヤマハ	—
2	とよみ2号	水上バイク	第296-24566号	H20	B R P	—
3	とよみ3号	ゴムボート	第230-53098号	H25	ZODIAC	—
4	とよみ4号	水上バイク	第296-23025号	H17	ヤマハ	—



## 消防機械器具一覧 (救助器具)

種別	資機材等名称	数量	種別	資機材等名称	数量	
一般救助用	かぎ付梯子	7	送風機	送排風機	2	
	三連梯子	5		送風機	2	
	空気式救助マット	1	隊員保護用	耐電服一式	0	
	救命索発射銃	2		化学防護服 (クラスA)	4	
	救助縛帯	5		化学防護服 (クラスA)	16	
	減圧式固定具	0		放射線防護服	4	
	サバイバースリング	1		耐熱服	4	
	平担架 (スケッド)	2		水難救助用	潜水器材 (BC)	21
	油圧ジャッキ	15			救命胴衣	36
バスケット担架	2	水中投光器	2			
重量物排除	油圧スプレッター	4	救命浮環		19	
	可搬ウインチ	2	水中スピーカー		1	
	マット型空気ジャッキ	1	浮標		7	
切断用器具	油圧切断機	3	救命ボート		0	
	エンジンカッター	5	水中スクーター		1	
	ガス溶断器	1	都市型救助用		都市型救助器材	1
	チェーンソー	6		バスケット担架 (チタン)	3	
	鉄線カッター	13	その他の救助器具	投光器	8	
	レンプロソー	2		携帯拡声器	9	
破壊用器具	ハンマー	15		緩降器	3	
	削岩機	2		ウインドポンチ	1	
	ハンマードリル	1		熱画像直視装置	3	
	万能斧	12		マンホール救助器具	1	
測定用器具	可燃性ガス 有毒ガス測定 酸素濃度	3		簡易画像探査器一式	1	
	化学剤検知器	1		防毒マスク	6	
	検知器 (鉄筋)	1		張力計	1	
	放射線検知器	1	特殊担架	1		
	検電器	2	救助作業台	1		
	呼吸器	空気呼吸器	26	その他の水難器具	バディホン一式	0
酸素呼吸器		3	魚群探知器		0	
簡易呼吸器		4	GPSポインター		2	
エアラインマスク		1	水深計		2	
			ダイブコンピュータ		3	
			ドライスーツ一式	6		



## 消防水利の現況

令和7年4月現在

	消火栓			防火水槽			合計	その他水利		
	公設	私設	計	公設	私設	計		貯水槽	プール	計
豊見城	60	1	61	1	1	2	63	0	1	1
宜保	35	0	35	1	1	2	37	1	1	2
我那覇	34	0	34	1	0	1	35	0	0	0
名嘉地	18	0	18	1	1	2	20	1	0	1
田頭	6	0	6	0	1	1	7	0	0	0
瀬長	10	0	10	1	1	2	12	0	0	0
与根	62	0	62	1	8	9	71	0	0	0
伊良波	30	0	30	1	0	1	31	0	2	2
座安	18	0	18	2	0	2	20	0	1	1
渡橋名	20	1	21	1	0	1	22	0	1	1
上田	45	0	45	2	0	2	47	0	1	1
渡嘉敷	17	1	18	1	0	1	19	1	0	1
翁長	41	1	42	3	0	3	45	0	0	0
保栄茂	23	0	23	1	0	1	24	0	0	0
高嶺	31	0	31	2	0	2	33	1	1	2
平良	40	0	40	2	0	2	42	0	0	0
高安	65	1	66	3	0	3	69	0	1	1
饒波	39	0	39	1	0	1	40	1	0	1
金良	18	0	18	1	0	1	19	0	0	0
長堂	17	0	17	1	4	5	22	0	1	1
嘉数	34	0	34	2	2	4	38	0	0	0
真玉橋	40	2	42	1	1	2	44	2	0	2
根差部	50	0	50	1	1	2	52	0	0	0
豊崎	79	0	79	0	3	3	82	0	0	0
合計	832	7	839	31	24	55	894	7	10	17



## 用途別・階別防火対象物件数

項	項の 細分	防火対象物の区分	総数	地上5階 未満	地上5階 以上
(一)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	2	2	0
(一)	ロ	公会堂又は集会場	36	36	0
(二)	ロ	遊技場又はダンスホール	3	3	0
(三)	ロ	飲食店	19	19	0
(四)		百貨店、マーケットその他の物品 販売業を営む店舗又は展示場	80	80	0
(五)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これ らに類するもの	12	7	5
(五)	ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅	890	771	119
(六)	イ(1)	病院（特定診療科名及び療養病床 又は一般病床を有する。）	3	0	3
(六)	イ(4)	入院施設を有しない診療所又は入 所施設を有しない助産所	22	22	0
(六)	ロ(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、 軽費老人ホーム（避難が困難 な要介護者を主として入居させる ものに限る。）等その他これらに 類するもの	27	25	2
(六)	ハ(1)	老人デイサービスセンター、老人 福祉センター、軽費老人ホーム（ロ （1）に掲げるものを除く。）等そ の他これらに類するもの	12	12	0
(六)	ハ(3)	助産施設、保育所、幼保連携型認 定こども園等その他これらに類す るもの	41	41	0
(六)	ハ(4)	児童発達支援センター、児童心理 治療施設又は児童福祉法に規定す る児童発達支援若しくは放課後等 デイサービスを行う施設	6	6	0
(六)	ハ(5)	身体障害者福祉センター、障害者 支援施設（消防法施行令別表第1 （六）項ロ（5）に掲げるものを除 く。）、地域活動支援センター、 福祉ホーム等	8	7	1
(六)	ニ	幼稚園又は特別支援学校	1	1	0
(七)		小学校、中学校、高等学校等その 他これらに類するもの	39	35	4
(八)		図書館、博物館、美術館その他こ れらに類するもの	4	4	0



項	項の 細分	防火対象物の区分	総数	地上5階 未満	地上5階 以上
(十)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	0	0	0
(十一)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	7	7	0
(十二)	イ	工場、作業場	97	97	0
(十三)	イ	自動車車庫、駐車場	10	10	0
(十四)		倉庫	54	54	0
(十五)		前各項に該当しない事業場	107	100	5
(十六)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	229	197	31
(十六)	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	246	216	30
合計			1,952	1,752	200

※ 項は消防法施行令別表第1の項番号である。

※ 件数は、令和6年度防火対象物実態等調査による。



危険物施設の現況

令和7年3月31日現在

製造所等の別 数量別※ <sup>3</sup>	貯蔵所※ <sup>2</sup>							取扱所※ <sup>2</sup>					合計
	屋内	屋外	屋内タンク	屋外タンク	地下タンク	移動タンク	小計	給油所		第一種販売	一般	小計	
								営業用	自家用				
5倍以下	3	0	4	2	8	5	22	0	3	0	7	10	32
5倍を超え10倍以下	1	1	0	0	2	2	6	0	4	0	1	5	11
10倍を超え50倍以下	2	0	0	1	4	0	7	0	4	1	1	6	13
50倍を超え100倍以下	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
100倍を超え150倍以下	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	4
150倍を超え200倍以下	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
200倍を超え1,000倍以下	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6	6
合計	6	1	4	3	14	7	35	12	11	1	9	33	68

※<sup>1</sup> 危険物とは、発火性又は引火性を有し、消防法により指定されている常温で固体又は液体のもの。その性質や性状により次の6つに分類される。

- ①第一類「酸化性固体」・・・可燃物を酸化させる固体。激しい燃焼を起こさせる。
- ②第二類「可燃性固体」・・・着火しやすい固体で、容易に燃焼し、燃焼速度も速い。
- ③第三類「自然発火性物質及び禁水性物質」  
・・・空気や水に反応して発火又は可燃性ガスを発生するもの
- ④第四類「引火性液体」・・・ガソリンや灯油などの引火性がある液体
- ⑤第五類「自己反応性物質」  
・・・加熱等で自己反応し易く、燃焼速度も速い。衝撃によって爆発しやすい。
- ⑥第六類「酸化性液体」・・・酸化性が強く、可燃物と接触して発火させる液体

※<sup>2</sup> 市内には、第四類「引火性液体」を貯蔵し、又は取り扱う事業所のみ存在する。

※<sup>3</sup> 「数量別」の区分は、指定数量（※<sup>4</sup>）の何倍の数量を貯蔵し、又は取り扱っているのかを区分している。

※<sup>4</sup> 指定数量は、火災発生危険度の危険度や消火の難易度によって数量が異なり、ガソリンは2000、灯油は1,000となっている。指定数量以上は消防法の規制の対象となり、指定数量未満は豊見城市火災予防条例の規制の対象となる。



## 消防職員配置状況

令和7年4月1日現在

階級 所属		消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	合計
		消防本部	消防長	1	0	0	0	0
	消防総務課	0	1	1	0	1	4	7
	警防課	0	1	1	1	1	0	4
	予防課	0	1	2	0	2	0	5
本部合計		1	3	4	1	4	4	17
消防署		0	1	9	15	11	16	52
消防指令センター		0	0	1	1	0	0	2
合計		1	4	14	17	15	20	71



## 消防団員の階級別勤務年数

令和8年1月1日現在

年数	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	合計
5年未満	0	0	0	1	1	13	15
5年～9年	0	0	0	1	0	8	9
10年～14年	0	0	0	0	1	3	4
15年～19年	0	0	2	1	1	4	8
20年～24年	0	0	1	1	0	1	3
25年～29年	0	0	1	0	1	0	2
30年以上	1	1	0	0	0	3	5
合計	1	1	4	4	4	32	46(52)

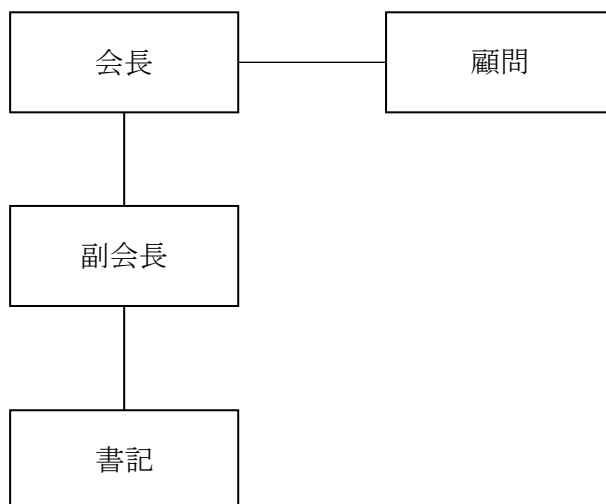
※ ( )内は定数



## 豊見城市女性防火防災クラブ

昭和 57 年 6 月 30 日、豊見城村婦人防火クラブが結成された。「自分たちの住む村は、自分達で守る」という合い言葉に火災のない村づくりをするためには、家庭における実質的防火責任者である主婦が自主的に防火知識の習得をはかり、火災の恐ろしさを認識して、有事の際における適切措置をはかり、人的物的損害を最小限に軽減し、明るい安全な地域と家庭を築こうとするものである。

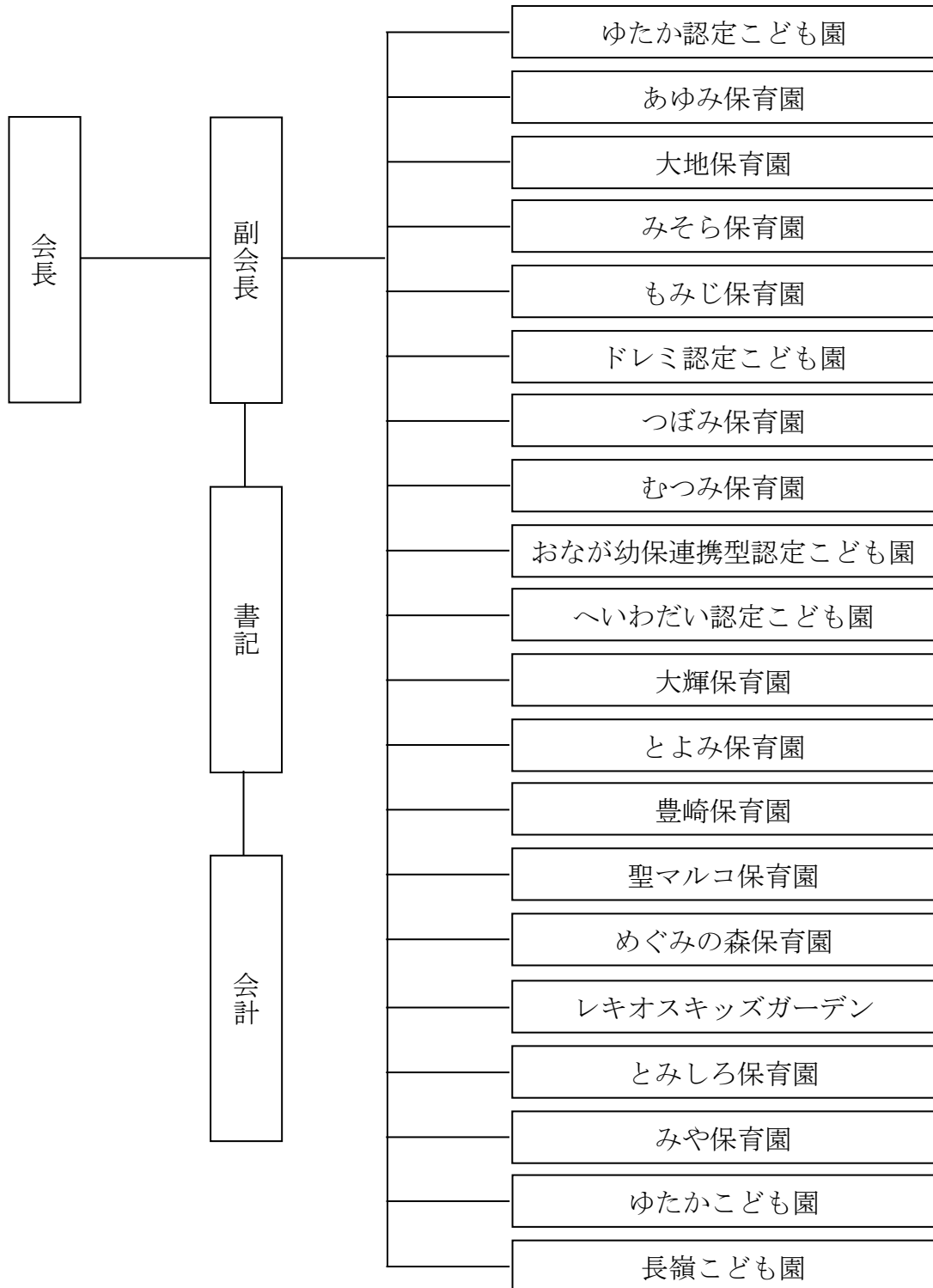
## 組織図



豊見城市幼年消防クラブ

昭和 59 年 10 月 19 日に豊見城村幼年消防クラブは結成された。全国的に火災発生原因が子供の火遊びによる火災が依然として多く、幼年期において正しい火の取扱いと消防業務を理解する事によって火遊び等による火災の減少を図り災害時の身の守り方を身につけさせるとともに防火意識の高揚を図る目的で結成された。

組織図



## 自主防災組織設立一覧

(令和8年1月1日現在)

番号	自主防災組織名	結成年月	活動拠点場所
1	与根自治会自主防災会	平成24年8月14日	与根共同利用施設
2	真玉橋自治会自主防災会	平成26年3月24日	真玉橋公民館
3	豊崎地区自主防災組織	平成27年4月26日	豊崎自治会会館
4	上田山川自治会自主防災会	平成27年5月1日	上田山川自治会集会所
5	平和台自治会自主防災会	平成28年3月27日	平和台共同利用施設
6	瀬長自治会自主防災会	平成28年3月20日	瀬長共同利用施設
7	嘉数自治会自主防災会	平成28年6月17日	嘉数公民館
8	エコシティとはしな自治会 自主防災会	平成28年9月4日	エコシティとはしな自治会集会所
9	県営豊見城高層住宅自治会 自主防災会	平成30年3月1日	県営豊見城高層住宅集会所
10	長堂自治会自主防災会	平成30年9月20日	長堂公民館
11	桜ヶ丘ハイツ自治会自主防 災会	平成31年1月31日	桜ヶ丘ハイツ集会所
12	田頭自治会自主防災会	令和2年12月1日	田頭共同利用施設
13	タワーサイドハイツ自主防 災会	令和6年5月20日	タワーサイドハイツ集会所
14	豊見城ニュータウン自治会 自主防災会	令和6年9月1日	豊見城ニュータウン自治会館
15	豊見城団地南自治会	令和6年9月2日	豊見城団地南集会場
16	県営豊見城団地自主防災会	令和6年10月1日	県営豊見城団地自治会集会場
17	金良自主防災会	令和6年10月1日	金良公民館
18	根差部地区自主防災会	令和6年12月15日	根差部公民館
19	宜保自治会自主防災会	令和7年8月8日	宜保公民館
20	豊見城小学校区自主防災会	令和7年9月1日	豊見城小学校地域連携室
21	我那覇自主防災会	令和7年9月18日	我那覇公民館



## 豊見城市災害時協定一覧

(令和8年3月31日現在)

## □ 消防・救助

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成19年7月1日	糸満市・豊見城市消防相互応援の実施に関する覚書	糸満市消防本部	沖縄県消防相互応援協定に関する事項の実施
平成20年3月19日	一般国道506号「那覇空港自動車道豊見城東道路」豊見城トンネルにおける消防業務の相互協力に関する協定	内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所	豊見城トンネルにおいて災害等が発生した場合に相互協力
平成21年12月10日	第十一管区海上保安本部と豊見城市消防本部の救助技術等に係る相互協力に関する覚書	第十一管区海上保安本部	海上での災害に迅速に対応できるように相互に協力して訓練等を行い技術の向上を図る
平成25年4月11日	災害・事故等における医師等の現場派遣に関する協定	南部徳洲会病院	現場活動において、医療行為の必要があった場合にドクターカーの派遣
平成26年12月12日	水難事故に関する協定	有限会社ジェイ旅行サービス	沿岸、河口で発生した水難事故について、水上バイクの出動要請
平成30年7月30日	災害時におけるドクターカー運用に関する協定	沖縄医療生活協同組合沖縄協同病院	災害現場における医師等の派遣及び医療処置等の連携協力
平成30年11月19日	消防相互応援の実施に関する覚書	東部消防組合消防本部 島尻消防組合消防本部	管轄区域のうち那覇空港自動車道（一般道路国道506号）南風原北ICから豊見城IC間における消防相互応援
令和3年4月1日	災害・事故等における医師等の現場派遣に関する協定	友愛医療センター	現場活動において、医療行為の必要があった場合にドクターカーの派遣
令和5年8月31日	沖縄県消防相互応援協定	県内全消防本部（局）	災害等応援の必要がある場合に相互間の消防力を活用して被害を最小限に防止する応援

## □ 広域応援

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成28年8月4日	那覇市・豊見城市災害時相互応援協定	那覇市	応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行される相互の応援
平成28年8月4日	豊見城市・糸満市災害時相互応援協定	糸満市	応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行される相互の応援
平成28年8月5日	豊見城市・八重瀬町災害時相互応援協定	八重瀬町	応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行される相互の応援





締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成28年8月23日	豊見城市・南風原町災害時相互応援協定	南風原町	応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行される相互の応援
令和6年8月1日	災害時相互応援協定	宮崎県美郷町	応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行される相互の応援
令和6年8月1日	災害時相互応援協定	高知県土佐清水市	応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行される相互の応援
令和6年8月1日	災害時相互応援協定	宮崎県高千穂町	応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行される相互の応援
令和7年2月12日	災害時相互応援協定	岐阜県各務原市	応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行される相互の応援

### □ 上下水道

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成15年3月27日	沖縄県水道災害相互応援協定	沖縄県下の水道事業者	県下の水道事業者相互間の応援
平成21年10月26日	豊見城市水道施設災害時等の支援活動協定	豊見城市管工事組合	復旧のための支援活動及び需要者の生活用水等の確保
平成29年3月29日	災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	沖縄県、各市町村、公益社団法人日本下水道管路管理業協会	被災した下水道管路施設の機能の早期復旧
平成29年3月29日	災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	沖縄県、各市町村	災害により被害が生じた施設の機能等早期復旧
令和2年10月22日	災害時における応援協力に関する協定	フジ地中情報株式会社沖縄営業所	水道供給の復旧に関する必要な業務
令和2年10月22日	災害時における応援協力に関する協定	フジ地中情報株式会社沖縄営業所	下水道施設等の復旧に関する必要な業務
令和3年10月1日 (毎年度更新)	豊見城市下水道事業・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復

### □ 放送

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成20年7月18日	災害時における災害情報等の放送に関する協定	 株式会社FMとよみ	市民へ迅速かつ正確な情報を伝えるため相互に協力する災害情報等の放送
令和4年7月21日	臨時災害放送局に関する協定	 株式会社FMとよみ	災害時における臨時災害放送局の開設



## □ 飲食物・生活物資等

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成24年2月24日	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	 株式会社JAおきなわAコープ	食糧・生活物資等の提供、一時避難の受入れ、トイレの提供等
平成28年2月25日	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	株式会社メイクマン	建材・工具・金物・生活物資等の提供、一時避難の受入れ、トイレの提供等
平成28年2月25日	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	 イオン琉球	食糧・生活物資等の提供、一時避難の受入れ、トイレの提供等
平成28年2月25日	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	株式会社サンエー	食糧・生活物資等の提供、一時避難の受入れ、トイレの提供等
平成28年2月25日	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	株式会社リウボウストア	食糧・生活物資等の提供、一時避難の受入れ、トイレの提供等
平成28年2月25日	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	 株式会社丸大	食糧・生活物資等の提供、一時避難の受入れ、トイレの提供等
平成28年2月25日	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	株式会社野高商会	食糧・生活物資等の提供、一時避難の受入れ、トイレの提供等
平成28年2月25日	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	金秀商事株式会社	食糧・生活物資等の提供、一時避難の受入れ、トイレの提供等
平成28年9月28日	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	 株式会社佐久本工機	建材・工具・金物・生活物資等の提供、一時避難の受入れ、トイレの提供等
平成28年10月19日	大規模な災害時における協力に関する協定	株式会社マツモトキヨシ九州販売	医薬品、生活物資等を提供
令和7年3月31日	大規模な災害時における協力に関する協定	 Otsuka 大塚製薬	食料等の提供
令和7年6月24日	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	 沖縄コカ・コーラボトリング株式会社	飲料水の提供、一時避難場所及びトイレ等の提供、災害情報の提供
令和7年11月26日	災害時における炊き出し等に関する協定	 沖縄県出店業事業協同組合	飲食物等の提供



## □ 資機材等

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成28年3月1日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給及び利用
平成28年5月31日	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	 一般社団法人沖縄県 高圧ガス保安協会LP ガス部会	避難所等へのLPガスの供給
平成30年5月14日	災害時における資機材等の供給支援等に関する協定	<small>建設機械・レンタカー・イベント機材の総合レンタル</small>  Uehara Machinery Co., Ltd. 有限 会社 <b>上原機械</b>	避難所等に設置する資機材等の確保
平成30年5月14日	災害時における資機材等の供給支援等に関する協定	株式会社北斗	避難所等に設置する資機材等の確保
令和4年10月14日	災害発生時における車両貸渡並びに、操縦技能者の人的支援に関する協定	株式会社アイ・ティ・エス、沖 東交通事業協同組合	レンタカーの貸渡や操縦技能者の人的支援
令和6年3月1日	災害時等における電気自動車等からの電力供給に関する協定	 株式会社那覇電工 NAHA DENKO	電気自動車等の貸与
令和6年5月31日	災害時等における電気自動車等からの電力供給に関する協定	 株式会社エバグリーン Ever Green Mobility ーンモビリティ	電気自動車等の貸与
令和6年7月22日	災害発生時における豊見城市と豊見城市内郵便局の協力に関する覚書	 <b>日本郵便</b> POST	車両の提供、広報活動、臨時の郵便差出箱の設置等
令和6年10月29日	災害時における物資供給に関する協定	 ANKER アンカー・ジャパ ン株式会社	ポータブル電源、モバイルバッテリー等の提供
令和7年7月8日	災害時における資機材の調達に関する協定	 <b>D+Daiwatech</b> 株式会社 simple + ecology + technology ダイワテック  株式会社BRILLIANT BRILLIANT	ソーラーシステムハウス等の貸与
令和7年9月22日	災害時等における電気自動車等からの電力供給に関する協定書	 One Two Smile <b>OTS</b> 沖縄ツーリスト	電気自動車等の貸与
令和7年11月21日	災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定	 株式会社パーク PARKHOMES ホームズオキナ ワ	トレーラーハウスの貸与
令和7年12月17日	災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定	 トレーラーハウスデ ベロップメント株式 THD 会社	トレーラーハウスの貸与




## □ 労務

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成20年8月20日	災害時における応急対策業務に関する基本協定	豊見城市建設業協会	崖崩れ、建築物、工作物等の崩壊及び倒壊に伴う障害物の除去作業及び応急復旧作業
平成28年5月13日	災害時等におけるドローンによる情報収集に関する協定	 株式会社FMとよみ	情報収集活動
平成28年11月30日	大規模な災害時における遺体の取扱い等に関する協定	沖縄県農業協同組合	遺体の迅速かつ円滑な応急処置に要する棺等葬祭用品の供給、遺体安置施設の提供
平成28年11月30日	大規模な災害時における遺体の取扱い等に関する協定	株式会社公益社	遺体の迅速かつ円滑な応急処置に要する棺等葬祭用品の供給、遺体安置施設の提供
平成28年11月30日	大規模な災害時における遺体の取扱い等に関する協定	株式会社サンレー	遺体の迅速かつ円滑な応急処置に要する棺等葬祭用品の供給、遺体安置施設の提供
平成28年11月30日	大規模な災害時における遺体の取扱い等に関する協定	 有限会社APセンター	遺体の迅速かつ円滑な応急処置に要する棺等葬祭用品の供給、遺体安置施設の提供
平成28年11月30日	大規模な災害時における遺体の取扱い等に関する協定	株式会社総合葬祭那覇	遺体の迅速かつ円滑な応急処置に要する棺等葬祭用品の供給、遺体安置施設の提供
平成28年11月30日	大規模な災害時における遺体の取扱い等に関する協定	株式会社富士葬祭	遺体の迅速かつ円滑な応急処置に要する棺等葬祭用品の供給、遺体安置施設の提供
平成29年1月26日	災害時における支援に関する協定	 沖縄県土地家屋調査士会、公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	住家の被害認定調査業務、不動産登記及び境界問題等の相談所開設
平成29年1月26日	大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定	沖縄士業等ネットワーク協議会（日本公認会計士協会沖縄会、沖縄弁護士会、沖縄県司法書士会、沖縄県社会保険労務士会、沖縄県行政書士会、沖縄県土地家屋調査士会、公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会、沖縄税理士会、公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会、一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会）	市民等に対する相談業務の支援



締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成29年5月2日	災害時等におけるドローンによる情報収集に関する協定	シーバーズ・スタジオ	情報収集活動
平成30年5月14日	大規模な災害時における協力に関する協定	沖縄県レッカー・自動車整備事業協同組合	災害救援活動の阻害となる障害物や車両等の除去
令和元年10月1日	災害時における人員輸送及び資器材供給支援等に関する協定	伊江島観光バス株式会社	被災者の人員輸送や避難所における器材の提供
令和7年7月18日	大規模な災害時等における遺体の取扱い等に関する協定	沖縄県霊柩葬祭事業協同組合	遺体の迅速かつ円滑な応急処置に要する棺等葬祭用品の供給、遺体安置施設の提供及び遺体搬送等の協力
令和7年8月19日	災害時における炊出し等の協力に関する協定	豊見城市食生活改善推進員協議会	炊出し等の労務の提供
令和7年10月2日	災害時における応援業務に関する協定	豊見城土木設計業協会	道路、漁港、公園等の機能回復のための調査、測量、設計その他災害復旧に必要な業務への協力
令和7年10月22日	災害時等における車両の移動等に関する協定	 Ethos Cooperative Union エートス協同組合	災害対策基本法第76条の6第3項に基づく車両の移動及び保管
令和8年1月26日	災害時等におけるバスの利用に関する協定	 3Q BUS 沖縄バス株式会社	被災者やボランティア従事者、資機材等の輸送
令和8年1月29日	災害時における避難所への人的支援に関する協定	 那覇市医師会 那覇看護専門学校	要配慮者の支援を行う学生ボランティアの避難所への派遣
令和8年2月26日	災害時等における車両の外部給電機能の活用及び緊急の輸送に関する協定	株式会社琉球バス交通、ヒョンデ沖縄株式会社、Hyundai Mobility Japan 株式会社	次世代自動車を活用した避難所等への電力の供給及び避難を要する住民の輸送

## □ 通信・情報連携等

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成26年2月20日	災害時における相互協力に関する協定	豊見城警察署	代替施設提供に関する協定
平成27年2月3日	災害時の情報交換及び応援に関する協定	内閣府沖縄総合事務局	相互に必要なとする各種情報の交換及び情報連絡員の派遣
平成29年3月30日	災害用特設電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社沖縄支店	被災者、避難者、帰宅困難者及び災害対策本部の通信の確保
平成29年6月8日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	迅速な情報の提供
令和2年9月2日	防災情報等の提供に関する協定	ファーストメディア株式会社	防災アプリによる防災情報の提供
令和7年5月29日	損害調査結果の提供及び利用に関する協定	 MS&AD 三井住友海上	損害調査結果の提供及び利用



## □ 避難施設

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成23年8月26日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	オアシスZERO豊崎	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設としての使用
平成23年8月26日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	コアーズ豊崎	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設としての使用
平成23年8月26日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	シッタビバーズ大政	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設としての使用
平成23年8月26日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	株式会社ホテルグランビュー	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設としての使用
平成24年1月11日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	沖縄県(県営翁長高層住宅、県営真玉橋市街地住宅、県営渡橋名団地、県営豊見城高層住宅)	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設としての使用
平成24年5月18日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	ミオビエント豊崎	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設としての使用
平成24年7月5日	災害時避難所の使用に関する協定	沖縄県立豊見城南高校	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害時避難所としての使用
平成26年3月26日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	Fステージ豊崎パークフロント管理組合理事長	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設としての使用
平成28年3月30日	津波時における緊急避難場所の使用に関する協定	沖縄総合事務局南部国道事務所	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における緊急避難場所としての使用
平成29年2月10日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人あけぼの会	福祉避難所を設置し、要配慮者等の避難所としての使用
平成29年2月10日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人おもと会	福祉避難所を設置し、要配慮者等の避難所としての使用
平成29年2月10日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会医療法人友愛会	福祉避難所を設置し、要配慮者等の避難所としての使用
平成29年2月10日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人おもと会	福祉避難所を設置し、要配慮者等の避難所としての使用



締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成29年2月10日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人まつみ福祉会	福祉避難所を設置し、要配慮者等の避難所としての使用
平成29年2月10日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人豊寿会	福祉避難所を設置し、要配慮者等の避難所としての使用
平成29年2月10日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人明和会	福祉避難所を設置し、要配慮者等の避難所としての使用
平成30年3月26日	津波時における一時避難施設としての利用に関する協定	ネクステージガーデン大	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難場所としての使用
平成30年3月26日	津波時における一時避難施設としての利用に関する協定	株式会社トロイカ・メディカル・サポート、豊見城中央病院 附属健康管理センター	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難場所としての使用
令和2年8月1日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	社会医療法人友愛会友愛医療センター	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難場所としての使用
令和2年8月1日	災害時における避難施設としての利用に関する協定	沖縄県、沖縄空手会館指定管理者	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難場所としての使用
令和6年11月11日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	リゾート琉球株式会社	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難場所としての使用



## 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）抜粋

## □ 別表第1（第2条関係）

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>(3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項に規定する避難所の設置にあつては、災害が発生するおそれがある場合において必要となる費用に限る。）として、1人1日当たり350円以内とする。</p> <p>(4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。</p> <p>(5) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与できる。</p> <p>(6) 法第4条第1項第1号に規定する避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣と協議して当該期間を定める場合には、この限りでない。</p> <p>(7) 法第4条第2項に規定する避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から次に掲げる日までの期間とする。</p> <p>ア 災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日</p> <p>イ 災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じたため法第2条第2項の規定による救助を終了する旨を公示し、及び同条第1項の規定による救助を行う旨を公示した日</p>



救助の種類	救助の程度、方法及び期間
応急仮設住宅の供与	<p>             応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。           </p> <p>             (1) 建設型応急住宅           </p> <p>             ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用できる。           </p> <p>             イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の实情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。           </p> <p>             ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。           </p> <p>             エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。           </p> <p>             オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。           </p> <p>             カ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。           </p> <p>             キ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。           </p> <p>             (2) 賃貸型応急住宅           </p> <p>             ア 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の实情に応じた額とする。           </p> <p>             イ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。           </p> <p>             ウ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とする。           </p>



救助の種類	救助の程度、方法及び期間																																																																
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,330円以内とする。</p> <p>エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水を供給できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>																																																																
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>ア 被服、寝具及び身の回りの品</p> <p>イ 炊事用具及び食器</p> <p>ウ 日用品</p> <p>エ 光熱材料</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>ア 住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>世帯区分</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>期間</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>4月から9月まで</td> <td>円 19,800</td> <td>円 25,400</td> <td>円 37,700</td> <td>円 45,000</td> <td>円 57,000</td> <td>円 8,300</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月から翌年3月まで</td> <td>円 32,800</td> <td>円 42,400</td> <td>円 59,000</td> <td>円 69,000</td> <td>円 87,000</td> <td>円 12,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>世帯区分</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>期間</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td>世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>4月から9月まで</td> <td>円 6,500</td> <td>円 8,700</td> <td>円 13,000</td> <td>円 15,900</td> <td>円 20,000</td> <td>円 2,800</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月から翌年3月まで</td> <td>円 10,400</td> <td>円 13,600</td> <td>円 19,400</td> <td>円 23,000</td> <td>円 29,000</td> <td>円 3,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>	季別	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額		期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯		夏季	4月から9月まで	円 19,800	円 25,400	円 37,700	円 45,000	円 57,000	円 8,300	冬季	10月から翌年3月まで	円 32,800	円 42,400	円 59,000	円 69,000	円 87,000	円 12,000	季別	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額		期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯		夏季	4月から9月まで	円 6,500	円 8,700	円 13,000	円 15,900	円 20,000	円 2,800	冬季	10月から翌年3月まで	円 10,400	円 13,600	円 19,400	円 23,000	円 29,000	円 3,800
季別	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額																																																										
	期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯																																																											
夏季	4月から9月まで	円 19,800	円 25,400	円 37,700	円 45,000	円 57,000	円 8,300																																																										
冬季	10月から翌年3月まで	円 32,800	円 42,400	円 59,000	円 69,000	円 87,000	円 12,000																																																										
季別	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額																																																										
	期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯																																																											
夏季	4月から9月まで	円 6,500	円 8,700	円 13,000	円 15,900	円 20,000	円 2,800																																																										
冬季	10月から翌年3月まで	円 10,400	円 13,600	円 19,400	円 23,000	円 29,000	円 3,800																																																										



救助の種類	救助の程度、方法及び期間
医療及び助産	<p>(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものとする。</p> <p>(2) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。</p> <p>(3) 医療は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 診療</p> <p>イ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ウ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>エ 病院又は診療所への収容</p> <p>オ 看護</p> <p>(4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。</p> <p>(5) 医療を行うことができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(6) 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。</p> <p>(7) 助産は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 分べんの介助</p> <p>イ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(8) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とする。</p> <p>(9) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
被災者の救出	<p>(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。</p> <p>(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>



救助の種類	救助の程度、方法及び期間
被災した住宅の応急修理	<p>(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p>ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。</p> <p>イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり51,500円以内とする。</p> <p>ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p> <p>(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>イ 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。</p> <p>(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 717,000円</p> <p>(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円</p> <p>ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)に完了しなければならない。</p>
生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額以内とする。</p> <p>ア 生業費 1件当たり30,000円</p> <p>イ 就職支度費 1件当たり15,000円</p> <p>(4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。</p> <p>ア 貸与期間 2年以内</p> <p>イ 利子 無利子</p> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。</p> <p>(6) 生業に必要な資金の貸与については、生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図るものとする。</p>



救助の種類	救助の程度、方法及び期間
学用品の給与	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目以内において現物により行う。</p> <p>ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。</p> <p>ア 教科書代 （ア） 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 （イ） 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>イ 文房具費及び通学用品費 （ア） 小学校児童 1人当たり5,200円 （イ） 中学校生徒 1人当たり5,500円 （ウ） 高等学校等生徒 1人当たり6,000円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>
死体の搜索	<p>(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
死体の処理	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,600円以内とする。</p> <p>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,700円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ウ 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> <p>(5) 死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>



救助の種類	救助の程度、方法及び期間
埋葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 棺（附属品を含む。）</p> <p>イ 埋葬又は火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人（12歳以上）226,100円以内、小人（12歳未満）180,800円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>
障害物の除去	<p>(1) 障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が140,000円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	<p>(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <p>ア 被災者（法第4条第2項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援</p> <p>イ 医療及び助産</p> <p>ウ 被災者の救出</p> <p>エ 飲料水の供給</p> <p>オ 死体の捜索</p> <p>カ 死体の処理</p> <p>キ 救済用物資の整理配分</p> <p>(2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。</p>



## □ 別表第2号（第10条関係）

法第7条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の額
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	<p>(1) 日当</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり21,500円以内</p> <p>イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり16,100円以内</p> <p>ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり13,700円以内</p> <p>エ 救急救命士 1人1日当たり13,700円以内</p> <p>オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり15,200円以内</p> <p>カ 大工 1人1日当たり27,700円以内</p> <p>キ 左官 1人1日当たり28,500円以内</p> <p>ク とび職 1人1日当たり31,900円以内</p> <p>(2) 時間外勤務手当 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。</p> <p>(3) 旅費 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）において定める額以内とする。</p>
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。



## 被害状況の判定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	構造物の単位で1つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな置物、便所、風呂場、炊事場）は、同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	



被害区分	判定基準
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
病院	医療法（昭和23年法律第205号）第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
橋りょう	道路を連絡するために、河川、運河等の上に架設された橋とする。
河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通の施設とする。
砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯	災害により住家に被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公立土木施設以外の公共施設をいい、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設災害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、ビニールハウス、農作物などの被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、のり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

その他の被害



## 補給水源

水源	種類	施設名	施設能力 (m <sup>3</sup> )	備考
上下水道部	浄水	嘉数配水池	500	揚水
		ニュータウン配水池	1,400	
		良長配水池	500	
		平良第1配水池	2,300	
		平良第2配水池	3,640	
		渡橋名第1配水池	1,900	
		渡橋名第2配水池	2,500	
		翁長調整池	280	
		配水池・調整池合計	13,020	



## 応急給水用機械の種別、能力等

令和8年1月1日時点

種別	能力（容量ℓ）	保有台数	所管	備考
水槽付ポンプ自動車	1,500	1	消防本部	生活用水に限る。
水槽付ポンプ自動車	3,000	1	〃	〃
水槽車	10,000	1	〃	〃
化学自動車	1,300	1	〃	〃
給水タンク	2,000	2	上下水道部	
合計	19,300	6		



## 自衛隊災害派遣要請依頼書

第 年 月 日 号

沖縄県知事 殿

豊見城市長 印

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 ( 時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項



## 自衛隊災害派遣撤収依頼書

	第 年	月	号 日
沖縄県知事	殿		
		豊見城市長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について			
	年 月 日	号で要求した自衛隊の災害派遣要請について、	
下記のとおり撤収要請を依頼します。			
記			
1	撤収要請日時		
	年 月 日	時	分
2	派遣された部隊		
3	派遣人員及び従事作業の内容		
4	その他参考となるべき事項		



## 被害状況報告票

整理番号

■報告者氏名 _____		■災害対策班名 _____		部	班
情報入手先	所属： 住所： 氏名：	電話番号：			
情報入手時間	月	日	時	分	
被害発生場所					
被害の種類	家屋倒壊 ・ 火災 ・ 浸水 ・ 道路損壊 ・ 橋梁損壊 河川等損壊 ・ 公共施設損壊 ・ 農業関係被害 ・ 停電 ・ 断水 その他（ ）				
人的被害	死者	人	・	行方不明者	人
住家被害	全壊	棟	・	大規模半壊	棟
	一部損壊	棟	・	床上浸水	棟
				半壊	棟
				床下浸水	棟
報告する被害の概要					
略 図 ※住宅地図等の添付も可					
<p>※主に下記の位置を明示すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住家等の全・半壊の状況</li> <li>・死者・行方不明者・負傷者の発生状況、要救出者がいると思われる場所</li> <li>・火災の発生状況</li> <li>・道路・橋梁の通行可否（車、オートバイ、徒歩）</li> <li>・ライフラインの被害状況</li> <li>・住民の動向その他必要な事項</li> </ul>					
処理経過：					



災害概況即報

災害即報様式第 1 号

災 害 概 況 即 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年	月	日	時	分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部損壊		棟	未分類		棟
		*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。												
被害集中地域 . . .														
119 番通報の件数 :														
応急対策の状況														

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



## 記入要領

災害概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別 概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
	その他これらの類する災害の概況		
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難指示等を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		





## 記入要領

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避難の状況	避難の指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応援要請	応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救助活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況



災害確定報告

災害報告様式第1号

災害確定報告

市町村名	災害名	確定年月日	月	日	時	時	区分		被害	被害	年	月	日	時
							田	冠						
報告者名							流失・埋没	ha						
死亡							冠	水	ha					
行方不明者							流失・埋没	ha						
負傷者							冠	水	ha					
軽傷者							学	校	箇所					
全壊							病	院	箇所					
半壊							道	路	箇所					
一部損							橋	り	箇所					
床上浸水							河	川	箇所					
床上浸水							港	湾	箇所					
床上浸水							砂	防	箇所					
床上浸水							清	掃	箇所					
床上浸水							鉄	道	箇所					
床上浸水							被	害	箇所					
床上浸水							水	道	箇所					
床上浸水							電	話	箇所					
床上浸水							電	気	箇所					
床上浸水							ガ	ス	箇所					
床上浸水							ブ	ロ	箇所					
床上浸水							リ	災	箇所					
床上浸水							り	災	箇所					
床上浸水							火	災	箇所					
床上浸水							建	物	箇所					
床上浸水							危	険	箇所					
床上浸水							そ	の	箇所					
床上浸水							生	命	箇所					
床上浸水							り	災	箇所					
床上浸水							り	災	箇所					
床上浸水							火	災	箇所					
床上浸水							建	物	箇所					
床上浸水							危	険	箇所					
床上浸水							そ	の	箇所					
床上浸水							生	命	箇所					

区分	被害	千円	被害	千円	年	月	日	時
小計								
農産被害								
林産被害								
畜産被害								
水産被害								
商工被害								
その他								
被害救助法の適用								
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								
災害発生場所								
災害発生年月日								
災害の種類概況								
消防機関の活動状況								
その他(避難の勧告・指示の状況)								

注1 被害額は省略できるものとする。  
 注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。



災害年報

災害報告様式第2号

災 害 年 報

市町村名 (沖縄県豊見城市)

区 分		災害名							計
		発生日 年月日							
人的被害	死者	人							
	<small>う</small> <small>ち</small> 災害関連死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全 壊	棟							
		世帯							
		人							
	半 壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共 建物	棟							
	その他	棟							
そ の 他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学 校	箇所							
	病 院	箇所							
	道 路	箇所							
	橋りょう	箇所							
そ の 他	河 川	箇所							
	港 湾	箇所							
	砂 防	箇所							
	清掃施設	箇所							

第一編 共通編

第二編 地震・津波編

第三編 風水害等編

資料編



区分		災害名								計
		発生年月日								
その他	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
	水道	戸								
	電話	回線								
	電気	戸								
	ガス	戸								
	ブロック塀等	箇所								
火災発生	建物	件								
	危険物	件								
	その他	件								
り世帯	災数	世帯								
り	災者数	人								
公立	文教施	千円								
農林	水産業施	千円								
公共	土木施	千円								
その他	農産	被害	千円							
	林産	被害	千円							
	畜産	被害	千円							
	水産	被害	千円							
	商工	被害	千円							
	その他	被害	千円							
被害総額		千円								
災害対策本部	設置		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
	解散		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
救助法適用			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
消防職員	出動延人数	人								
消防団員	出動延人数	人								



## 行方不明者届出票

## 行方不明者届出票

種別	1 行方不明者 2 身元不明の遺体 3 遺体引受人のない遺体 4 その他				届出月日		
						受付番号	
氏名		性別		年齢	歳位	受付者氏名	
本籍						届出人 (氏名)	
現住所						(住所)  (電話)	
遺体の現場						(行方不明者等との続柄)	
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)							



要搜索者名簿

要搜索者名簿

整理番号	届出月日	要 搜 索 者							届 出 者			備 考	
		住 所	氏 名	年 齢	性 別	身 長 (cm)	体 重 (kg)	着衣その他の特徴	住 所	氏 名	要搜索者との関係		
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												



遺体調書

遺 体 調 書

※ 写真は裏面にはりつけて下さい。

		番号						
搜索収容者	安置班 第 班 代表者 氏 名					所属		
遺体の種別	1 身元不明の遺体		2 遺体引受人のない遺体		3 その他			
遺体発見時 日 時	年 月 日		時 分					
遺体発見所								
遺体の身元	本 籍							
	現住所							
	氏 名	身元不明者の の 符 号		性別	年齢	歳位		
	識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)							
遺族その他の関係者	現住所						(電話)	
	氏 名						(死者との続柄)	
	遺体の引受け	可 ・ 不可		(引渡し 年 月 日)				
	遺骨の引取り	可 ・ 不可		(引渡し 年 月 日)				
検視 (検分) 日 時	月 日 時 分		検視 (検分) 者					
検案日時	月 日 時 分		検案医師					
火葬許可証 交付日	年 月 日		遺体発見現場の概略図					
火 葬 日	年 月 日							
(所持品の処理)								
(備考)								



## 遺体処理票・氏名札・災害遺体送付票

## 遺体処理票

市町村名：豊見城市

災 害 遺 体 番 号		
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	死 亡 年 月 日	
	死 亡 原 因	
	遺 体 発 見 の 日 時 ・ 場 所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 と の 関 係	
	引 取 年 月 日	
遺 留 品	処 理 番 号	
	保 管 所	
備 考 (身元不明遺体の場合は、遺体の特徴等を詳細に記入する)		
遺 体 収 容 所		

## 氏 名 札

豊見城市災害遺体
第 号
氏 名

## 災害遺体送付票

(送付番号)
災 害 遺 体 送 付 票
豊見城市災害遺体第 号
(氏名 ) を送付する
年 月 日
(豊見城市長 )
(火葬場) 宛



## 遺留品処理票

## 遺留品処理票

市町村名：豊見城市

遺留品処理番号		
遺留品一覧		
引取人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	
死亡者	遺体番号	
	氏名	
	住所	
備考		
遺留品保管所		





様式 2

## 年度災害救助基金報告書

豊見城市

概況	災害救助基金現在高 ( 年 4月 1日)	A	円	備考
	当該年度における災害救助基金最小額	B	円	
	差引過△不足額	$A - B = C$	円	
	当該年度要積立額	D	円	
	当該年度積立予定額	E	円	
災害救助基金運用状況 (災害救助基金現在高内訳)	法第 26 条第 1 号の方法		円	
	同条第 2 号の方法		円	
	同条第 3 号の方法		円	
	計		円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 ( 年 4月 1日)	F	円	
	災害救助基金最少額	G	円	
	差引過△不足額 (F-G)	H	円	
	要積立額	I	円	
	積立額	J	円	
	支出額	K	円	
	応急仮設住宅払下収入金	基金繰入額	円	
		その他	円	
	生業資金返還額	基金繰入額	円	
		その他	円	

(注) 「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。









様式 4-1②

応急仮設住宅台帳 (その2)  
(建設型応急住宅)

市町 村名	整理 番号	地区・住宅 (団地) 名	区分			着工 戸数	完成 戸数	集会施設		着工日	完成 予定日	着工 公表日	リース 購入 の別	税金総額 (円) (リースの場 合は解体費用 等含む)	概算額契約額		民有地等 借地料 (年額 (円))	完成日	入居日	入居状況		入居 人数	現在 入居 人数	解消日		
			構造	基礎	仕様			敷地	集会 場所						談話 室	リース 総額 (円) (リースの場 合は解体費用 等含む)				うち、集会施設 (税込) (円) (設 置費用、リースは 解体費用等含む)	1戸あたり の平均価格 (円)				世帯数	
豊見 城市	1																									
	2																									
	3																									
	4																									
	5																									
		計																								
		計																								
		計																								
		計																								
		合計																								

(注) 1 「地区・住宅(団地)名」欄は、応急仮設住宅の住宅(団地)名を記入すること。 2 「構造区分」欄は、「木造」、「プレハブ」、「ムービング」、「トレーラー」住宅等の別を記入する。  
 3 「基礎区分」欄は、「木杭」、「コンクリート板」、「ブロック敷」、「布基礎」、「基礎」住宅等の別を記入すること。  
 4 「仕様等」欄は、福祉仮設住宅やバリアフリー住宅等、入居者に配慮した設備の内容がわかるように記入すること。 5 「軟地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。  
 6 「集会施設」欄は、集会所又は談話室の設置戸数を記入すること。なお、設置していない場合は「-」を記入すること。なお、集会施設の費用も合算して記入すること。  
 7 「リース購入の別」欄は、「リース」又は「購入」を記入すること。  
 8 「総額」欄は、団地別に建設に要した総額(リースの場合は解体費用等を含む)を記入すること。なお、集会施設の費用も合算して記入すること。  
 9 「うち、集会施設」欄は、団地別に建設した集会施設に要した金額(リースの場合は解体費用等を含む)を記入すること。  
 10 「1戸あたりの平均価格」欄は、総額から集会施設を除いた金額を戸数で除して算出した金額を記入すること。  
 11 「民有地等借地料(年額)」欄は、応急仮設住宅の建設のために借上げた地代について、年額を記入すること。 12 「入居日」欄は、応急仮設住宅の受渡しを開始した日を記入すること。  
 13 「世帯数」「入居人数」欄は、実際に応急仮設住宅に入居した世帯数と人数を記入すること。(原則、1世帯1室であるが、被災前に2世帯住宅に入居していた場合は、2世帯として差し支えない。)  
 14 「解消日」欄は、応急仮設住宅から全ての入居者が退去した日を記入すること。(原則、1世帯1室であるが、被災前に2世帯住宅に入居していた場合は、2世帯として差し支えない。)  
 15 本様式とともに、「配置図」、「平面図」、「仕様書」及び「見積書」も提出すること。







様式 7

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

番号	住家被害程度区分	世帯主氏名	基礎となる世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名						実支出額	備考	
					被服	寝具	衛生用品	台所用品	掃除用品	洗濯用品			防寒対策用品
			人	月 日								円	
計	全壊 半壊	世帯 世帯											

(注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼) 流失又は半壊(焼) 床上浸水の別を記入すること。  
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。  
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。  
 4 「備考」欄は、各個人の支給申請書が別にある場合は、給与数を記入することです。で差し支えない。



## 様式 8

## 救護班活動状況

救護班

班長：医師 氏名

印

月日	市町村名	品目	措置の概要	経費 円	備考
計				円	

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。



様式 9

## 病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	市町村名		豊見城市		金額	備考
				診療区分		診療報酬			
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計 機関	人								

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。



様式 10

助産台帳

分べん者 氏 名	分 べ ん 日 時	助産機関名	市町村名		備 考
			分べん期間	金額	
			月 日～ 月 日	円	
計					



様式 11

被災者救出状況記録簿

年月日 月 日	救出用機械器具等		市町村名	豊見城市
	機械器具等名称	数量	金額	備考
				円
計				

- (注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。  
 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。



様式 12-1

## 福祉チームの活動状況（福祉避難所の設置以外）

福祉チーム

班長：（氏名）

月日	市町村名	消耗機材又は器物の品目	措置の概要	経費	備考
月 日				円	
計					

(注) 「備考」欄にチームの編成、活動期間を記入すること。



様式 12-2

## 福祉チームの活動状況（福祉避難所の設置）

福祉チーム

班長：（氏名）

月日	市町村名	消耗機材、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置	措置の概要	経費	備考
月 日				円	
計					

（注）「備考」欄にチームの編成、活動期間を記入すること。







様式 13-2

## 日常生活に必要な最小限度の部分の修理（住宅の応急修理）記録簿

					市町村名	豊見城市
整理 番号	世帯主氏名	被害区分	応急修理期間	応急修理実施業者名	実支出額	摘要
			月 日 ～ 月 日		円	
	計 世帯					

(注) 1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。



様式 14 (令和7年度現在、この生業資金の貸与制度は運用されていない。)

生業資金貸付台帳

					市町村名	豊見城市		
貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額	摘要
住所	氏名	住所	氏名	職業				
							円	
計								

- (注) 1 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
- 2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。



様式 15

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳										実支出額	備考	
					教科書				その他学用品(水に浸かったら使用不能なもの等)								
					国語	算数	理科	社会	その他	サインペン	ノート	スクッチ ブック	半紙、 フェルト	その他			
小学校																	
中学校																	
高校																	

(注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。  
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。  
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。  
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。



様式 16

埋葬台帳

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬者			備考	
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(附属品を含む) 円	埋葬又は火葬料 円	骨箱 円		計 円
計										

(注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。  
 2 市町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。  
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。





様式 18

## 障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分	除去に要した期間	市町村名	豊見城市	
			実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備考
		月 日～ 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

(注) 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。



様式 19 ①-1

おそれ段階における輸送記録簿

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕				市町村名	豊見城市		
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要	燃料費	実支出額	備考
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月 日					円				円		円		
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。  
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。  
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。  
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。  
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。



様式 19 ①-2

輸送記録簿（おそれ段階における輸送費を除く）

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕				市町村名	豊見城市		
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要	燃料費	実支出額	備考
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月 日					円				円		円		
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。  
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。  
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。  
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。  
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。





様式 19 ②-2

賃金職員雇上台帳（おそれ段階における賃金職員雇上費を除く）

自治体名	担当部局	担当者名	電話番号	氏名	雇上期間	日当		時間外勤務手当		手当	移動旅費	支給額	備考
						日数	単価	合計	時間				
豊見城市													
計													人



様式 20

(1) 令第4条第1号から第5号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所 (市町村)	従事期間	実支出額			市町村名	豊見城市	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師</li> <li>・ 歯科医師</li> <li>・ 薬剤師</li> <li>・ 栄養士</li> <li>・ 管理栄養士</li> <li>・ 保健師</li> <li>・ 助産師</li> <li>・ 看護師</li> <li>・ 准看護師</li> <li>・ 診療放射線技師</li> <li>・ 臨床検査技師</li> <li>・ 理学療法士</li> <li>・ 作業療法士</li> <li>・ 臨床工学士</li> <li>・ 救急救命士</li> <li>・ 言語聴覚士</li> <li>・ 歯科衛生士又は 歯科技工士</li> <li>・ 保育士</li> <li>・ 社会福祉士</li> <li>・ 介護福祉士</li> <li>・ 介護支援専門員</li> <li>・ 精神保健福祉士</li> <li>・ 相談支援専門員又は 公認心理師</li> <li>・ 土木技術者</li> <li>・ 建築技術者</li> <li>・ 大工</li> <li>・ 左官又はとび職</li> </ul>	人	人			円	円	円			
計										

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

## 様式 21

## (2) 令第4条第6号から第11号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所 (市町村)	従事期間	実支出額	備考
業種	数	実人員	延人員				
土木又は建築業者 及びこれらの者の 従業者		人	人			円	
鉄道事業者 及びその従業者							
軌道経営者 及びその従業者							
自動車運送事業者 及びその従業者							
船舶運送業者 及びその従業者							
港湾運送業者 及びその従業者							
計							

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。



## 様式 22

## (3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額 円	積算基礎	備考
計				

- (注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。  
 2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。



## 様式 23

## (4) 損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
	円		
計			

- (注) 1 「種類」欄には、法第5条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。  
 2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。  
 3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。



様式 24

## 法第 19 条の補償費の状況

区分	実支出額			備考
	員数	単価	金額	
1 人件費		円	円	
(1) 旅費				
(2) 役務費				
(3) 時間外勤務手当 及び深夜手当				
2 救護所設置費				
(1) 救護器材費				
(2) 消耗器材費				
(3) 借上料損料				
3 救護諸費				
(1) 薬剤				
(2) 治療材料				
(3) 医療器具破損料				
(4) 衛生材料				
(5) 死体の処理費				
(6) その他				
4 輸送費				
5 賃金職員等雇上費				
6 その他の費用				
7 扶助金				
(1) 療養扶助金				
(2) 休業扶助金				
(3) 障害扶助金				
(4) 遺族扶助金				
(5) 葬祭扶助金				
(6) 打切扶助金				
8 事務費				
(1) 消耗品費				
(2) 通信運搬費				
(3) その他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。



様式 25 ①

## 救助事務費の状況

自治体名 豊見城市

費目	実支出額	備考
職員手当	円	
時間外勤務手当		
賃金		
旅費		
需用費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
食糧費		
役務費		
通信運搬費		
使用料及び賃借料		
計		



様式 25 ②

## 救助事務費調査票

自治体名	担当部局	担当者名	電話番号
豊見城市			
具体的な内容	金額	備考	
(ア) 時間外(休日、夜間含)勤務手当	超過勤務時間		
内訳	避難所の設置・運営	時間	様式 25③ 及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
	支援物資の荷捌き・搬送	時間	同上
	飲料水の供給	時間	同上
	医療	時間	様式 25④、様式 25⑤、様式 25⑥、様式 25⑦及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
	福祉サービスの提供	時間	様式 25⑧、様式 25⑨、様式 25⑩、様式 25⑪及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
	その他	時間	様式 25③及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
(イ) 旅費			
内訳	避難所の設置・運営		様式 25③及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
	支援物資の荷捌き・搬送		同上
	飲料水の供給		同上
	医療		様式 25④、様式 25⑤、様式 25⑥、様式 25⑦及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
	福祉サービスの提供		様式 25⑧、様式 25⑨、様式 25⑩、様式 25⑪及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
	その他		様式 25③及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
(ウ) 消耗品費			
内訳	医療		様式 25④、様式 25⑤、様式 25⑥及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)
	福祉サービスの提供		様式 25⑧、様式 25⑨、様式 25⑩及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)
	その他		様式 25⑫及び証拠書類一式(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)
(エ) 燃料費			
内訳	医療		様式 25④、様式 25⑤、様式 25⑥及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し
	福祉サービスの提供		様式 25⑧、様式 25⑨、様式 25⑩及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し
	その他		様式 25⑫及び証拠書類の写し
(オ) 食糧費			
内訳	医療		様式 25④、様式 25⑤、様式 25⑥及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し
	福祉サービスの提供		様式 25⑧、様式 25⑨、様式 25⑩及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し
	その他		様式 25⑫及び証拠書類一式(飲酒費用が計上されている場合は救助費の対象外)
(カ) 使用料及び賃借料		様式 25⑫及び証拠書類一式(目的、期間、運転日報など明確な資料を併せて添付)	
(キ) 通信運搬費		様式 25⑫及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)	
(ク) その他の経費 ( )		様式 25⑫及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)	
※ ( ) 内に具体的な経費の種類を記載し、明細書を作成ください。			
合計			





様式 25 ④

救助事務費（救護班活動状況（総括表））

機関名	種別	費用計上をする項目					
		医療	応急救助の 賃金雇上	救助事務費			
				旅費	消耗品費	燃料費	食糧費
合計		0	0	0	0	0	0

- ※ 実施期間ごとの経費を転記すること。
- ※ 救助事務費については、各項目を「様式 25 救助事務費」に同額を転記すること。
- ※ 食糧費は、旅費の日当・宿泊費に含まれていない場合のみ経費を記載すること。



## 様式 25 ⑤

## 救助事務費（救護班活動状況（国公立病院・日本赤十字社に勤務する者））

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

## 1. 医療

内容	数量	単位	金額（円）	備考
(ア) 薬剤費等				※医療に計上
・医薬品、治療材料				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・医療機器の修繕費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				

## 2. 救助事務費

内容	数量	単位	金額（円）	備考
(イ) 職員手当				※救助事務費に計上(様式25に同額を記載)
・時間外勤務手当				内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
(ウ) 旅費等				※救助事務費に計上(様式25に同額を記載)
・旅費				内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・宿泊費				内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
(エ) 需用費				※救助事務費に計上(様式25に同額を記載)
・消耗品費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・燃料費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・食糧費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				

※ 人数は延べ人数

※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。

※ 「1. 医療」の合計額は「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。

※ 「2. 救助事務費」は「様式25 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。



## 様式 25 ⑥

## 救助事務費（救護班活動状況（国公立病院・日本赤十字社以外に勤務する者））

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

## 1. 医療

内容	数量	単位	金額（円）	備考
（ア）薬剤費等				※医療に計上
・医薬品、治療材料				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・医療機器の修繕費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				

## 2. 応急救助の賃金雇上

内容	数量	単位	金額（円）	備考
（イ）賃金職員雇上費				
・日当（時間外勤務手当含む）				内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
（ウ）旅費等				
・旅費				内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・宿泊費				内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
（エ）需用費				
・消耗品費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・燃料費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・食糧費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
合計				※賃金職員雇上台帳に計上

※ 人数は延べ人数

※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。

※ 「1. 医療」の合計額は「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。

※ 「2. 応急救助の賃金雇上」の合計額は、「様式19② 賃金職員雇上台帳」として計上すること。



様式 25 ㉞

救助事務費 (DMAT (DPAT) 活動時間調査票)

※ 留意事項

- 応急的な救護活動に要した実際の時間を記入し、待機時間等は除いてください。
- 調査票は、活動者毎、活動日別に記入してください。
- 活動記録等と調査票の内容が一致しているか確認をお願いします。

職種：	氏名：		勤務命令時間	時間数	日当	時間外勤務手当	旅費	宿泊費等	備考
	活動概要								
活動月日	月	日	～						
	月	日	～						
	月	日	～						
	月	日	～						
	月	日	～						
	月	日	～						
合計									



様式 25 ㊸

救助事務費（福祉チーム活動状況（総括表））

		自治体名		豊見城市			
機関名	種別	費用計上をする項目					
		福祉サービスの提供	応急救助の 賃金雇上	救助事務費			
				旅費	消耗品費	燃料費	食糧費
合計		0	0	0	0	0	0

- ※ 実施期間ごとの経費を転記すること。
- ※ 救助事務費については、各項目を「様式 25 救助事務費」に同額を転記すること。
- ※ 食糧費は、旅費の日当・宿泊費に含まれていない場合のみ経費を記載すること。

第一編 共通編

第二編 地震・津波編

第三編 風水害等編

資料編



様式 25 ㊟

救助事務費（福祉チーム活動状況（国の機関に準じる機関に勤務する者））

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1. 福祉サービスの提供

内容	数量	単位	金額（円）	備考
(ア) 消耗機材費等				※医療に計上
・消耗機材費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・建物の使用謝金				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・器物の使用謝金、借上費、購入費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・光熱水費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・仮設便所等の設置費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				



2. 救助事務費

内容		数量	単位	金額 (円)	備考
(イ) 職員手当					※救助事務費に計上(様式25に同額を記載)
・時間外勤務手当					内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳					
(ウ) 旅費等					※救助事務費に計上(様式25に同額を記載)
・旅費					内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳					
・宿泊費					内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳					
(エ) 需用費					※救助事務費に計上(様式25に同額を記載)
・消耗品費					内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳					
・燃料費					内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳					
・食糧費					内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳					

- ※ 人数は延べ人数
- ※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。
- ※ 「1. 福祉サービスの提供」の合計額は「様式 12 福祉チームの活動状況」に計上すること。
- ※ 「2. 救助事務費」は「様式 25 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。



様式 25 ⑩

救助事務費（福祉チーム活動状況（国の機関に準じる機関以外の勤務者））

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1. 福祉サービスの提供

内容	数量	単位	金額（円）	備考
(ア) 消耗機材費等				※医療に計上
・消耗機材費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・建物の使用謝金				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・器物の使用謝金、借上費、購入費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・光熱水費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				
・仮設便所等の設置費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳				



2. 応急救助の賃金雇上

内容		数量	単位	金額 (円)	備考
(イ) 職員手当					※救助事務費に計上(様式25に同額を記載)
・時間外勤務手当					内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳					
(ウ) 旅費等					※救助事務費に計上(様式25に同額を記載)
・旅費					内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳					
・宿泊費					内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳					
(エ) 需用費					※救助事務費に計上(様式25に同額を記載)
・消耗品費					内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳					
・燃料費					内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳					
・食糧費					内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載
内訳					

- ※ 人数は延べ人数
- ※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。
- ※ 「1. 福祉サービスの提供」の合計額は「様式 12 福祉チームの活動状況」に計上すること。
- ※ 「2. 応急救助の賃金雇上」の合計額は、「様式 19② 賃金職員雇上台帳」として計上すること。



様式 25 ㊦

救助事務費 (DWAT 活動時間調査票)

※ 留意事項

- 応急的な救護活動に要した実際の時間を記入し、待機時間等は除いてください。
- 調査票は、活動者毎、活動日別に記入してください。
- 活動記録等と調査票の内容が一致しているか確認をお願いします。

職種：	氏名：		勤務命令時間	時間数	日当	時間外勤務手当	旅費	宿泊費等	備考
	活動月日	活動概要							
	月 日		～						
	月 日		～						
	月 日		～						
	月 日		～						
	月 日		～						
	月 日		～						
合計									



様式 25 ㊹

## 救助事務費明細書（その他費用）

費目	業務内容	自治体名		
		購入品目等	購入等の目的・利用方法など	金額(円)
				豊見城市 証拠書 No.
合計				



## 参考資料 1

## 救助の種類に応じた必要書類

救助の種類	様式番号	様式名	救助に必要な書類	救助に際し、必要となる証拠書類等
避難所の設置	様式 3	避難所設置及び避難生活状況	① 避難者名簿 ② 救助実施記録日計票 ③ 避難所用物資受払簿 ④ 避難所設置及び避難生活状況 ⑤ 避難所設置に要した支払証拠書類 ⑥ 避難所設置に要した物品受払証拠書類	・避難所ごとの避難者名簿（入退所日時・世帯数がかかるもの、応援自治体除く） ・避難所物資受払簿、請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類（備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調査書）
応急仮設住宅	様式 4	応急仮設住宅台帳（建設型応急住宅）（賃貸型応急住宅）	① 救助実施記録日計票 ② 応急仮設住宅台帳 ③ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書 ④ 応急仮設住宅使用賃借契約書 ⑤ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 ⑥ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類	・工事に係る工程表、所在地図、配置図、仕様書、見積書 ・施工前（原状復旧時に必要になる） ・設置時及び解体時の施工中及び施工後の写真（工事報告） ・救助実施記録日計票（日々の入居状況の整理） ・住まいの確保状況調査（日々報告）
炊き出しの給与	様式 5	炊き出し給与状況	① 救助実施記録日計票 ② 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 ③ 炊き出し給与状況 ④ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 ⑤ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類	・炊き出し受払簿（日毎の給与数がかかるもの、応援自治体除く） ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類（備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調査書）
飲料水の供給	様式 6	飲料水の供給簿	① 救助実施記録日計票 ② 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 ③ 飲料水の供給簿 ④ 飲料水供給のための支払証拠書類	・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績 ・金額等が確認できる書類（備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調査書）
被服・寝具、生活必需品給与又は貸与	様式 7	被服、寝具その他生活必需品の給与状況	① 救助実施記録日計票 ② 物資受払簿 ③ 物資の給与状況 ④ 物資購入関係支払証拠書類 ⑤ 備蓄物資払出証拠書類 （注）法による物資と義援物資は実際上も書類上も明確に区分しておくこと。	・申込書（=被災者の被害の程度（全壊・半壊、床上浸水）及び必要な物品を確認した書類） ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書等
医療	様式 8	救護班活動状況	[救護班] ① 救助実施記録日計票 ② 医薬品衛生材料受払簿 ③ 救護班活動状況 [都道府県又は委任を受けた市町村]	・活動実績が確認できる書類 ・協定書、費用支出要綱など ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類
	様式 9	病院診療所医療実施状況	① 救助実施記録日計票 ② 医薬品衛生材料受払簿 ③ 救護班活動状況（写） ④ 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 ⑤ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類	



助産	様式 10	助産台帳	① 救助実施記録日計票 ② 衛生材料等受払 ③ 助産台帳 ④ 助産関係支出証拠書類 (注) 救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。	略
被災者の救出、死体の捜索	様式 11	被災者救出状況記録簿	[被災者の救出] ① 救助実施記録日計票 ② 被災者救出用機械器具燃料受払簿 ③ 被災者救出状況記録簿 ④ 被災者救出用関係支出証拠書類 [死体の捜索] ① 救助実施記録日計票 ② 捜索用機械器具燃料受払簿 ③ 死体の捜索状況記録簿 ④ 死体捜索用関係支出証拠書類	略
福祉サービスの提供	様式 12	福祉チームの活動状況 福祉避難所の設置状況	① 福祉チームの活動状況 ② 福祉サービスの提供のための支払い証拠書類	略
住宅の応急修理	様式 13	住宅応急修理記録簿	① 救助実施記録日計票 ② 住宅の応急修理記録簿 ③ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 ④ 住宅の応急修理関係支払証拠書類	・ 応急修理申込書 (資力に係る申出書、応急修理申込チェックシート含む) ・ り災証明書 ・ 修理見積書 ・ 修理依頼書 (市町村→業者宛) ・ 応急修理決定通知書 (市町村→被災者宛) ・ 工事完了報告書 ・ 修理前、修理中及び修理後の写真(カラー) ・ 支払いをした伝票の写し
生業に必要な資金の貸与	様式 14	生業資金貸付台帳	現在では、この生業資金の貸与制度は運用されていない。	略
学用品の給与	様式 15	学用品の給与状況	① 救助実施記録日計票 ② 学用品の給与状況 ③ 学用品購入関係支払証拠書類 ④ 備蓄物資払出証拠書類	・ り災証明書 ・ 学用品の支払い根拠資料(請求書、納品書等)
埋葬及び死体の処理	様式 16	埋葬台帳	① 救助実施記録日計票 ② 埋葬台帳 ③ 埋葬費支出関係証拠書類	略
	様式 17	死体処理台帳	① 救助実施記録日計票 ② 死体処理台帳 ③ 死体処理費支出関係証拠書類	略
障害物の除去	様式 18	障害物除去の状況	① 救助実施記録日計票 ② 障害物除去の状況 ③ 障害物除去支出関係証拠書類	・ 障害物の除去申請書類 ・ り災証明書 ・ 請書・請求書・支払い根拠書類、除去前、除去中及び除去後の写真(カラー)
輸送	様式 19 ①	輸送記録簿		請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、金額等が確認できる書類
賃金雇い上げ	様式 19 ②	賃金職員雇上台帳		・ 活動実績が確認できる書類 ・ 協定書、費用支出要綱など ・ 請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、金額等が確認できる書類



従事命令関係	様式 20	(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況	① 医師及び歯科医師 ② 薬剤師 ③ 保健師、助産師及び看護師 ④ 土木技術者及び建築技術者 ⑤ 大工、左官及びとび職	略
従事命令関係	様式 21	(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況	① 土木建築業者 ② 地方鉄道業者 ③ 軌道経営者 ④ 自動車運送事業者 ⑤ 船舶運送業者 ⑥ 港湾運送業者	略
従事命令関係	様式 22	(3) 扶助金の支給状況	療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金	略
従事命令関係	様式 23	(4) 損失補償費の状況	救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用（取り上げて使う）することができるが、その物資の処分を行う場合においては、損失を補償しなければならない。	略
委託費用の補償	様式 24	法第19条の補償費の状況	日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄付金その他収入を控除した額を補償する。	略

## 参考資料 2

## 救助事務費算出表

(単位：円)

救助費総額	区分	対象金額	対象金額	補助率	負担額
	3千万円以下			10%	
	3千万円超え6千万円以下			9%	
	6千万円超え1億円以下			8%	
	1億円超え2億円以下			7%	
	2億円超え3億円以下			6%	
	3億円超え5億円以下			5%	
	5億円超え			4%	
↑ 救助費総額を入力すること。			救助事務費限度額		

※ 救助費総額が 3,000 万円以下は救助費総額に負担率 10% を乗じて算出すること。





## 罹災証明書交付申請書

## 罹災証明書交付申請書

年 月 日

豊見城市長 殿

下記の災害により、罹災したことを証明願います。

申請者	住所			
	ふりがな		電話	( ) -
	氏名		番号	
罹災年月日	年 月 日 ( ) 時 分頃			
罹災場所	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 豊見城市			
罹災世帯構成員	氏名	世帯主との続柄	生年月日	備考
罹災物件	用途： <input type="checkbox"/> 住家 ( <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家) <input type="checkbox"/> その他 ( ) 構造： <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 階層： 階建 建築年： 年			
罹災原因	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
罹災状況	(詳細： )			
証明書の使用目的	<input type="checkbox"/> 各種公的支援申請のため <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 再交付 (理由： )			
証明書必要部数	部			
備考				

※被害状況が確認できる写真、被害場所の位置図等の書類を添付してください。



## 被災証明書交付申請書

## 被災証明書交付申請書

年 月 日

豊見城市長 殿

下記について、被災証明書を交付願います。

申請者	住所			
	ふりがな	電話番号	( )	-
	氏名			
被災日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃			
被災場所	<input type="checkbox"/> 同上 豊見城市			
被災原因				
被災物件	<input type="checkbox"/> 住家			
	<input type="checkbox"/> 非住家 ( <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他 )			
	<input type="checkbox"/> 車両 ( )			
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			
被災内容				

※写真等、被災状況を確認できる書類を添付してください。

## 被災証明書

上記のとおり証明します。

年 月 日

豊見城市長

印

## 【注意事項】

- ① この証明書は、申請内容に基づき、被災にあった事実を証明するものであり、住家の被害の程度（全壊、半壊など）を判定、証明するものではありません。  
※住家の被害の程度が必要な場合には、罹災証明書交付申請書にて申請してください。
- ② この証明書は、民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。



## 罹災証明書

整理番号

## 罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家*の 所在地	
住家*の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
家屋番号	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助用による住宅の応急修理等の対象となる住家)

備 考 (住家以外の被害等)	
-------------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

豊見城市長



## 建物被害認定再調査申請書

## 建物被害認定再調査申請書

年 月 日

豊見城市長 殿

下記のとおり、罹災証明書における建物被害認定の再調査を申請します。

申 請 者	住 所			
	ふりがな		電 話	( ) -
	氏 名		番 号	
再調査理由				
再調査理由 となる被害 程度	外壁：			
	屋根：			
	柱（又は耐力壁）：			
	天井：			
	内壁：			
	建具：			
	床（階段含む）：			
	設備：			
	基礎：			
添付資料：				

(留意事項)

この申請書を提出の際は、お持ちの全ての「罹災証明書」を添付してください。



## 義援金品領収書

## 義 援 金 品 領 収 書

No. \_\_\_\_\_

金 額 ￥ \_\_\_\_\_

品 名	数 量	備 考

以上のとおり受領致しました。  
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

\_\_\_\_\_  
殿

豊見城市災害対策本部長  
豊見城市長

印



## 公用令書

## □ 従事命令、協力命令（災害対策基本法施行規則別記様式第8）

従事第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名  災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 命ずる。 協力  年 月 日  処分権者 氏名 <span style="float: right;">印</span>	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

## □ 保管命令（災害対策基本法施行規則別記様式第9）

保管第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名  災害対策基本法 第 71 条 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 第 78 条第 1 項  年 月 日  処分権者 氏名 <span style="float: right;">印</span>				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。



□ 管理、使用、収用（災害対策基本法施行規則別記様式第 10）

管理（使用、収用）第	号						
		公	用	令	書		
						住 所	
						氏 名	
		災害対策基本法 第 71 条 の規定に基づき、次のとおり				管理	
		第 78 条第 1 項				を 使用 する。	
						収用	
		年 月 日					
						処分権者 氏名	印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

□ 変更（災害対策基本法施行規則別記様式第 11）

変更第	号						
		公	用	変	更	令	書
						住 所	
						氏 名	
		災害対策基本法 第 71 条 の規定に基づく公用令書（				年 月 日 第 号）に	
		第 78 条第 1 項					
係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。							
		年 月 日					
						処分権者 氏名	印

変更した処分の内容

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。



## □ 取消（災害対策基本法施行規則別記様式第 12）

取消第	号	公 用 取 消 令 書		
			住 所	
			氏 名	
災害対策基本法	第 71 条	の規定に基づく公用令書（	年 月 日 第	号）に
	第 78 条第 1 項			
係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。				
	年 月 日			
		処分権者 氏名		印

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。



## 市長への委任事項に関する規程

令和 8 年 3 月 26 日  
豊見城市防災会議 決定

## 市長への委任事項に関する規程

豊見城市防災会議は、次に掲げる事項に係る豊見城市地域防災計画の修正に関し、市長に委任するものとする。

- (1) 市の組織改革に伴う部課名及び役職名の変更
  - (2) 法令の改正に伴う当該法令の名称、引用条項又は字句の改正に係る変更（当該変更により記載内容の意味が変わるものを除く。）
  - (3) 防災気象情報の変更に伴う用語の整理に係る変更
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更
- 2 市長は、前項の規定により豊見城市地域防災計画の修正を行ったときは、遅滞なく豊見城市防災会議委員に対し、報告するものとする。

## 附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

